

文教厚生委員会

令和8年5月26日(火)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、木原高齢障がい福祉課長、棕木健康医療保険課長、
紀健康医療保険課健康増進担当課長、龍河子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、前本環境課長、小林税務課長、久保資産税課長、
道山国スポ・全スポ推進室長

〔教育部〕久佐教育長、佐々木教育部長、藤井教育総務課長

〔上下水道部〕草刈上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】山崎書記

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 令和9年度国県重点要望事項について | 【健康医療保険課】
【国スポ・全スポ推進室】 |
| (2) 地域生活支援事業について | 【高齢障がい福祉課】 |
| (3) 地域包括支援センターを介した居宅介護支援の依頼件数について | 【高齢障がい福祉課】 |
| (4) 高齢者人口等の推移について | 【高齢障がい福祉課】 |
| (5) 島根大学医学部医学科『地域枠』及び市内看護学校卒業生・入学生の
状況等について | 【健康医療保険課】 |
| (6) 令和8年度 浜田市国民健康保険料率について | 【健康医療保険課】 |
| (7) 定期の予防接種について | 【健康医療保険課】 |
| (8) 令和8年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について | 【子ども・子育て支援課】 【教育総務課】 |
| (9) こどもの権利に関する条例制定のスケジュール案等について | 【子ども・子育て支援課】 |
| (10) 令和7年度ごみの排出量等について | 【環境課】 |
| (11) 令和8年度 軽自動車税の当初賦課状況等について | 【税務課】 |
| (12) 令和8年度固定資産税の当初賦課状況等について | 【資産税課】 |
| (13) 第84回国民スポーツ大会について | 【国スポ・全スポ推進室】 |

裏面あり

- (14) 旧金城支所庁舎の解体工事中における浜田市立金城図書館の開館について 【教育総務課】
- (15) 水道料金の改定に伴う市民周知について 【水道管理課】
- (16) 浜田市工業用水道事業経営戦略の改定について 【水道管理課】
- (17) 浜田市下水道事業経営戦略の改定について 【水道管理課】
- (18) 第3次浜田市水道ビジョンについて 【工務課】
- (19) その他
- (配布物)
- ・放課後児童クラブの入会状況について 【子ども・子育て支援課】
 - ・令和8年度子育て支援ガイド 【子ども・子育て支援課】
 - ・令和8年度 運動会及び学習発表会等日程 【学校教育課】
 - ・令和8年度 学校別児童生徒数一覧表 【教育総務課】 【学校教育課】

2 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

3 その他

- (1)行政視察について（委員間で協議）
- (2)取組課題について（委員間で協議）

令和9年度国県重点要望事項 総括表(県知事要望分)

部	No.	要望項目
総務部	1	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について
	2	浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について
	3	米軍機による低空飛行訓練の中止について
健康福祉部	4	医師・看護師等医療従事者確保対策について
市民生活部	5	国民スポーツ大会の開催に向けた運営経費の支援について
産業経済部 都市建設部	6	重要港湾浜田港について
都市建設部	7	高規格道路の整備促進について
	8	矢原川ダムの事業推進について
合計		県知事要望 8件

総括表(部長以下要望分)

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
総務部	9	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について	○
	10	浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について	○
	11	米軍機による低空飛行訓練の中止について	○
健康福祉部	12	医師・看護師等医療従事者確保対策について	○
	13	浜田医療センター支援について	
		(1) 浜田医療センターに対する医療提供体制推進事業費補助金の交付について (2) 浜田医療センターに県(地方公共団体)からの医師派遣を行うための法改正について【新規】	
市民生活部	14	国民スポーツ大会の開催に向けた運営経費の支援について	○
産業経済部	15	基盤整備事業の推進について【新規】	
		【継続事業】	
		(1) 安城地区	
		(2) 杵東地区	
		(3) 久代地区	
		【新規事業】	
		(1) 小国地区 (2) 波佐地区	
都市建設部 ※一部産業経済部	16	重要港湾浜田港について	○
		(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について	○
		(2) 荷役業務等の安全確保について	○
		①新北防波堤の整備促進について	○
		②浜田港の曳船(タグボート)の確保について	
		(3) 臨港道路福井長浜線の整備促進について	
		(4) 貿易振興に対する支援について	○
		①浜田港国際定期コンテナ航路の安定化について	○
		②浜田港振興会の運営支援について	
		③大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について	
		(5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について	
		(6) 荷役ヤード確保への施策について【新規】	○

部	No.	要 望 項 目	備考 (知事要望の有無)
都市建設部	17	高規格道路の整備促進について	○
		(1) 浜田自動車道4車線化の事業推進について	○
	18	矢原川ダムの事業推進について	○
	19	本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について	
		(1) 主要地方道弥栄旭インター線 (小坂Ⅲ工区)	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①弥栄旭インター線 (小坂A工区)	
		(2) 林道	
		①林道金城弥栄線	
	20	まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について	
		(1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について	
		(2) 主要地方道田所国府線の改良について	
		①本郷工区(浜田作木線交差点～木田境)	
		②戸川工区(新戸川橋～栃谷橋)	
		(3) 主要地方道浜田美都線の改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①主要地方道田所国府線 入野工区、上府工区	
		②主要地方道浜田八重可部線 後野工区、今市2工区、都川2工区、今福工区	
		③主要地方道浜田美都線 木都賀工区	
		④主要地方道桜江金城線 追原C工区	
		⑤主要地方道三隅美都線 河内工区	
	21	地域を支える道路網の整備について	
		(1) 一般国道186号(上来原～波佐地内)の路肩拡幅整備について	
		(2) 一般県道今福芸北線(久佐～小国)の改良について	
		(3) 一般県道一の瀬折居線(周布地～樺田原)の改良について	
(4) 一般県道浜田商港線(起点側～青川バス停)の交差点改良について			
(5) 一般県道三隅井野長浜線(美川小学校～第一牛谷橋)の整備について			
(6) 一般県道波佐芸北線の未改良区間の改良について【新規】			

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
都市建設部	21	【継続事業分】	
		(1) 一般国道186号	
		①小国2工区 (新犬戻りトンネル)	
		(2) 県営農道整備事業 (農村地域防災減災事業)	
		①新開佐野地区 (緊急避難路整備)	
		②横山地区 (緊急避難路整備)	
		(3) 一般県道等	
		①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区	
		②一般県道三隅井野長浜線 三隅工区、井野工区	
		③一般県道美川周布線 穂出工区	
④一般県道一の瀬折居線 室谷工区			
都市建設部	22	安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について	
		【継続事業分】	
		(1) 周布川	
		①河口周辺	
		②その他	
		(2) 下府川	
		(3) 唐鑑川	
	23	県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について	
		【継続事業分】	
		(1) 急傾斜地崩壊対策事業について	
		①黒川地区	
		(2) 砂防事業について	
		①本郷川	
		②治和川	
		(3) 地すべり対策事業について	
	①高野地区地すべり対策事業		
	②浜田第四期地区地すべり対策事業		
24	海岸保全事業の促進について		
	【継続事業分】		
	三隅港海岸 (湊浦地区)		
合 計		部長以下要望16件 (知事要望8件を含む)	

令和 9 年度国県重点要望事項

1 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでいるところです。

日頃の海上自衛隊艦艇の公開や災害時における隊員の迅速かつ献身的な救助活動により、自衛隊に対する信頼感は厚く、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港は、市民にとって大きな安心につながるものと思っております。また、地元経済にとりましても、海上自衛隊艦艇の物資の補給など、非常に大きな効果があるものと考えております。

つきましては、海上自衛隊艦艇の物資補給基地の誘致に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

2 浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について

【要望先：防災部】

島根県におかれましては、重要港湾浜田港の整備に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。浜田市としましても、官民一体となって利活用促進に取り組んでいるところです。

浜田港には、現在、海上保安庁の浜田海上保安部が設置され、1,000t 型巡視船などが配備されております。

海上保安庁におかれましては、海上保安体制の強化を掲げ、今後、日本海側の海上監視体制の強化にも取り組まれる予定であります。

つきましては、浜田港の更なる利活用促進のため、是非とも、巡視船等の大型化、隻数の増強など、浜田海上保安部の機能強化に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事におかれましては、米軍機の低空飛行訓練による騒音問題につきまして、米軍機騒音等対策協議会とともに外務省、防衛省に要望活動を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、米軍機の低空飛行訓練による住民への耐え難い騒音被害は引き続き発生しており、事故への不安に悩まされるなど、日常生活に様々な悪影響を与えています。

この現状に鑑み、低空飛行が行われないよう、米軍関係当局に対し、更なる強力な対応をされるよう、国への働きかけをお願いいたします。

また、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するための措置をとることについても、引き続き働きかけをお願いいたします。

4 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

医師をはじめとする医療従事者につきまして、奨学金制度や島根大学との連携、しまね地域医療支援センターのキャリア支援など、様々な取組を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

浜田圏域の勤務医師の充足率については、令和 5 年は 85.2%、令和 6 年は 82.5%、令和 7 年は 83.7%と推移しておりますが、令和 6 年、令和 7 年については、県全体の充足率を下回っている状況です。

当市では、依然として中核病院における診療科の偏在が顕著であり、常勤医のいない診療科もあり、住民の不安は払拭されておられません。加えて、地域の医療を支える開業医の高齢化も進み、特に市街地での医療機関の閉院が続いている状況であり、一次医療体制の維持が危ぶまれるところです。

令和 7 年度末の浜田准看護学校の廃校を受け、浜田医療センター附属看護学校は、市内唯一の看護職員養成校となり、その存在意義は益々重要となっております。附属看護学校については、国立病院機構本部の意向により運営の見直しが引き続き検討されており、当市としては、看護学校に通う学生に対する奨学金制度の充実や附属看護学校存続のための支援を島根県にも応援していただき、学生の確保に努めているところであります。

地域の特性を踏まえた医師確保計画が着実に実行されることをお願いするとともに、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消につきまして、引き続きご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

5 国民スポーツ大会の開催に向けた運営経費の支援について

【要望先：島根かみあり国スポ・全スポ局】

2030 年に第 84 回国民スポーツ大会が島根県で開催され、本市では正式競技 5 競技 6 種目、公開競技 1 競技を開催する予定としています。

国民スポーツ大会の開催に当たっては、各競技会場の市町村において、運営経費や施設整備費が大きな負担となっています。

とりわけ近年は、物価高騰や地球温暖化による熱中症対策のために大会運営に係る経費が増加しており、今後、市町村の負担が更に増える可能性があることから、財政的な支援について格別のご高配をお願いいたします。

6 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いいたします。

(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

浜田港の岸壁は、近年の急速な船舶の大型化に対応できていない状況となっており、コンテナ船社からは 1,000TEU 積みコンテナ船の寄港を可能とする施設整備が求められています。

つきましては、船舶の大型化に対応するため、できるだけ早期に岸壁整備等港湾機能の強化を促進していただきますようお願いいたします。

(2) 荷役業務等の安全確保について

新北防波堤の整備促進について、引き続きのご支援をお願いいたします。

(3) 貿易振興に対する支援について

【要望先：商工労働部】

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成 13 年 3 月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域はもとより、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。

新型コロナウイルス禍以降、浜田港のコンテナ貨物取扱量は増加に転じ、令和 7 年度は過去最高を更新しました。

一方、荷主企業が、働き方改革とカーボンニュートラルに向けた物流改革や、BCP の観点から、より近い港の活用を検討される中、浜田港にとりましては国際航路の信頼と安定に向けた「定期航路週 2 便化」が喫緊の課題となっています。

「定期航路週 2 便化」の復活のためには、更なるコンテナ取扱貨物量の増加が急務であり、地域経済を支える物流拠点「浜田港」への、引き続きのご支援をよろしく申し上げます。

(4) 荷役ヤード確保への施策について【新規】

【要望先：土木部・商工労働部】

浜田港のコンテナ貨物取扱量が年々増加する中、これに伴う荷役ヤードの不足が深刻化しています。このままでは取扱量は頭打ちとなり、複便化等による安定的な航路の実現ができ

なくなることを危惧しています。荷役ヤードの確保につきましては、長期的な港湾整備と並行し、緊急的な施策の検討をお願いします。

7 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、浜田自動車道 4 車線化の事業推進に多大なるご支援をいただき感謝申し上げます。

(1) 浜田自動車道 4 車線化の事業推進について

令和 4 年度から事業化となった浜田自動車道（大朝 IC～旭 IC 間）の一部区間につきまして、事業推進に格別のご高配をお願いします。

また、優先整備区間に選定されている他区間につきましても、円滑な移動や大雪時の確実な通行を確保するため、早期事業採択に向けて引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

8 矢原川ダム事業の推進について

【要望先：土木部】

矢原川ダム事業につきましては、現在付替道路工事やダムサイトの地質調査・ダム本体の設計等が進められており、防災安全のためにも地元住民が大きな期待を寄せています。引き続き、早期完成に向けて格別のご高配をお願いします。

《以上県知事要望分》

《ここから部長以下要望分》

9 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

10 浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

11 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

12 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

※知事要望に同じ

13 浜田医療センター支援について

【要望先：健康福祉部】

日ごろからの浜田医療センターをはじめとする浜田市の医療機関への支援につきまして、深く感謝を申し上げます。

さて、浜田医療センターにおかれましては、浜田圏域の中核病院として必要な医療の提供を継続していくための経営改善等を積極的に実施しておられますが、昨今の人口減少などの影響もあり、厳しい経営が続いております。

つきましては、当センターが今後も地域の中核病院としての機能を維持できるよう次の2点について、格別のご高配をお願いいたします。

(1) 浜田医療センターに対する医療提供体制推進事業費補助金の交付について

浜田医療センターの三次救急医療体制を維持するためにも、国の医療提供体制推進事業費補助金の県負担分の財源を確保し、当センターへの交付をお願いします。

(2) 浜田医療センターに県（地方公共団体）からの医師派遣を行うための法改正について

【新規】

浜田医療センターでは、総合診療科（内科）など診療科によっては、今後、県からの派遣を必要とすることも想定されるため、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令」に独立行政法人国立病院機構に属する医療機関を追記していただくよう、国に対しての働きかけを行ってまいります。

県におかれましても働きかけを後押しいただくとともに、政令の改正が実現した際には、県の「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の改正について、速やかに対応いただきますよう重ねてお願いします。

14 国民スポーツ大会の開催に向けた運営経費の支援について

【要望先：島根かみあり国スポ・全スポ局】

※知事要望に同じ

15 基盤整備事業の推進について【新規】

【要望先：農林水産部】

日頃より農林行政にご支援いただき深く感謝申し上げます。

さて、浜田市においては持続的な農業を目的とし基盤整備を推進しております。

つきましては、継続地区における早期完成及び新規地区の事業実施に向け、次の地区の整備について格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【継続事業分】

- (1) 安城地区【弥栄】
- (2) 杵束地区【弥栄】
- (3) 久代地区【浜田】

【新規事業分】

- (1) 小国地区【金城】
- (2) 波佐地区【金城】

16 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

※知事要望に同じ

(2) 荷役業務等の安全確保について

① 新北防波堤の整備促進について

※知事要望に同じ

② 浜田港の曳船（タグボート）の確保について

【要望先：商工労働部】

1万トン以上の船舶の離着岸の際には、運航の安全確保のために基本的に2隻の曳船を必要としますが、浜田港には1隻しか常駐していません。

現在は必要に応じて、三隅港からの応援により対応していますが、三隅火力発電所2号機の完成によりその確保は年々難しくなっており、より遠方からの応援を要請せざるを得ない状況となっています。

曳船は港にとって極めて重要なインフラであり、曳船の不足により浜田港へ大型船の入出港が困難となることが無いよう、曳船の確保に向けた支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 臨港道路福井長浜線の整備促進について

福井ふ頭と長浜ふ頭を結ぶ重要な臨港道路であり、早期に完成するよう引き続きの整備促進をお願いします。

(4) 貿易振興に対する支援について

【要望先：商工労働部】

島根県内唯一の国際貿易港である浜田港の利用促進のため、次の点につきまして、ご支援賜りますよう格別のご高配をお願いします。

① 浜田港国際定期コンテナ航路の安定化について

※知事要望に同じ

② 浜田港振興会の運営支援について

事業者のニーズを踏まえた集荷対策には、効果的なポートセールス体制の整備を行い、航路の維持及び安定運航を確保することが必要です。また、浜田港港湾計画の実現には、取扱貨物量の増加に向けた取組が不可欠であり、その中心となる浜田港振興会の活動は重要性を増しています。

さらに、浜田港へのクルーズ客船の寄港が増加し、外国船籍のクルーズ客船の寄港も期待される中、誘致活動やおもてなし、インバウンド対応には、島根県及び石見圏域の関係者とともに、重点的に取り組む必要があります。

つきましては、浜田港振興会の役割にご理解をいただき、引き続き運営に対する人的・財政的ご支援をお願いします。

③ 大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について

平成 29 年に改訂された浜田港港湾計画では、長浜地区、福井地区の新規岸壁の造成等が示されています。この計画の実現により、大型船の入港が可能となり、国際定期コンテナ航路の週復便化など荷主に対する利便性を向上するため、より多くの貨物の取扱いが必要となります。

つきましては、県西部地域において、大型基幹貨物（ベースカーゴ）を取り扱っていただける企業の誘致を推進していただきますようお願いいたします。

(5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について

浜田港の港湾施設使用料は、利用促進のため各種減免措置を講じていただき感謝申し上げます。

財政上の困難さがあると承知しておりますが、原木等の国内移出入貨物については従来どおりの使用料であり、県外他港と比較し高い状況から、輸出入と同様に減免要望を利用者から頂戴しております。

県外他港との競争力を高め、取扱貨物量の増加と港の利用促進を図るため、更なるご配慮を賜りますようお願いいたします。

(6) 荷役ヤード確保への施策について【新規】

【要望先：土木部・商工労働部】

※知事要望に同じ

17 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

18 矢原川ダム of 事業推進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

19 本庁・支所間を 20 分で連絡する道路整備について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路整備を継続的に実施していただき厚くお礼を申し上げます。

地域間交流の活性化を図るため、次の区間の整備について、格別のご高配をお願いいたします。

(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）【弥栄】

高内～弥栄大橋間について、トンネルによる計画策定をお願いいたします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いいたします。

(1) 主要地方道

①弥栄旭インター線（小坂 A 工区）【弥栄】

(2) 林道

①林道金城弥栄線【金城・弥栄】

20 まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について

【要望先：土木部】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を担う道路です。農林道と連結した幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の効率的な整備について、格別のご高配をお願いいたします。

(1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について【旭】

岩畳工区の完了に伴い、赤谷工区（畑喰谷工区から改良済区間まで約 1 km）の改良整備について、事業化の検討をお願いいたします。

(2) 主要地方道田所国府線の改良について

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）【旭】

②戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）【旭】

幅員が狭く離合できないため、早期事業化をお願いします。

(3) 主要地方道浜田美都線の改良について【弥栄】

木都賀地内から市境までの改良整備について、格別のご高配をお願いします。

【継続事業分】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を持つ道路です。次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 主要地方道

①主要地方道田所国府線

・入野工区【金城】

・上府工区（吉原橋付近～府城センター付近）【浜田】

②主要地方道浜田八重可部線

・後野工区（佐野～国道 186 号）【浜田】

・今市 2 工区（丸原地区～今市地区）【旭】

当該区間は、過去に死亡事故が発生した箇所であり、地域住民も安全安心な道路整備を要望しており、早期完成をお願いします。

・都川 2 工区【旭】

・今福工区（久佐川橋付近）【金城】

③主要地方道浜田美都線 木都賀工区【弥栄】

④主要地方道桜江金城線 追原 C 工区【金城】

⑤主要地方道三隅美都線 河内工区【三隅】

21 地域を支える道路網の整備について

【要望先：土木部】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた道路網整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 一般国道 186 号（上来原～波佐地内）の路肩拡幅整備について【金城】

当区間は路肩幅員が狭いため、降雪時に大型車両同士の離合に注意を要する場面が多く発生します。また、道路側溝が路面よりも低い位置にあるため、車両の脱輪や路外逸脱の危険性が高い箇所でもあります。安全通行のための改善策として、上来原工区に引き続き、広島方面にむけ市道取付までの約 350mにつきまして、歩道を整備していただきますようお願いします。

(2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について【金城】

本路線は小国地区の生活道路であり、今福地区と小国地区を結ぶ幹線道路です。幅員狭小区間と落石危険箇所が多く通行に支障があるため、局部改良も踏まえた対応について検討をお願いします。

(3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫛田原）の改良について【三隅】

当区間は、狭小で交通難所となっているため、この区間のトンネルによる整備について検討をお願いします。

(4) 一般県道浜田商港線（起点側～青川バス停）の交差点改良について【浜田】

本路線の起点側交差点部分（国道 9 号合流部）は、それまでの 2 車線から 1 車線へ幅員が狭くなっているため、車両の離合が困難な状況となっています。特に大型車が通行する際は、対向車が交差点に進入できず、交通の流れが阻害される場面が多発しています。つきましては、交差点の改良に向けた検討をお願いします。

(5) 一般県道三隅井野長浜線（美川小学校～第一牛谷橋）の整備について【浜田】

当区間は、通学路として狭小であり、歩行者の安全通行の改善策として、拡幅・歩道整備をしていただきますようお願いします。

(6) 一般県道波佐芸北線の未改良区間の改良について【金城】【新規】

鉄屋橋前後の約 330m 及び宇野屋橋前後の約 30m の区間は、幅員が狭く、また見通しが悪いことから、過去に交通事故が発生しています。令和 6 年度に完了した波佐工区に引き続き、拡幅整備をしていただきますようお願いします。

【継続事業分】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 一般国道 186 号

①小国 2 工区（新犬戻りトンネル）【金城】

(2) 県営農道整備事業（農村地域防災減災事業）

①新開佐野地区（緊急避難路整備）【浜田・金城】

②横山地区（緊急避難路整備）【浜田】

(3) 一般県道等

①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区（名古屋橋～新福永橋）【浜田】

②一般県道三隅井野長浜線

・三隅工区（三隅美都線～三隅神社～浄蓮寺峠）【三隅】

・井野工区（下今明～小原）【三隅】

③一般県道美川周布線 穂出工区【浜田】

④一般県道一の瀬折居線 室谷工区【三隅】

22 安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について

【要望先：土木部】

【継続事業分】

河口堆積土砂等の浚渫について適時適切な実施をお願いします。

(1) 周布川 【浜田】

①河口周辺

冬場の波浪による、導流堤から右岸側への堆砂を原因として、係留施設への出入りの障害や水位上昇に伴う小河川の氾濫が発生するため、定期的な浚渫による河口閉塞の解消をお願いします。

②その他

近年、氾濫注意水位を超過することがあります。地域住民の安全・安心の確保のため、引き続き河川内の樹木伐採や河道掘削を進めていただくようお願いします。

(2) 下府川 【浜田】

掘込河道で計画された下府川下流部は、海浜部からの流砂により河口埋塞の恐れがあります。定期的な浚渫をお願いします。

(3) 唐鐘川 【浜田】

波浪により河口が閉塞し流水停滞が発生するため、定期的な浚渫をお願いします。

(4) 久代川 【浜田】

久代川の河口法線（海浜部）は大きく東側へ蛇行している上に、流砂による埋塞のため、豪雨時には排水不良による床下浸水が発生しています。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(5) 三隅川 【三隅】

三隅川河口部は、波浪による海浜部からの流砂により河口閉塞の恐れがあります。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

23 県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について

【要望先：土木部】

【継続事業分】

住環境の安全と県民の生命、財産を守る砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、引き続き事業の促進をお願いします。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について【浜田】

①黒川地区

(2) 砂防事業について【浜田】

①本郷川 ②治和川

(3) 地すべり対策事業について【浜田】

①高野地区地すべり対策事業

②浜田第四期地区地すべり対策事業

24 海岸保全事業の促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、継続的に海岸保全事業を実施していただき感謝申し上げます。

【継続事業分】

三隅港海岸（湊浦地区）の海岸保全事業について、引き続き事業の推進をお願いします。

地域生活支援事業について

1 障がい者相談支援事業

【事業概要】

- ・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障害福祉サービスの利用支援等
 - ・浜田圏域自立支援協議会における地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、改善等の推進
- ※国の実施要綱に、「障がい別に拠点を設置し、相互に連携することで相談支援体制を構築すること」の例示あり

【受託要件】

- (1) 浜田市又は江津市に事業所を有し、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業所であること
- (2) 浜田圏域自立支援協議会に参画し、圏域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、改善等の推進を行うこと
- (3) 次の①～⑧の業務内容を実施できる支援体制及び職員の専門性を有していること
 - ① 福祉サービスの利用援助
 - ② 社会資源を活用するための支援
 - ③ 社会生活力を高めるための支援
 - ④ ピアカウンセリング（必須でなく、実施に努める）
 - ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
 - ⑥ 専門機関の紹介
 - ⑦ 地域生活支援拠点等の拠点コーディネーター
 - ⑧ 障がい者の居住に関するサポート

【選定時の基準】

- (1) 受託要件を満たしていること
- (2) 受託事業所同士で相互に連携し、相談支援体制の構築が見込める実績があること
- (3) 浜田圏域自立支援協議会に積極的に参画し、相互に連携を図っている実績があること
- (4) 障がい者の課題解決を最優先に事業実施できる見込みがあること

2 居住サポート事業

【事業概要】

- ・公営住宅及び民間賃貸住宅への入居が困難な障がい者への必要な調整等に係る支援
- ・家主等への相談・助言を通じた、障がい者が地域で生活していくための支援

【受託要件】

浜田市又は江津市に事業所を有し、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業所等であること

【選定時の基準】

- (1)できる限り多くの課題を発見できる見込みがあること
- (2)退院支援、施設や病院から住み慣れた地域での自立した生活へ移行するための支援実績があること
- (3)障がい者の課題解決を最優先に事業実施できる見込みがあること

地域包括支援センターを介した居宅介護支援の依頼件数について

【要介護】

居宅介護支援事業所名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
A	0	3	2	3	8
B	2	5	1	5	13
C	1	3	0	1	5
D	9	14	4	3	30
E	8	12	5	3	28
F	2	9	4	4	19
G	4	7	5	2	18
H	1	0	0	4	5
I	3	4	7	15	29
J	3	3	1	3	10
K	0	4	0	4	8
L	3	4	5	6	18
M	7	9	5	12	33
N	1	0	2	0	3
O	0	9	6	6	21
P	4	4	3	4	15
Q	3	3	6	2	14
R	2	7	5	12	26
S	0	1	1	0	2
T	0	0	6	1	7
U	0	4	1	3	8
V	4	1	0	0	5
W	1	2	1	0	4
X	0	1	5	2	8
Y	3	2	0	0	5
Z	1	1	0	2	4
A [〃]	1	1	0	5	7
B [〃]	7	4	7	4	22
C [〃]	4	4	4	1	13
D [〃]	0	0	0	0	0
E [〃]	0	0	0	1	1
F [〃]	0	0	0	0	0
G [〃]	0	0	0	0	0
H [〃]	0	0	0	0	0
合計	74	121	86	108	389

高齢者人口等の推移について

1 浜田市の高齢者人口及び高齢化率などの推移

(各年度4月1日現在)

年度	人口	高齢者人口	高齢者以外人口	高齢化率(%)	高齢者の世帯状況(人)		
					独居世帯	高齢者世帯構成員数	その他世帯構成員数
R4	51,057	19,334	31,723	37.87%	6,379	8,143	4,812
R5	50,129	19,000	31,129	37.90%	6,323	8,092	4,585
R6	49,096	18,903	30,193	38.50%	6,369	8,070	4,464
R7	48,048	18,657	29,391	38.83%	6,390	7,978	4,289
R8	47,023	18,423	28,600	39.18%	6,388	7,940	4,095

(%は小数点以下第3位を四捨五入)

2 高齢者の状況等(令和8年4月1日)

(1) 地域別・男女別高齢者人口等

地域	人口(人)			高齢者人口(65歳以上)(人)			高齢者の世帯状況(人)			高齢化率(%)
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	独居世帯	高齢者世帯構成員数	その他世帯構成員数	
浜田	16,757	18,328	35,085	5,417	7,452	12,869	4,499	5,640	2,730	36.68
金城	1,768	1,872	3,640	711	911	1,622	467	736	419	44.56
旭	1,153	1,117	2,270	439	583	1,022	371	391	260	45.02
弥栄	491	524	1,015	255	294	549	246	209	94	54.09
三隅	2,452	2,561	5,013	1,035	1,326	2,361	805	964	592	47.10
合計	22,621	24,402	47,023	7,857	10,566	18,423	6,388	7,940	4,095	39.18

(2) 地区別・男女別高齢者人口等

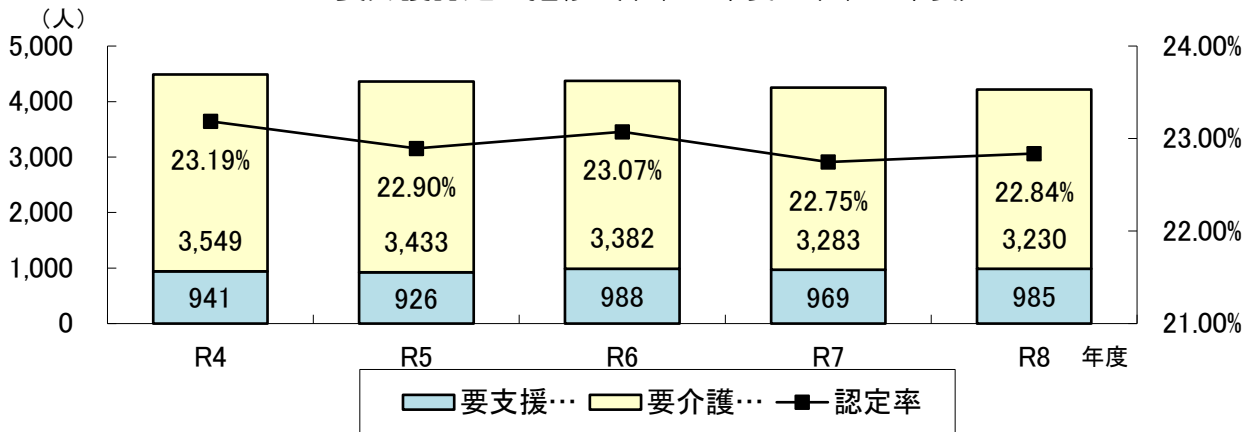
地区名	人口(人)			前期高齢者人口(65-74歳)(人)			後期高齢者人口(75歳以上)(人)			高齢化率(%)
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
浜田	3,643	4,051	7,694	510	574	1,084	696	1,127	1,823	37.78
石見	5,370	5,820	11,190	716	760	1,476	897	1,430	2,327	33.99
長浜	2,171	2,426	4,597	345	352	697	411	704	1,115	39.42
周布	2,295	2,488	4,783	335	349	684	402	593	995	35.10
美川	715	784	1,499	120	142	262	174	288	462	48.30
国府	2,563	2,759	5,322	366	405	771	445	728	1,173	36.53
小計浜田	16,757	18,328	35,085	2,392	2,582	4,974	3,025	4,870	7,895	36.68
久佐	135	166	301	35	28	63	36	48	84	48.84
今福	210	219	429	38	50	88	49	76	125	49.65
美又	116	121	237	31	28	59	32	48	80	58.65
雲城	1,063	1,098	2,161	188	177	365	170	272	442	37.34
波佐	175	194	369	37	38	75	52	89	141	58.54
小国	69	74	143	14	19	33	29	38	67	69.93
小計金城	1,768	1,872	3,640	343	340	683	368	571	939	44.56
今市	682	601	1,283	70	70	140	112	168	280	32.74
木田	95	108	203	24	26	50	29	47	76	62.07
和田	200	212	412	44	39	83	55	92	147	55.83
都川	86	91	177	28	24	52	30	47	77	72.88
市木	90	105	195	22	21	43	25	49	74	60.00
小計旭	1,153	1,117	2,270	188	180	368	251	403	654	45.02
安城	278	297	575	62	45	107	81	124	205	54.26
杵束	213	227	440	50	36	86	62	89	151	53.86
小計弥栄	491	524	1,015	112	81	193	143	213	356	54.09
岡見	509	497	1,006	100	83	183	109	181	290	47.02
三保	745	771	1,516	120	134	254	180	258	438	45.65
白砂	116	109	225	28	20	48	19	34	53	44.89
三隅	755	814	1,569	137	129	266	142	236	378	41.05
黒沢	93	111	204	27	26	53	29	46	75	62.75
井野	234	259	493	58	48	106	86	131	217	65.52
小計三隅	2,452	2,561	5,013	470	440	910	565	886	1,451	47.10
合計	22,621	24,402	47,023	3,505	3,623	7,128	4,352	6,943	11,295	39.18

(%は小数点以下第3位を四捨五入)

3 浜田市の要支援・要介護認定の推移（各年度4月1日現在）

年度	第1号被保険者数	要支援認定者数	要介護認定者数	認定者数	認定率
R4	19,365	941	3,549	4,490	23.19%
R5	19,039	926	3,433	4,359	22.90%
R6	18,939	988	3,382	4,370	23.07%
R7	18,693	969	3,283	4,252	22.75%
R8	18,455	985	3,230	4,215	22.84%

要介護認定の推移（令和4年度～令和8年度）

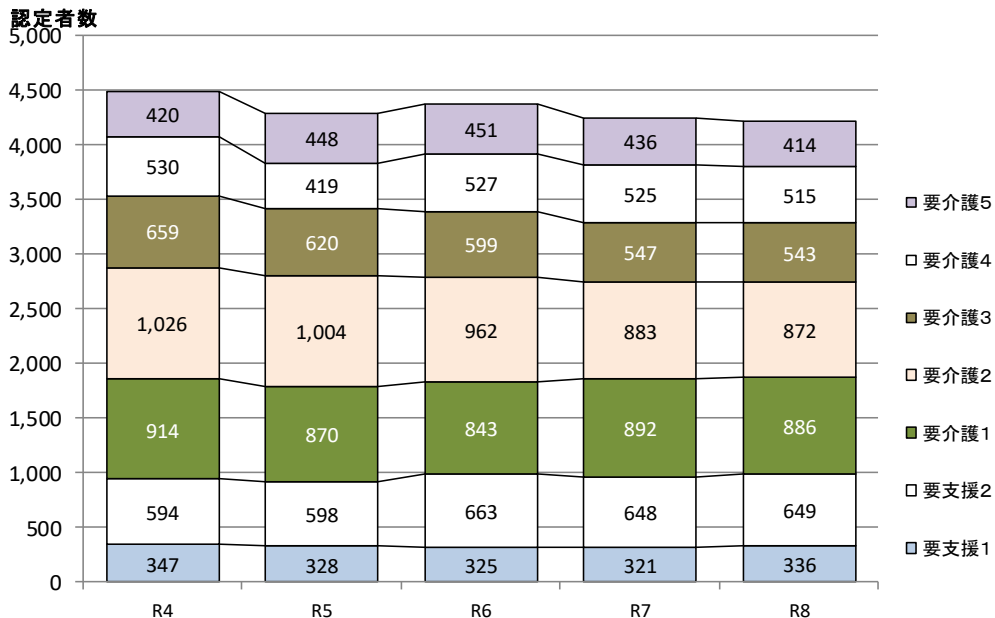


要支援・要介護認定区分別の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	高齢者人口	認定率
R4	347	594	914	1,026	659	530	420	4,490	19,365	23.19%
R5	328	598	870	1,004	620	419	448	4,359	19,039	22.90%
R6	325	663	843	962	599	527	451	4,370	18,939	23.07%
R7	321	648	892	883	547	525	436	4,252	18,693	22.75%
R8	336	649	886	872	543	515	414	4,215	18,455	22.84%

(第2号被保険者を除く)

各年度4月1日現在



島根大学医学部医学科『地域枠』及び
 市内看護学校卒業生・入学生の状況等について

◆令和 7 年度 卒業生の状況

1. 島根大学医学部医学科「地域枠」【浜田市出身】

R3	R4	R5	R6	R7
2	3	0	0	2

2. 浜田医療センター附属看護学校

卒業生の就職状況

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
17 (18)		1	1 (3)	3 (5)	2 (3)		(1)	24 (30)	
鳥取	広島	山口	岡山	福岡	東京	大分	兵庫	県外合計	
(1)	2 (3)	(1)	3	1 (1)	1	(1)	(2)	9 (9)	
保健師 学校進学	助産師 学校進学	保健師 大学	助産師 大学別科	その他	奈良	愛知		その他合計	
	1 (2)	(1)	1 (2)		1	1		2 (5)	
							※ () は昨年度卒業生数	35	
※浜田市のうち、浜田医療センター							17人	総合計	44 (44)

浜田市内の就職状況

(単位：人)

R3	R4	R5	R6	R7
16	13	14	18	17

3. 浜田准看護学校

卒業生の就職状況

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
1 (5)		(1)						1 (6)	
鳥取県	広島県	山口県	岡山県	大阪府				県外合計	
				1				1 (0)	
看護学校 進学	その他							その他合計	
	2 (1)							2 (1)	
							※ () は昨年度卒業生数	4	
※浜田市のうち、診療所							1人	総合計	7 (7)

浜田市内の就職状況

(単位：人)

R3	R4	R5	R6	R7
8	2	5	5	1

【裏面は入学生の状況】

◆令和8年度 入学生の状況

1. 島根大学医学部医学科『地域枠』【定員 10 人】

浜田市出身入学者数の推移

(単位：人)

R4	R5	R6	R7	R8
2	2	0	0	0

R4～R8 年度入学者 4 名のうち男性 4 人、女性 0 人

2. 浜田医療センター附属看護学校【定員 40 人】

入学者数の推移

(単位：人)

R4	R5	R6	R7	R8
45	39	45	39	36

出身地別

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
11 (8)	2 (4)	4 (3)	3 (7)	9 (7)	3 (4)	2 (1)		34 (34)	
鳥取	広島	山口	岡山	大阪	神奈川	香川	中国	県外合計	
1	1 (1)	(1)			(1)	(1)	(1)	2 (5)	
								総合計	36 (39)

※ () は昨年度入学者数

入学者のうち男性 6 人、女性 30 人

《一般》受験者 15 人、合格者 15 人、実質倍率 1.0 倍、辞退者 7 人

《推薦》受験者 23 人、合格者 23 人、実質倍率 1.0 倍、辞退者 0 人

《社会人》受験者 0 人、合格者 0 人

《総合型選抜》受験実人数 4 人、合格実人数 4 人

3. 浜田准看護学校【令和7年度より募集停止】

入学者数の推移

(単位：人)

R4	R5	R6	R7	R8
17	9	6	—	—

◆浜田市医療従事者等宿舎の状況（令和8年4月1日現在）

浜田医療センター（南側棟 6 戸）： 令和8年3月31日 市に返還

浜田市医師会（北側棟 6 戸）： 令和7年3月1日 市に返還

令和8年度 浜田市国民健康保険料率について

令和8年度の浜田市国民健康保険料率は、浜田市国民健康保険運営協議会（令和8年5月14日開催）へ諮問し、その答申に基づき決定しました。

医療分と支援金分の合計については、所得割率を0.62ポイント、被保険者均等割額を6,200円、世帯別平等割額を2,400円それぞれ引き上げます。

介護分については、所得割率を0.32ポイント、被保険者均等割額を2,800円、世帯別平等割額を200円それぞれ引き上げます。

国の子育て支援策の財源として創設された子ども・子育て支援金（子ども分）については、所得割率を0.30ポイント、被保険者均等割額を1,040円、世帯別平等割額を800円とします。

【浜田市国民健康保険料率】

区 分			令和8年度	令和7年度	対前年度 比較	
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	11.24%	10.62%	0.62pt	
		被保険者均等割	38,800円	32,600円	6,200円	
	応益割	世帯別平等割	23,200円	20,800円	2,400円	
		賦課限度額	93万円	92万円	1万円	
	医療分	応能割	所得割	8.22%	7.58%	0.64pt
			被保険者均等割	27,800円	21,800円	6,000円
		応益割	世帯別平等割	17,000円	14,600円	2,400円
			賦課限度額	67万円	66万円	1万円
	支援金分	応能割	所得割	3.02%	3.04%	▲0.02pt
			被保険者均等割	11,000円	10,800円	200円
応益割		世帯別平等割	6,200円	6,200円	-	
		賦課限度額	26万円	26万円	-	
介護分	応能割	所得割	2.90%	2.58%	0.32pt	
		被保険者均等割	13,000円	10,200円	2,800円	
	応益割	世帯別平等割	5,600円	5,400円	200円	
		賦課限度額	17万円	17万円	-	
子ども分	応能割	所得割	0.30%	0.00%	0.30pt	
		被保険者均等割	1,040円	0円	1,040円	
	応益割	世帯別平等割	800円	0円	800円	
		賦課限度額	3万円	0万円	3万円	

【浜田市国民健康保険加入見込み】

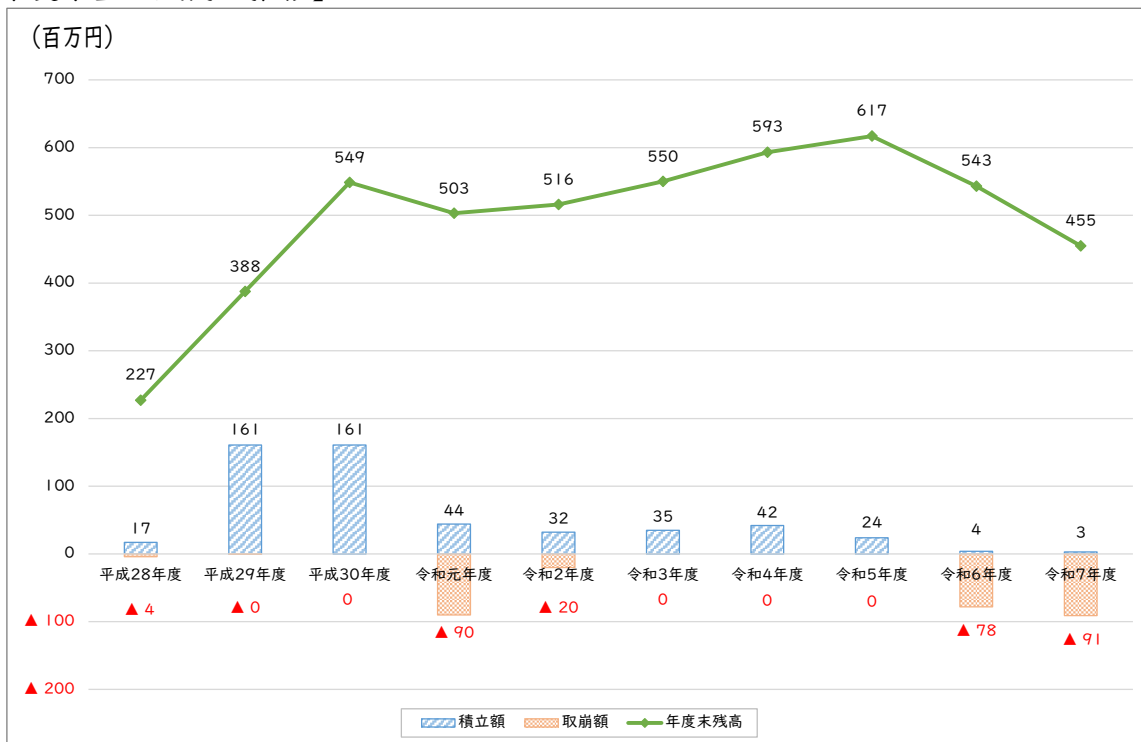
区 分	令和8年度 年度平均見込み	令和7年度 年度平均	差
世帯数	5,264世帯	5,812世帯	▲548世帯
被保険者数	7,506人	7,794人	▲288人
介護保険第2号被保険者(40～64歳)	2,165人	2,146人	19人

【料率の算定過程】

区分		①R7料率 同率試算	②繰入なし	③繰入あり	令和7年度当 初賦課	
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	10.62%	12.37%	11.24%	10.62%
	応益割	被保険者均等割	32,600円	44,400円	38,800円	32,600円
		世帯別平等割	20,800円	25,800円	23,200円	20,800円
	賦課限度額		93.0万円	93.0万円	93.0万円	92.0万円
	基金繰入必要額		約13,700万円	約0万円	約7,600万円	約12,700万円
介護分	応能割	所得割	2.58%	2.90%	2.90%	2.58%
	応益割	被保険者均等割	10,200円	13,000円	13,000円	10,200円
		世帯別平等割	5,400円	5,600円	5,600円	5,400円
	賦課限度額		17.0万円	17.0万円	17.0万円	17.0万円
	基金繰入必要額		約0万円	約0万円	約0万円	約0万円
子ども分	応能割	所得割	0.00%	0.30%	0.30%	0.00%
	応益割	被保険者均等割	0円	1,000円	1,000円	0円
		世帯別平等割	0円	800円	800円	0円
	賦課限度額		0.0万円	3.0万円	3.0万円	0.0万円
	基金繰入必要額		約0万円	約0万円	約0万円	約0万円

(注)前年度料率等と比べて上がる欄は赤色太字、下がる欄は緑色斜字で表示。

【年度末基金残高の推移】



定期の予防接種について

【RS ウイルス感染症の予防接種】（新規） A 類疾病

妊婦に対しての RS ウイルス感染症の予防接種が開始されました。妊婦健康診査を受託されている医療機関と委託契約を行い、実施しています。

案内方法 母子手帳交付済の対象者 80 人に個別通知。以後、母子手帳交付時に予防接種の説明の実施

【定期（高齢者）の予防接種】 B 類疾病

	高齢者の肺炎球菌	带状疱疹	インフルエンザ	新型コロナウイルス
開始年	平成 26 年度	令和 7 年度	平成 13 年度	令和 6 年度
対象者 （※1 60 歳以上 65 歳未満の方は一定の基準の方が該当になります）	65 歳の者※1 （65 歳の誕生日到達から 66 歳誕生日前日まで）	65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳※1 （当該年度内に上記年齢に達する方） 例 65 歳 昭和 36 年 4 月 2 日生～ 昭和 37 年 4 月 1 日生	65 歳以上※1	65 歳以上※1
実施期間	通年	通年（当該年度のみ）	10 月から 1 月	10 月から 1 月
案内通知	65 歳誕生月の翌月に通知します	4 月末に当該年度の該当者に通知します	なし	なし
ワクチン	20 価肺炎球菌ワクチン※2	①水痘ワクチン（生） ②組換え带状疱疹ワクチン	インフルエンザ H A ワクチン※3	新型コロナウイルスワクチン
回数	1 回	① 1 回 ② 2 回	毎年 1 回	毎年 1 回
自己負担 1 回につき	4,000 円	① 3,000 円 ② 7,000 円	1,500 円 高用量の自己負担額は未定	5,000 円
対象者数 接種者数 接種率 （令和 7 年度）	646 人 250 人 38.7%	3,987 人 1,321 人（実人数） 33.1% 延 生 358 回 組み換え 1,889 回	18,528 人 10,981 人 59.3%	18,528 人 2,294 人 12.4%

※2 昨年度までは 23 価肺炎球菌ワクチンで、自己負担は 3,000 円でした。

※3 75 歳以上の方のインフルエンザワクチンは、従来のインフルエンザワクチンまたは高用量のインフルエンザワクチンの接種のどちらかを選択して接種することになる予定です。

令和8年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について

1 令和8年度幼児教育・保育施設の変更点について

「保育所」から「保育所型認定こども園」へ移行した施設

・認定こども園美川保育園

「本園」から「分園」へ移行した施設

・認定こども園美川保育園分園やさかこども園(旧:認定こども園やさかこども園)

2 浜田市の未就学児童及び施設入所(園)児童の状況について

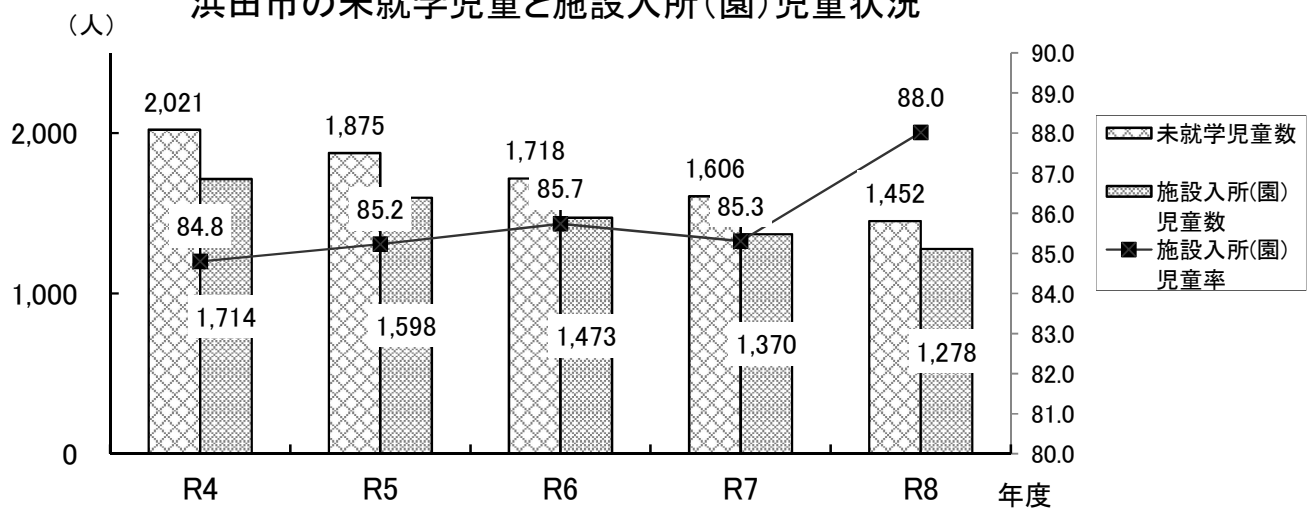
各年度4月1日現在

年度	人口 人	未就学 児童数 人	施設入所(園) 児童数 人	施設入所(園) 児童率 %	施設別入所(園)状況		
					保育所 人	認定こども園 幼児園部 人	幼稚園 人
R4	51,057	2,021	1,714	84.8	1,572	76	66
R5	50,129	1,875	1,598	85.2	1,468	71	59
R6	49,096	1,718	1,473	85.7	1,381	52	40
R7	48,048	1,606	1,370	85.3	1,265	83	22
R8	47,023	1,452	1,278	88.0	1,194	67	17

※保育所は、認可外保育施設を含む。

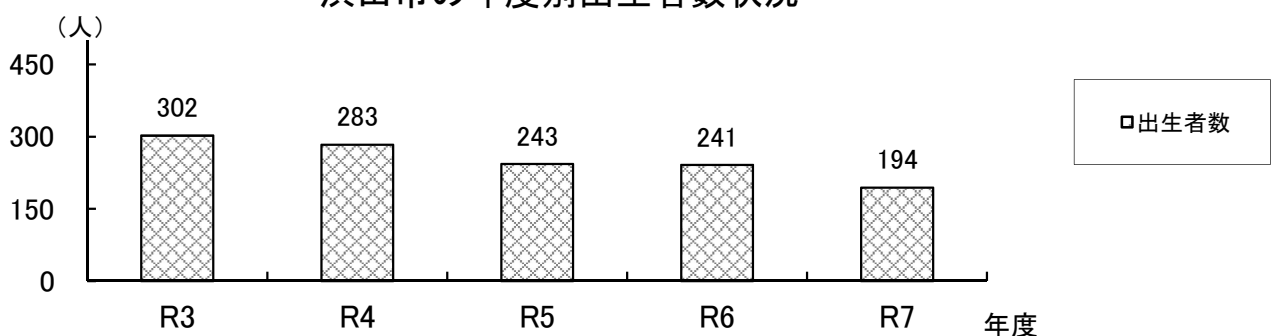
浜田市の未就学児童と施設入所(園)児童状況

(各年度4月1日現在)



浜田市の年度別出生者数状況

(各年度中出生者数)



○浜田市の未就学児童の状況について

1 人口構成等の状況(R8.4.1現在)

地域	人口	世帯数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	R7年	増減(R8-R7)
浜田	35,085	18,374	156	178	205	224	215	215	1,193	1,306	△ 113
金城	3,640	1,784	12	15	10	24	19	19	99	102	△ 3
旭	2,270	1,211	5	11	9	4	11	14	54	71	△ 17
弥栄	1,015	605	1	0	1	1	2	1	6	9	△ 3
三隅	5,013	2,642	9	14	15	14	24	24	100	118	△ 18
合計	47,023	24,616	183	218	240	267	271	273	1,452	1,606	△ 154

2 施設の入所状況(R8.4.1現在)

地域		施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	R7年	増減(R8-R7)
浜田	私立保育所	11	23	100	103	121	102	106	555	632	△ 77
	こども園(保育)	7	19	51	87	81	85	81	404	365	39
	こども園(幼児)		-	-	-	16	20	18	54	68	△ 14
	公立幼稚園	1	-	-	-	2	5	10	17	22	△ 5
	私立幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	認可外保育施設	1	0	3	3	2	2	1	11	23	△ 12
	計	20	42	154	193	222	214	216	1,041	1,110	△ 69
金城	私立保育所	3	2	15	11	18	16	16	78	81	△ 3
	計	3	2	15	11	18	16	16	78	81	△ 3
旭	こども園(保育)	1	1	9	6	3	5	7	31	35	△ 4
	こども園(幼児)		-	-	-	1	6	6	13	15	△ 2
	計	1	1	9	6	4	11	13	44	50	△ 6
弥栄	こども園分園(保育)	1	0	0	1	1	2	0	4	9	△ 5
	計	1	0	0	1	1	2	0	4	9	△ 5
三隅	私立保育所	3	2	13	12	17	22	23	89	97	△ 8
	計	3	2	13	12	17	22	23	89	97	△ 8
広域※	広域保育所	-	0	3	4	1	3	4	15	15	0
	広域こども園(保育)	-	1	1	1	1	3	1	8	6	2
	広域小規模A型	-	1	0	0	0	0	0	1	2	△ 1
	広域幼稚園	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	計	-	2	4	5	2	6	5	24	23	1
合計	私立保育所	17	27	128	126	156	140	145	722	810	△ 88
	広域保育所	-	0	2	3	4	1	3	13	15	0
	こども園(保育)	9	20	60	94	85	92	88	439	409	30
	認可外保育施設	1	0	3	3	2	2	1	11	23	△ 12
	広域こども園(保育)	-	1	1	1	1	3	1	8	6	2
	広域小規模A型	-	1	0	0	0	0	0	1	2	△ 1
	小計	27	49	194	227	248	238	238	1,194	1,265	△ 69
	こども園(幼児)	-	-	-	-	17	26	24	67	83	△ 16
	公立幼稚園	1	-	-	-	2	5	10	17	22	△ 5
	私立幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	広域幼稚園	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	19	31	34	84	105	△ 21	
合計	28	49	194	227	267	269	272	1,278	1,370	△ 90	
施設入所児童率			26.8%	89.0%	94.6%	100.0%	99.3%	99.6%	88.0%	85.3%	2.7%
施設未利用者			134	24	13	0	2	1	174	236	△ 62

※広域とは市外を意味しており、浜田市の乳幼児が市外の施設に入所する場合を「広域入所」と言います。

こどもの権利に関する条例制定のスケジュール案等について

1 制定までのスケジュール案について

年度	R8年度												R9年度												R10年度											
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
		こどもワークショップ			制定委員会設置準備			制定委員会設置			ワークショップ準備 アンケート作成	Webアンケート実施	条例検討ワークショップ			ヒアリング調査			条例骨子作成						素案作成		条例案作成	市へ答申				市議会上程				

※令和 8 年 7 月 20 日に東洋大学との共催により、こどもワークショップ及び市民講座（仮称）を開催予定（会場は浜田市総合福祉センター）。

※7月21日には、関係部署（市議会議員含む）に対する条例制定に関する研修会を開催予定（会場は浜田まちづくりセンター）。

2 制定に向けた進め方について

条例制定業務を「特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所」へ業務委託し、令和 8 年度は次の業務内容について助言等を行ってもらう予定です。

- ・ 条例制定に向けた工程検討への助言
- ・ アンケート調査等の実施に伴う業務への支援
- ・ 会議・協議等への対応
- ・ アドバイザーの派遣

《特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所について》

- ・ 平成 14 年設立。大学教員、弁護士、医師等で構成。
- ・ こどもの権利に関する研究活動に取り組み、近年はこどもの権利に関する条例制定に取り組む自治体への助言を行っている。（埼玉県和光市、東京都世田谷区、東京都武蔵野市など）

令和 7 年度ごみの排出量等について

浜田市では、ごみの量を減らすために、ごみの分別収集やリサイクルボックスの設置などさまざまな取組みを行っています。

ごみの排出状況の前年度比較と目標値

項目	年度		前年度 比較	参考
	令和 7 年度	令和 6 年度		(上段：中間目標)※ R7 (下段：計画目標)※ R12
ごみの総排出量 (トン)	16,053	16,058	△ 5	17,455 ----- 15,916
1人1日平均のごみ排出量(グラム)	906	888	18	956.9 ----- 938.3
リサイクル率 (%)	20.76	20.67	0.09	21.4 ----- 22.0

※目標値は、第 3 次浜田市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）に基づいています。

ごみの排出量は減少しました

令和 7 年度に市内から出されたごみ排出量の総量は、16,053 トンで、前年度と比較して 5 トン減少しました。

ごみ排出量の総量の中で年間収集量は 74 トン増加しましたが、年間直接搬入量は 79 トン減少しました。

1 人 1 日平均排出量については、18 グラム増加しました。

令和 12 年度の目標達成には

第 3 次浜田市一般廃棄物処理基本計画の目標数値について、ごみ排出量は目標に達していますが、リサイクル率については目標に届いておりません。引き続きごみ排出量減量やリサイクルの推進を図り、これからも地球環境を守るため「できるだけごみを出さないこと」を心がけながら、正しいごみの分け方・出し方の啓発に取り組んでいきます。

令和7年度 ごみの排出量等について

浜田市における年度別ごみ排出量の推移

No.	区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	前年度比較(R6-R5)		
						増減量(数)	増減率	
	行政区域内人口 ※1 (人)	48,523	49,548	50,596	51,629	△ 1,025	△ 2.07%	
	行政区域内世帯数 ※1 (世帯)	26,149	26,316	26,630	26,898	△ 167	△ 0.63%	
1	①年間収集量 (t)	9,937	9,863	10,519	11,259	74	0.75%	
2	燃やせるごみ	7,949	7,774	8,315	8,838	175	2.25%	
3	燃やせないごみ	354	378	392	429	△ 24	△ 6.35%	
4	資源ごみ	古紙	696	741	794	907	△ 45	△ 6.07%
5		空缶	122	129	138	150	△ 7	△ 5.43%
6		ペット・プラ容器包装	558	567	590	621	△ 9	△ 1.59%
7		びん	237	256	271	288	△ 19	△ 7.42%
8		廃乾電池 ※2	21	18	19	26	3	16.67%
9	1人1日平均収集量 (g)	561	545	568	597	16	2.94%	
10	1世帯1日平均収集量 (g)	1,041	1,027	1,079	1,147	14	1.36%	
11	②年間直接搬入量 (t)	6,116	6,195	6,324	6,728	△ 79	△ 1.28%	
12	燃やせるごみ	5,238	5,283	5,683	6,000	△ 45	△ 0.85%	
13	燃やせないごみ	419	448	436	509	△ 29	△ 6.47%	
14	資源ごみ	古紙	392	404	152	170	△ 12	△ 2.97%
15		空缶	14	12	11	10	2	16.67%
16		ペット・プラ容器包装	21	18	15	15	3	16.67%
17		びん	32	30	27	24	2	6.67%
18	総 計 (①+②)	16,053	16,058	16,843	17,987	△ 5	△ 0.03%	
19	可燃(焼却)・不燃(破碎・埋立)ごみ量	13,960	13,883	14,826	15,776	77	0.55%	
20	排出量対比(%) (H17を100とする)	71.53	71.14	75.97	80.84	0.39	0.55%	
21	資源ごみ排出量 (t)	2,093	2,175	2,017	2,211	△ 82	△ 3.77%	
22	総量のうち資源ごみの割合 (%)	13.04	13.54	11.98	12.29	△ 0.50	△ 3.69%	
23	リサイクル量 ※3 (t)	3,332	3,319	3,330	3,591	13	0.39%	
24	リサイクル率 (%)	20.76	20.67	19.77	19.96	0.09	0.44%	
25	1人1日平均排出量 (g)	906	888	910	954	18	2.03%	
26	1世帯1日平均排出量 (g)	1,682	1,672	1,728	1,832	10	0.60%	
27	年間総排出量対比(%) (H17を100とする)	66.76	66.78	70.04	74.80	△ 0.02	△ 0.03%	

※1 行政区域内人口・世帯数は各年度3月末現在の数値となっています。

(島根あさひ社会復帰促進センター入所者見込1,500人を含む。)

※2 廃乾電池は、令和3年度に3年分、令和4年度以降は当該年度分の処理を行いました。

今後も毎年リサイクル処理を行います。

※3 「リサイクル量」欄の数値は、「資源ごみ排出量」から汚れなどの理由により資源化できなかったものの数量を除き、エコクリーンセンターの可燃ごみの焼却から発生した「スラグ」及び「メタル」と不燃ごみ処理場の不燃ごみから回収した「金属(くず鉄)」の数量を加えたものです。

※4 表示単位未満は、単純四捨五入のため合計は必ずしも一致しません。

令和8年度 軽自動車税の当初賦課状況等について

(1) 軽自動車税の当初賦課状況について（詳細は裏面）

昨年度と比較して、当初賦課調定額は、約230万円の増となりました。

	令和8年度	令和7年度	増 減	前年度比
当初歳入予算額	206,316,000円	204,839,000円	1,477,000円	100.7%
当初賦課調定額	213,115,900円	210,810,000円	2,305,900円	101.1%
課税台数	25,909台	26,037台	▲128台	99.5%
原付・二輪	9,135,700円	9,198,600円	▲62,900円	99.3%
課税台数	2,961台	3,017台	▲56台	98.1%
四 輪	200,998,300円	198,641,500円	2,356,800円	101.2%
課税台数	21,927台	22,005台	▲78台	99.6%
小型特殊	2,981,900円	2,969,900円	12,000円	100.4%
課税台数	1,021台	1,015台	6台	100.6%

(2) 調定額の主な増減理由

- ① 四輪軽自動車の新税額適用車両の課税台数935台の増 865万円増
- ② 四輪軽自動車の旧税額適用車両の課税台数1,310台の減 997万円減
- ③ 四輪軽自動車の重課税額適用車両の課税台数291台の増 365万円増

(3) 納税通知書発送件数

	令和8年度		令和7年度		増 減	前年度比
	発送件数	割合	発送件数	割合		
課税台数 (納税通知書発送件数)	25,909台	100.0%	26,037台	100.0%	▲128台	99.5%
納付書納付	16,944台	65.4%	17,036台	65.4%	▲92台	99.4%
口座振替	8,965台	34.6%	9,001台	34.6%	▲36台	99.6%
納税義務者数	17,610人	—	17,764人	—	▲154人	99.1%

(4) 納税通知書発送日 令和8年5月8日（金）

《参考》当初賦課調定の内訳

(単位；台数：台、調定：円)

車種	旧税額 ※1	新税額 ※2	重課 税額 ※3	令和8年度		令和7年度		当初賦課前年度比較			
				課税 台数 ①	調定額 ②	課税 台数 ③	調定額 ④	課税 台数 ①-③	調定額 ②-④		
原 付 ・ 二 輪	原動機付 自転車	第一種 (~50CC)	—	2,000	—	1,407	2,814,000	1,479	2,958,000	▲72	▲144,000
		新基準 (~125CC)※4	—	2,000	—	4	8,000	—	—	4	8,000
		第二種乙 (51CC~90CC)	—	2,000	—	94	188,000	94	188,000	0	0
		第二種甲 (91CC~125CC)	—	2,400	—	360	864,000	369	885,600	▲9	▲21,600
		特定小型	—	2,000	—	8	16,000	5	10,000	3	6,000
		ミニカー	—	3,700	—	17	62,900	18	66,600	▲1	▲3,700
	軽二輪(126CC~250CC)	—	3,600	—	518	1,864,800	509	1,832,400	9	32,400	
	小型二輪(251CC~)	—	6,000	—	553	3,318,000	543	3,258,000	10	60,000	
	小計	—	—	—	2,961	9,135,700	3,017	9,198,600	▲56	▲62,900	
	四 輪	乗 用	営業用	6,600	6,900	8,200	20	138,800	18	122,800	2
自家用			8,600	10,800	12,900	15,259	166,066,600	15,263	163,442,000	▲4	2,624,600
貨物用		営業用	3,600	3,800	4,500	125	485,800	139	524,300	▲14	▲38,500
		自家用	4,800	5,000	6,000	6,523	34,307,100	6,585	34,552,400	▲62	▲245,300
小計		—	—	—	21,927	200,998,300	22,005	198,641,500	▲78	2,356,800	
小 型 特 殊	農耕作業用	—	2,000	—	780	1,560,000	774	1,548,000	6	12,000	
	その他	—	5,900	—	241	1,421,900	241	1,421,900	0	0	
	小計	—	—	—	1,021	2,981,900	1,015	2,969,900	6	12,000	
合 計	—	—	—	25,909	213,115,900	26,037	210,810,000	▲128	2,305,900		

※1 旧税額：初度検査年月が平成25年4月～平成27年3月の四輪に適用（平成27年度の税額）

※2 新税額：初度検査年月が平成27年4月以降の四輪または、二輪や小型特殊自動車に適用

なお、四輪のうち一定の環境性能基準を満たした車両については、軽課税額を適用

※3 重課税額：新規登録から13年経過（初度検査年月が平成25年3月以前）の四輪に適用

※4 新基準：総排気量が125cc以下のクラスのバイクの最高出力を4.0kw（50cc相当）以下に制御したバイク

令和8年度固定資産税の当初賦課状況等について

(1) 固定資産税の当初賦課状況

令和7年度の当初賦課調定額と比較して、土地・償却資産は減額、家屋は増額となっています。

単位：円

		令和8年度	令和7年度	増 減	前年度比
当初歳入予算額		6,017,110,000	6,163,422,000	▲146,312,000	97.6%
当初賦課調定額		5,929,117,000	6,366,615,800	▲437,498,800	93.1%
内 訳	土 地	814,979,455	823,413,626	▲8,434,171	99.0%
	家 屋	1,589,821,430	1,576,154,087	13,667,343	100.9%
	償却資産	3,524,316,115	3,967,048,087	▲442,731,972	88.8%

(2) 調定額の主な増減理由

土 地	… 地価下落等による減額	▲約 8,000 千円
家 屋	… 新增築等による増額	約 13,000 千円
償却資産	… 総務大臣配分による減額	▲約 442,000 千円

(3) 納税通知書発送日 令和8年4月30日（木）

(4) 納税通知書発送件数

		令和8年度		令和7年度	
納税通知書発送件数 (納税義務者数)		25,977件	納付方法別割合	26,318件	納付方法別割合
納付書納付用		10,008件	38.5%	9,929件	37.7%
口座振替用		15,969件	61.5%	16,389件	62.3%

(5) 相談窓口の開設について（場所：本庁2階 資産税課窓口）

納税通知書の発送に併せて、相談窓口を開設しました。

	期 間	時 間
固定資産税	5月1日(金)～5月22日(金)	午前 9 時 ～ 午後 5 時

第 84 回国民スポーツ大会について

1 デモンストレーションスポーツの選定について

(1) 選定種目

ア スポーツ雪合戦（予定地：旭公園市民体育館）

1 チーム 7 名で、雪球を武器に相手陣地に攻め込み、フラッグを抜くか雪球を相手チーム全員に当てることで勝敗を決める。

イ スポーツウエルネス吹矢（予定地：三隅中央会館）

5～10m 離れた円形の的へ息を使って矢を放ち、その得点を競う。

(2) 選定日 令和 8 年 3 月 12 日（島根県準備委員会第 6 回常任委員会）

(3) 備考 デモンストレーションスポーツは、県民の大会への参加機会をより多く設け、スポーツに親しむきっかけ作りや世代・地域間の交流の輪を広げること等を目的として行われる競技。

2 施設整備方針について

(1) 変更内容（浜田市東公園陸上競技場）

現状のスタンド屋根を補強

⇒スタンド屋根を撤去・新設

(2) 変更理由

実施設計の発注に当たり設計事務所による現地確認を行ったところ、鉄骨の錆腐食による顕著な劣化が認められ、構造耐力の低下による倒壊や屋根の飛散など、安全上において懸念があるとの所見がなされたことから、より安全に国スポを観覧していただくため。

(3) 事業費等について

本変更により工事費等の増加が見込まれますが、国庫補助金や地方債等を最大限活用し、市の財政負担低減を図ります。

なお、この変更に伴い工事工期の延長も見込まれますが、本大会及びリハーサル大会の開催には支障ありません。

旧金城支所庁舎の解体工事中における 浜田市立金城図書館の開館について

金城図書館に隣接する旧金城支所庁舎の解体工事が、令和 8 年度に行われます。

この間、金城図書館への受電が困難であること、解体工事で騒音や振動が発生することから、みどりかいかん（金城支所）2階の青年集会室にて金城図書館を開館し、来館者の読書環境を保ちます。

記

1 開館場所

みどりかいかん 2階 青年集会室

2 予定期間

令和 8 年 8 月 1 日（土）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 開館計画

- (1) 開館場所（みどりかいかん）の周知
- (2) 所蔵図書の一部をみどりかいかんへ配架（配架冊数等は検討中）
- (3) 作業のため7月29日（水）から7月31日（金）まで臨時休館

4 周知方法

(1) 周知方法

広報はまだ（7月号）、浜田市立図書館 HP、図書館だより、各図書館内掲示、金城地域戸別チラシ配布及び防災行政無線

(2) 周知先関係機関

浜田市内小中学校、金城地域保育所及び放課後児童クラブ、浜田市内県立高校、島根県立大学メディアセンター、子育て世代包括支援センター、各まちづくりセンター、県内図書館

5 作業スケジュール

	7/29(水)	7/30(木)	7/31(金)	8/1(土)
書棚・本の移動	○	○		開館
機器類の移動			○	

水道料金の改定に伴う市民周知について

令和 9 年 4 月 1 日から水道料金を改定することについて、市民や事業所の皆さんにご理解いただけるよう、下記のとおり周知を行います。

1 周知期間

令和 8 年 6 月～令和 9 年 6 月

2 内 容

- ① 料金改定問い合わせフリーダイヤルの開設
- ② 浜田市ホームページへの記事掲載（6 月）
【掲載内容】 市民説明会の開催、改定の内容、新料金試算ページ
- ③ 「広報はまだ」への記事掲載（6 月号・7 月号）
【掲載内容】（6 月号）市民説明会の開催 （7 月号）改定の内容
- ④ 市民説明会の開催（7 月～11 月・まちづくりセンター単位）
- ⑤ 事業所説明会の開催（7 月～11 月）
- ⑥ 検針時にミニチラシ各戸配布（全 2 回）
- ⑦ 浜田市行政情報番組「浜っ子タイムズ」の放映（2 月～3 月）
- ⑧ 市民周知リーフレットの作成
- ⑨ 料金請求先が市外の方へリーフレット郵送

3 主なスケジュール

項 目	令和8年							令和9年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
フリーダイヤル開設	●												
ホームページ 記事掲載	●												
広報はまだ 記事掲載	●	●											
市民・事業所説明会		←————→											
検針時ミニチラシ各戸配布（2回）			← 1回目 →									← 2回目 →	
浜っ子タイムズ放映								← 予定 →					
★料金改定（1/3回目）+11.5%											★		

令和 8 年 5 月 26 日
文教厚生委員会資料
上下水道部水道管理課

浜田市工業用水道事業経営戦略

令和 2 年度～令和 11 年度

令和 8 年 3 月

浜田市上下水道部

目 次

1	経営戦略策定の目的	1
2	事業概要	1
	(1) 事業の現況	1
	① 給水	1
	② 施設	2
	③ 料金	2
	④ 給水区域及び工業用水道事業概要図	3
	⑤ 組織（令和7年4月1日現在）	4
	(2) これまでの主な経営健全化の取組	5
	(3) 経営分析	5
3	将来の事業環境	6
	(1) 水需要の予測	6
	(2) 料金収入の見通し	6
	(3) 施設の見直し	7
	(4) 組織の見直し	7
4	経営の基本方針	7
5	投資・財政計画（収支計画）	8
	(1) 投資・財政計画（収支計画）	8
	(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	8
	① 収支計画のうち投資についての説明	8
	② 収支計画のうち財源についての説明	8
	③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	9
	(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	9
	① 投資について検討状況等	9
	② 財源について検討状況等	9
	③ 投資以外の経費についての検討状況等	10
6	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	10

添付資料

- ・ 経営比較分析表
- ・ 投資・財政計画（収支計画）

浜田市工業用水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市

事 業 名 : 工業用水道事業

策 定 月 : 令和2年9月(令和8年3月見直し)

計 画 期 間 : 令和2年度～令和11年度

1 経営戦略見直しの目的

本市の工業用水道事業は、市町村合併前の三隅町時代、昭和53年に中国電力㈱から石炭火力発電所建設の申し入れがあり、昭和61年に発電所の土地造成を開始、平成7年に1号機建設が着工された中国電力㈱三隅発電所、並びに発電所関連で計画されていた誘致企業に工業用水を供給するために創設されました。

平成8年8月1日の供用開始以降、当地域の経済活動及び雇用創出に貢献してきましたが、供用開始から約30年が経過し、施設及び設備の経年劣化が進んでいます。今後も当地域の発展に欠かせない重要な社会インフラとして機能させるため、施設等の維持更新に向けた備えが必要です。

また、東日本大震災以降、中国電力㈱の原子力発電所をはじめ、全国の原子力発電所の殆どが停止し再稼働に時間がかかる状況であり、電力の安定供給という観点から三隅発電所の重要性は依然として高い状態です。更に、令和4年11月に三隅発電所2号機が運転を開始したことに伴い、工業用水道の役割も重要性を増しているところです。

今回の見直しでは、令和4年11月の三隅発電所2号機の運転に伴う契約水量の増加や、昨今の物価及びエネルギー高騰をうけ、工業用水道の安定供給を目的として、計画的且つ効率的な事業運営を行っていくため、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を見直すものです。

2 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	平成8年8月1日	契約水量	9,700 m ³ /日
給水先事業所数	3	一日平均配水量	7,893 m ³

工業用水道事業は、三隅発電所に9,000 m³/日、誘致企業に1,000 m³/日、合計10,000 m³/日の給水を行う計画で、平成6年4月に着工しました。

平成8年7月には三隅発電所への管路施設が完成し、平成8年8月から三隅発電所1号機に5,000 m³/日の試運転のための給水を開始しました。本稼働は、平成10年6月です。

三隅発電所2号機は、平成13年に着工予定でしたが、電力需要の低迷や国による地球温暖

化防止政策の推進により、計画は一旦保留となりました。その後、東日本大震災の発生に伴い、ほぼ全ての原子力発電所が稼働停止となったことから、これに代わる電源として整備計画が再浮上し、平成 30 年 11 月着工、令和 4 年 11 月運転開始の運びとなりました。また、2号機稼働に伴い、令和 4 年 4 月から基本使用水量 5,500 m³/日に加え特定使用水量(4月:2,200 m³、5月:1,840 m³、6月~7月:3,040 m³、8月~3月:4,500 m³)の供給を行い、令和 5 年 4 月から基本使用水量 9,500 m³/日を供給しています。

また、誘致企業用の施設は、平成 8 年 10 月に着工、平成 9 年 4 月からキーパー(株)三隅工場への供給を開始しました(当初 400 m³/日、現在 100 m³/日)。平成 17 年には、同社の子会社であるケーピー(株)が進出し、平成 18 年 6 月から 100 m³/日を供給しています。

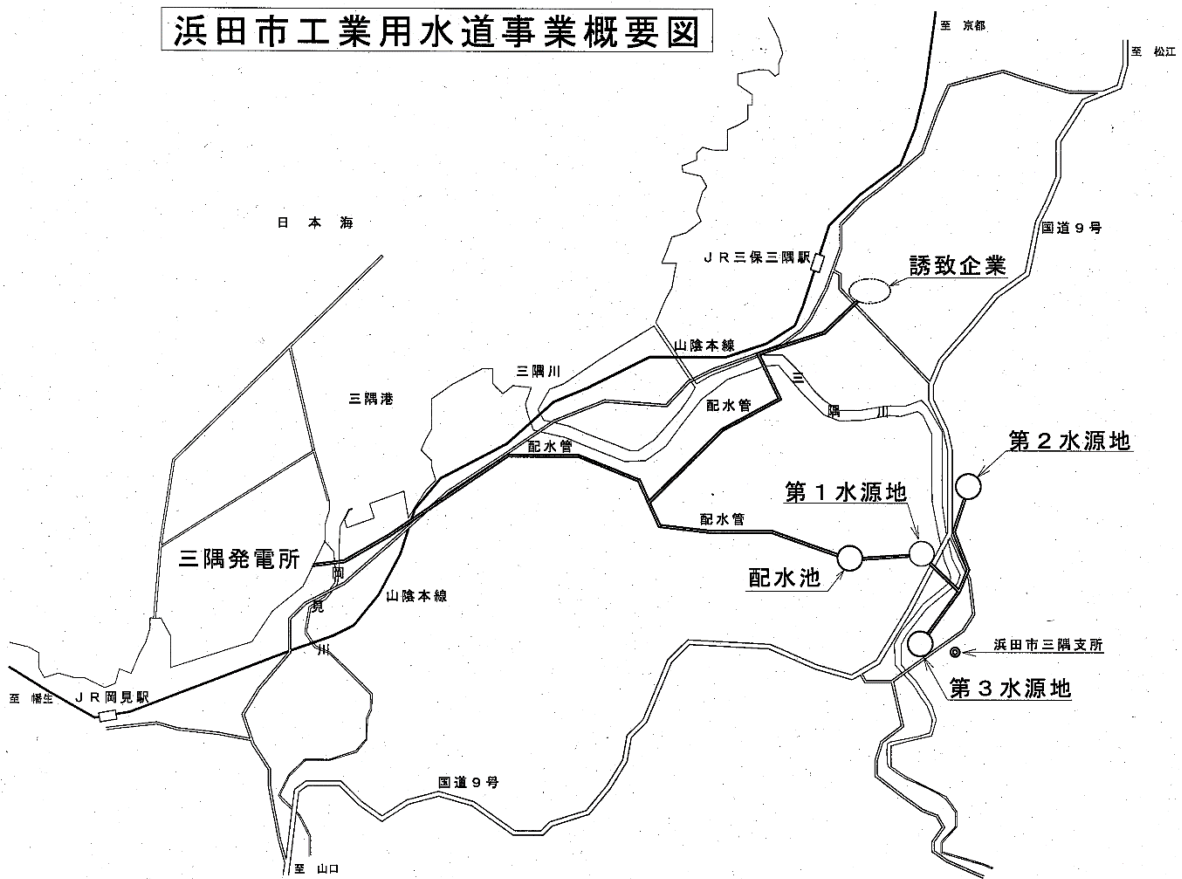
② 施設

水源	地下水			
施設数	水源地設置数	3	管路延長	9,459m
	配水池設置数	1		
現在配水能力	10,000 m ³ /日		計画給水量	10,000 m ³ /日

③ 料金

料金体系の概要・考え方	責任使用水量制※を採用し、あらかじめ各供給先の 1 日当たりの使用水量を決定したうえで、1 日当たりの料金単価を以下のとおりとしています。			
	1 日当たりの料金単価 (税抜き)			
	改定年月日	基本料金	特定料金	超過料金
	H8. 8. 1~ (当初)	48 円/m ³	48 円/m ³	55 円/m ³
	R2. 10. 1~ (現行)	29 円/m ³	29 円/m ³	33 円/m ³
	1 日当たりの使用水量 (1 日最大水量) R5. 4. 1~			
供給先	基本水量	特定水量	超過水量	
中国電力(株)	9,500 m ³	0 m ³	基本水量及び特定水量を超過した部分。	
キーパー(株)	100 m ³	0 m ³		
ケーピー(株)	100 m ³	0 m ³		
※責任使用水量制 (浜田市工業用水道事業供給規程第 23 条) 基本料金及び特定料金の額の算定については、使用者が 1 日の間において、基本使用水量又は特定使用水量の全部又は一部を使用しなかった場合においても、これを使用したとみなす。				
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 2 年 10 月 1 日			

④【給水区域及び工業用水道事業概要図】



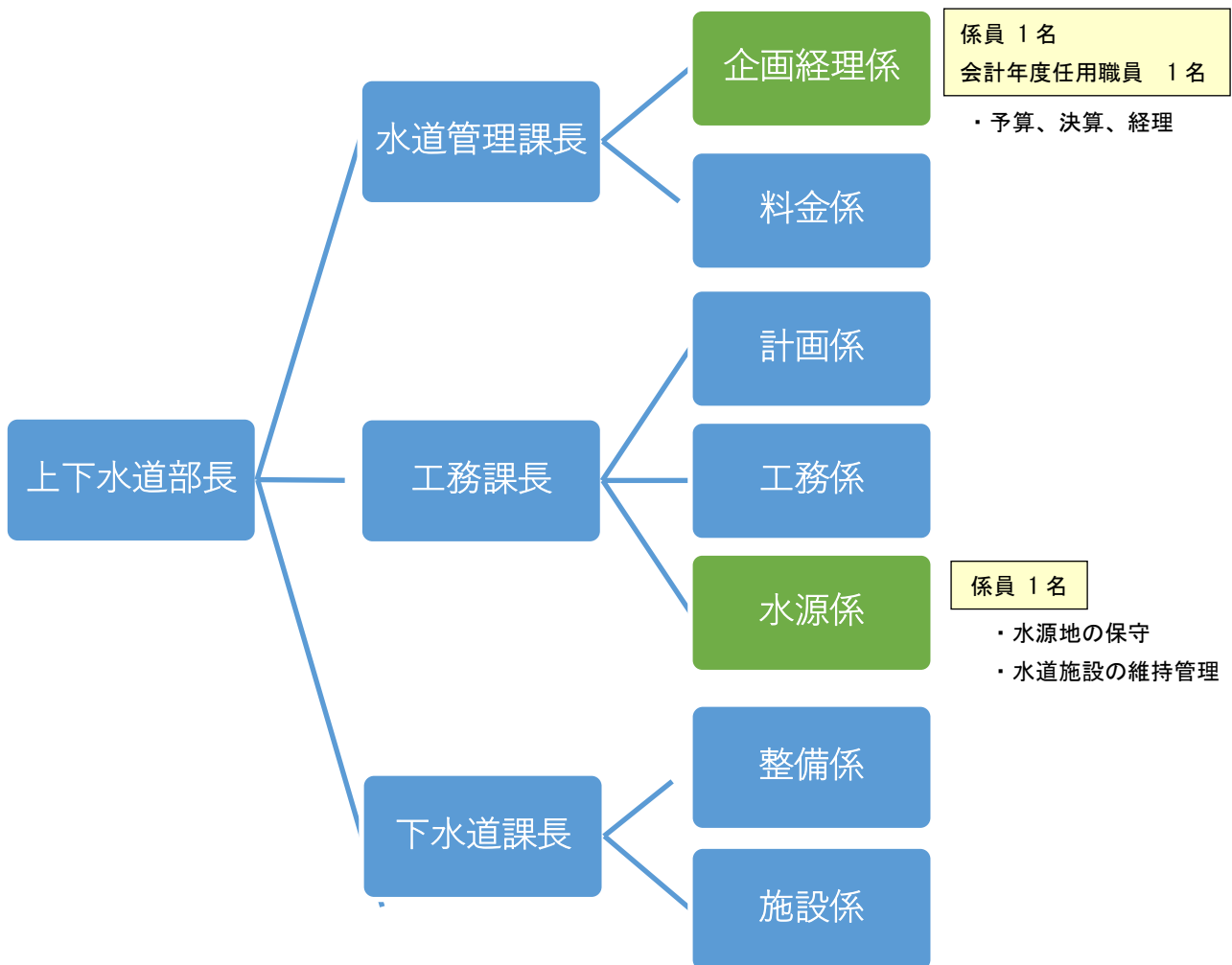
⑤ 組織（令和7年4月1日現在）

上下水道部は、3課で組織されており、職員は、部長以下49名（正規職員33名、他自治体からの派遣職員1名、会計年度任用職員15名）で構成されています。

このうち、工業用水道事業に係る組織体制は、水道管理課、工務課の2課、企画経理係、水源係の2係体制となっています。

工業用水道事業に係る人件費支弁対象職員数は、一般行政職1名、水道技術職1名、会計年度任用職員1名となっています（下記の組織図参照）。

上下水道部組織図



(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成 24 年度に工業用水道事業の稼働状況を中央監視装置で一元管理できるよう施設整備を行いました。

各水道施設の施設更新については、特定の年度に集中しないよう耐用年数に応じた施設更新を計画的に平準化して対応しています。

人員体制については、平成 22 年度に於いて、それまで支所に配置していた工業用水道事業支弁職員を本庁へ一元化するとともに、平成 29 年度に実施された事務事業量調査に基づき、平成 30 年度から支弁職員のうち正規職員を 3 名から 2 名に減員するなど、経費の節減を図りました。

(3) 経営分析

(税抜き)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R6 類団平均
料金収入(千円)	74,664	60,452	96,500	103,298	102,998	—
純利益(千円) ※△純損失	7,302	△7,257	9,413	13,965	9,787	—
経常収支比率(%)	107.64	92.49	108.11	111.78	107.93	110.69
料金回収率(%) (給水原価に対する供給単価の割合)	109.91	88.48	110.37	115.48	110.32	99.63
現在配水能力に対する契約率(%)	52.0	57.0	90.41	97.0	97.0	68.15
現在配水能力に対する施設利用率(%)	45.42	47.09	80.39	82.93	78.93	47.60

【上記の指標等を踏まえた経営分析】

責任使用水量制によって安定した料金収入が得られており、令和 2 年 10 月の料金改定の影響をうけた令和 3 年度を除き、料金収入の 10%程度の純利益を確保できています。

経常収支比率及び料金回収率は 100%を超えています。給水に要する費用が料金収入等の収益で全て賄われており、健全な経営状況にあると言えます。

一方で、給水開始から約 30 年経過し、施設等も老朽化が進んできていることから年々修繕費が増大していることや、整備計画に基づく大規模な施設更新を控えており、資金の確保が必要となっています。

契約率は、令和 4 年 11 月からの三隅発電所 2 号機 (4,500 m³/日) の運転開始に伴い契約水量が増えたため 97%となっており、類似団体平均を大幅に上回っています。

施設利用率も同様の理由により類似団体平均を大幅に上回っており、効率的に給水ができています。

3 将来の事業環境

(1) 水需要の予測

令和4年11月からの三隅発電所2号機の運転開始に伴い、令和4年8月から契約水量は9,700 m³/日となっており、今後も同量で推移する見込みです。
(計画給水量は10,000 m³/日)

契約水量の推移予測

【単位：m³/日】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
契約水量	5,200	5,700	9,041	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700

(2) 料金収入の見通し

令和4年11月からの三隅発電所2号機の運転開始に伴い契約水量が増加(5,200 m³/日→9,700 m³/日)することを受け、「本事業の安定的且つ健全な経営の維持」及び「適正な受益と負担のあり方」という2つの観点から、料金改定について検討を行った結果、令和2年10月1日より料金単価を引き下げました。

現時点において、契約水量の変更予定はなく、また責任使用水量制を維持することにより、料金収入に増減はない見込みです。

なお、今後の財務状況及び施設更新費用等を踏まえ、5年ごとに料金の見直し検討を行い、必要に応じて料金改定を行う予定です。

料金収入の推移と予測

【単位：千円（税抜き）】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
給水収益	74,664	60,452	96,500	103,298	102,998	102,675	102,675	102,956	102,675	102,675
増減率 (対前年度比)	81.6%	81.0%	159.6%	107.0%	99.7%	99.7%	100.0%	100.3%	99.7%	100.0%

(3) 施設の見通し

施設・設備 : 当該事業は、平成 8 年供用開始から約 30 年が経過しています。ポンプ、水位計などの設備については、長期修繕更新計画に基づき、計画的に更新を行っています。

管路の老朽化度合 : 管路については、令和 16 年度以降、順次耐用年数を迎えていくことになります。更新計画の策定に当たっては、劣化診断や耐震診断等による管路の状態把握を行い、アセット・マネジメント（資産管理）の手法を用いて延命化を図りながら、計画的な更新を行っていきます。

施設能力 : 水需要の予測から、当面は現状の 10,000 m³/日を維持します。

建設改良費の投資計画

【単位：千円（税込み）】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建設改良費	5,170	4,851	3,102	4,444	15,323	17,761	25,974	19,963	23,828	16,098

(4) 組織の見通し

現在、正規職員 2 名、会計年度任用職員 1 名の体制で業務にあたっており、今後も業務量に応じて、体制の最適化を図っていきます。

4 経営の基本方針

本事業は、企業の生産活動を支える重要なインフラです。

企業への安定給水を行うことを第一に、計画的且つ効率的な事業運営を行います。

5 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：巻末資料のとおり
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>(ア) 施設・設備について、修繕対応で延命化を図りながら、耐用年数に基づき計画的に更新していきます。</p> <p>(イ) 管路について、アセット・マネジメントの手法を用いて延命化を図りながら計画的に更新していきます。</p> <p>(ウ) 建設改良費における財源について、キャッシュフロー管理を徹底します。</p>
-----	---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>(ア) 今後の財務状況及び施設更新費用等を踏まえ、5年ごとに料金の見直し検討を行い、必要に応じ料金改定を行うこととします。</p> <p>(イ) 一般会計からの補助金については、現行基準の繰入れのみとします。</p>
-----	---

財源の積算の考え方について

料 金：「3. (2) 料金収入の見通し」で記載したとおり

補助金：減価償却費分一般会計補助金

(企業負担分にかかる減価償却費に対する未売水量割合の補助金)

【計算式】 中国電力(株)負担分にかかる減価償却費 × 未売水割合

【R6実績】 2,886,929円 × 3% ≒ 86,000円

【考え方】

中国電力(株)三隅発電所の建設にあたり、同発電所分 9,000 m³/日、その他誘致企業分 1,000 m³/日の計 10,000 m³/日の工業用水を供給するため、工業用水道事業が創設されました。

中国電力(株)が使用量割合で建設事業費の 9 割を負担したことから、工業用水道料金の決定時に市が企業債利息の 10%と同社が建設費を負担した部分の減価償却費の 1 割相当額の 10%を負担することで合意がなされ、経済産業省へ工業用水道事業法に基づく供給規程や料金の届出が行われました。

現在は、中国電力に 9,500 m³/日、誘致企業 2 社に 200 m³/日を給水していることから、未売水量割合を 10%から 3%に減額しています。

また、令和 5 年度に企業債を完済したことに伴い、企業債利息一般会計補助金は終了し、減価償却費分一般会計補助金のみとなっています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【経費の積算の考え方について】

職員給与費：令和7年度は予算書ベースとし、令和8年度以降は、令和7年度支弁職員である正規職員2名、会計年度任用職員1名を維持するものとし、給料、手当等を現行の制度に基づき計上。

修繕費：令和7年度は予算書ベースとし、令和8年度以降は、物価上昇率年2.0%を反映したうえで過去3年の実績平均を計上。

動力費：令和7年度は予算書ベースとし、令和8年度以降は、物価上昇率年2.0%を反映したうえで過去3年の実績平均を計上。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	—
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	—
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	—
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	アセット・マネジメントの手法を活用した中長期視点からの計画的更新により、投資の平準化と施設の長寿命化を図り、更新経費の低減に努めます。
広域化	島根県水道広域化推進プランに基づく経営統合の検討において、工業用水道事業も対象となっており協議を進めます。
その他の取組	—

② 財源について検討状況等

料金	今後の財務状況及び施設更新費用等を踏まえ、5年ごとに料金の見直し検討を行い、必要に応じて料金改定を行う予定です。
企業債	—
繰入金	一般会計からの補助金については、現行基準の繰入れのみとします。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	—

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	—
修 繕 費	施設の老朽化の進行による修繕費増加が見込まれることや、修繕に係る資材や人件費等の物価上昇率を年 2.0%と想定し、予防的保全的な修繕の実施により、修繕費の削減を図ります。
動 力 費	カーボンニュートラルの取組として、令和 8 年度から再生可能エネルギー由来電力の調達に切り替えます。
職 員 給 与 費	—
そ の 他 の 取 組	—

6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理は毎年度実施し、その効果を確認します。また、そのほか経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢、企業情勢の変化など、工業用水道事業を取り巻く情勢に変化がある場合には随時これを見直すこととします。
---------------------	--

経営比較分析表／団体全体（令和6年度決算）

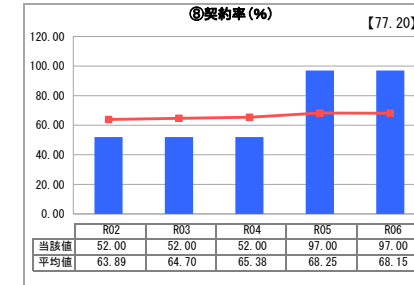
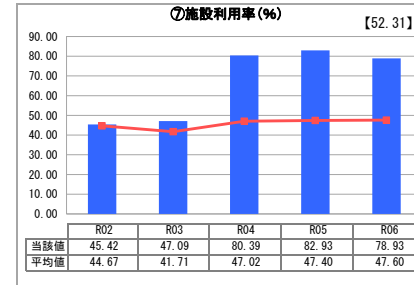
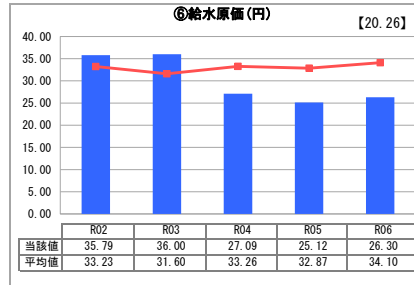
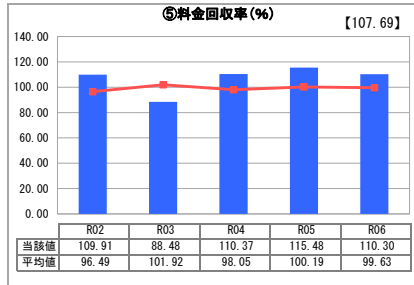
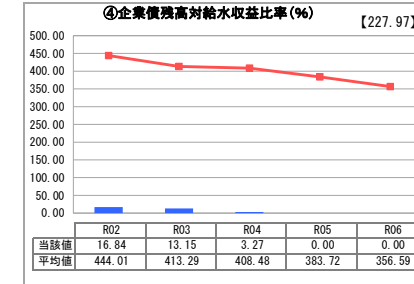
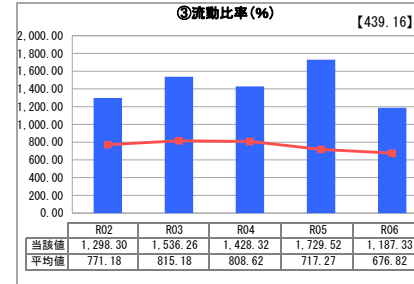
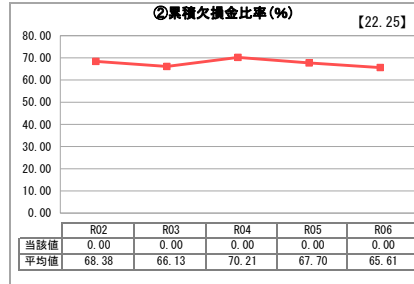
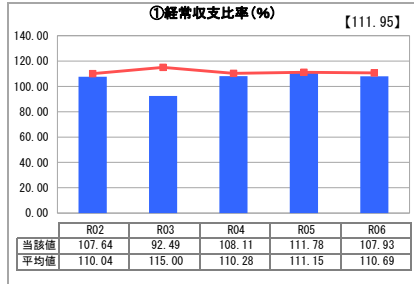
鳥根県 浜田市
【事業概要】

業務名	業種名	現在配水能力(合計)(m ³ /日)	類似団体区分	施設数	1日平均配水量(m ³)
法適用	工業用水道事業	10,000	小規模	1	7,893
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	給水先事業所数	契約水量(m ³ /日)	管理者の情報	
-	91.2	3	9,700	非設置	

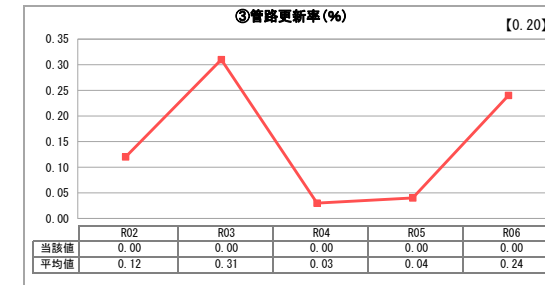
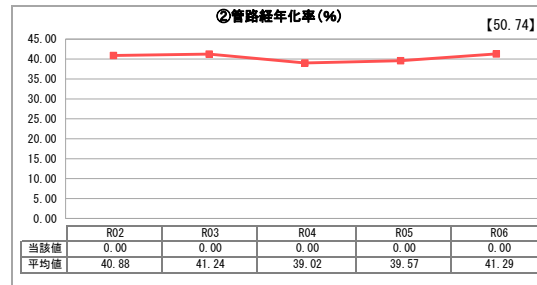
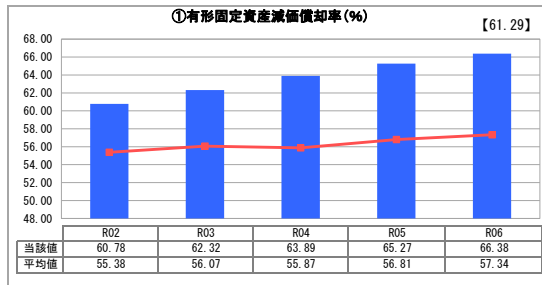
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は全国平均をやや下回っているが、これは、前年度に比べ経常収益が微増となった一方、経常費用の増加がそれを上回ったことが要因である。また、令和7年度以降同程度の給水収益が見込まれることから、経常収支比率は同水準で推移する見込みである。なお、「累積欠損金」は生じていない。

流動比率は、未払金の増加により前年度に比べ下回ることになったが、依然高水準を維持している。企業債については、令和5年度に完済となった。

料金回収率、給水原価、施設利用率及び契約率については、昨年度と同水準となっている。なお、給水原価及び施設利用率が令和4年度から大きく改善し、類似団体と比べ事業運営が効率的になっているのは、受水企業の業務量が拡大し契約水量が5,200m³/日から9,700m³/日に増加したことが要因である。

経営全般としては、受水企業の経営基盤が堅固であることや、責任水量契約により料金収入が極めて安定していることから、安定的且つ健全な事業運営を継続している。

2. 老朽化の状況について

老朽化割合を示す、有形固定資産減価償却率は66.38%で、全国平均を5.09pt、類似団体を9.04ptそれぞれ上回っている状況である。

今後も整備計画に基づき、計画的な施設更新を行うとともに、施設ごとの老朽化の状況に応じた、きめ細かな修繕等を行うなど、健全経営の持続化にも配慮した運営に努める。

全体総括

平成8年8月1日から事業を開始し、基本料金29円/m³、計画水量10,000m³/日のうち受水企業3社に対して契約水量9,700m³/日を給水している。

令和6年度決算の収益的収支は、収入が133,264千円で、支出が123,477千円、経常利益は、9,787千円となった。また、総資産は1,174,256千円で、うち現金預金は408,996千円、負債は657,338千円、資本は516,918千円となっている。

投資・財政計画

(単位:千円)

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)						
資本的収入	資本的収入	1. 企業債												
		うち資本費平準化債												
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国(都道府県)補助金												
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金	4,653	4,366	2,792	4,222	11,213	9,405	14,986	8,232	13,971	8,550		
	9. その他													
	計 (A)	4,653	4,366	2,792	4,222	11,213	9,405	14,986	8,232	13,971	8,550			
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	4,653	4,366	2,792	4,222	11,213	9,405	14,986	8,232	13,971	8,550			
	資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費	5,170	4,851	3,102	4,444	15,323	17,761	25,974	19,963	23,828	16,098	
			うち職員給与						3,439	7,098	7,098	7,098	7,098	
2. 企業債償還金			10,685	4,623	4,795	3,157								
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他								1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
計 (D)	15,855	9,474	7,897	7,601	15,323	18,861	27,074	21,063	24,928	17,198				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		11,202	5,108	5,105	3,379	4,110	9,456	12,088	12,831	10,957	8,648			
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	470	441	282	202	3,736	8,903	11,626	12,310	10,606	8,507		
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他	10,732	4,667	4,823	3,177	374	553	462	521	351	141		
計 (F)	11,202	5,108	5,105	3,379	4,110	9,456	12,088	12,831	10,957	8,648				
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)		12,574	7,952	3,157										

○他会計繰入金

区 分		年 度		前々年度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)						
収益的収支分	収益的収支分	277	255	245	87	86	89	89	95	91	92
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金	277	255	245	87	86	89	89	95	91	92
資本的収支分	資本的収支分										
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
合 計		277	255	245	87	86	89	89	95	91	92

浜田市下水道事業経営戦略 (概要版)

令和8年3月
浜田市上下水道部

浜田市下水道事業経営戦略（R4～R13 概要版）

1.経営戦略の中間見直し

今回の経営戦略の見直しは、令和6年4月に地方公営企業法の規定の全部を適用したこと、公共下水道事業会計に農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業（生活排水処理事業）を会計統合したこと、既存の各事業の経営戦略を「下水道事業経営戦略」として統合し、昨今の物価高騰の影響等の社会情勢の変化や下水道事業全体の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画に見直しを図るものです。

計画期間は、旧「公共下水道事業経営戦略」の計画期間である「令和4年度～令和13年度」とし、中間見直しとして位置付けています。

2.現状分析

(1) 整備状況

下水道が未普及となっている浜田駅周辺の市街地において、令和8年度末の一部供用開始に向けて公共下水道の整備（浜田処理区整備事業）を行っています。

その他の事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業）については、新たな整備予定はありません。

(2) 普及状況

下水道事業全体の汚水処理人口普及率は、令和6年度末で50.6%となっています。

(3) 使用料収入の状況（税抜き）

【特定環境保全公共下水道事業】

令和6年度の決算額は94,624千円で、前年度に比べて2,723千円の減となっています。前回経営戦略における予測値と比べると10,824千円の減となっており、想定以上の人口減少や事業者の廃業等の影響による下振れが要因です。

【農業集落排水事業】

令和6年度の決算額は61,620千円で、前年度に比べて553千円の減となっています。前回経営戦略における予測値と比べると22,017千円の減となっており、これは令和3年4月に地方地区を特定環境保全公共下水道事業に統合した影響によるものです。

【漁業集落排水事業】

令和6年度の決算額は4,054千円で、前年度に比べて86千円の減となっています。前回経営戦略における予測値と比べると8,602千円の減となっており、これは令和4年4月に福浦・古湊地区を特定環境保全公共下水道事業に統合した影響によるものです。

【生活排水処理事業】

令和6年度の決算額は15,079千円で、前年度に比べて150千円の減となっています。前回経営戦略における予測値と比べると1,586千円の減となっており、想定以上の人口減少による下振れが要因です。

(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

流動比率、経費回収率、汚水処理原価、水洗化率、有形固定資産減価償却率について、令和5年度までの決算額を用いて類似団体と比較し現状分析を行っています。

特に経費回収率と水洗化率が類似団体に比べて低く、接続勧奨の取組による接続率の向上や汚水処理費の削減が求められます。

(5) 将来の事業環境

【接続人口・使用料収入】

浜田処理区の整備により一時的に増加が見込めるものの、既存事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等）の処理区域内人口の減少により、全体として減少が見込まれます。

【施設】

機械、電気設備が順次耐用年数に到達し、耐用年数超過率が上昇していく見込みです。このため、ストックマネジメント計画等の各種個別計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を延伸し、設備投資の抑制を図ります。

【経費回収率】

物価高騰傾向等を考慮し、昨今の社会情勢を反映するとともに、維持管理経費の増加、施設の老朽化による修繕需要の増加を見込みます。一方で、使用料収入については、前回経営戦略策定時に比べて想定以上の人口減少や事業者の廃業等の影響による減収を見込みます。

【企業債残高】

浜田処理区整備事業や資本費平準化債の制度拡充により、令和10年度まで増加を続けますが、令和11年度以降は減少していく見込みです。

【組織】

浜田処理区整備事業の完了後は、下水道課内の担当業務の変更をはじめ、上下水道部全体で改めて組織の見直しを行い、効率化・合理化を進めます。

3.経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

- 1) 浜田処理区整備事業においては、早期に効果が発現できるよう、公民連携手法の導入により、早期整備完了に努めます。
- 2) 施設の老朽化等による改築・更新需要が高まるなか、各種計画に基づき、計画的な改築・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

○収入の確保

- 1) 財政基盤強化のため、経費回収率の目標値を定め、コスト管理に努めます。
- 2) 収入の基盤である使用料収入確保のため、接続率向上に向けた普及啓発を行うとともに、公平性の観点からも債権管理を適切に行い、使用料を確実に収入します。
- 3) 国県補助金を活用するとともに、企業債の発行総額を管理し、企業債の元利償還が毎年の事業費を圧迫しないよう、企業債残高の抑制に努めます。
- 4) 事業実施において支障とならないよう、資金需要を精査し資金調達を行います。

○水洗化の促進

- 1) 下水道の役割に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2) 浜田処理区の早期接続のための支援策を検討し、水洗化率の向上を図ります。



浜田市下水道事業経営戦略（R4～R13 概要版）

4.投資・財政計画

(1) 投資の目標

本市の令和6年度末汚水処理人口普及率は50.6%で、鳥根県平均の84.4%を大きく下回っています（鳥根県西部4市の平均は54.3%）。

汚水処理人口普及率向上のため、令和2年度より浜田処理区整備事業に着手し、令和8年度末の一部供用開始に向け、整備を推進中です。

また、合併処理浄化槽設置助成事業の制度周知を継続し、浄化槽設置基数の増加により、普及率の向上に引き続き取り組みます。

これらの取組により、汚水処理人口普及率58%を目指します。

(2) 建設・更新に関する事項

建設事業については、各種個別計画に基づき事業を実施します。

更新事業については、ストックマネジメント計画、各種個別計画に基づき事業を実施します。

(単位：千円)

事業名	事業年度	事業費	特定財源	
			国庫補助金	企業債
浜田処理区整備事業	R4～R10	6,016,140	2,834,031	3,128,900
施設統合整備事業	R7～R12	420,000	194,500	212,500
旭幹線管渠改良事業	R7～R8	40,000	-	40,000
ストックマネジメント改築事業	R4～R13	598,270	229,100	320,000
農業集落排水施設単独改築事業	R4～R13	152,950	-	152,500

(3) 財源の目標

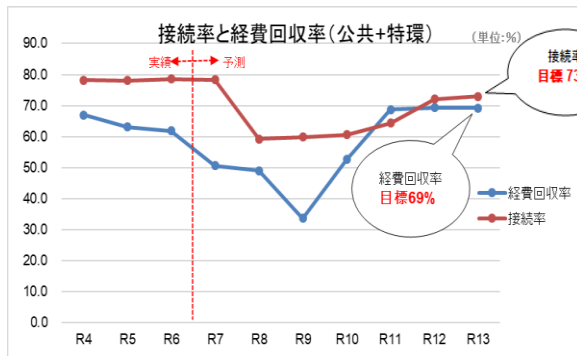
【公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業】

接続率73%、経費回収率69%を目指します。

浜田処理区の供用開始により接続率は一旦低下しますが、施設統合整備事業の実施に加え、既存地区への啓発活動や浜田処理区の接続促進策の実施により、接続率の向上を目指します。

浜田処理区における接続促進策の実施により使用料の増加を図るとともに、事務の効率化、施設の最適化、施設統合による経費削減等により、経費回収率の向上を目指します。

また、使用料の適正化に向けた検討を令和12年度に開始し、令和18年度には経費回収率80%を達成できるように引き続き取組を進めます。



【農業集落排水事業・漁業集落排水事業・生活排水処理事業】

集落排水事業については、施設統合整備事業の実施により令和12年度、令和13年度に使用料、汚水処理経費ともに減少し、経費回収率は低下する見込みです。

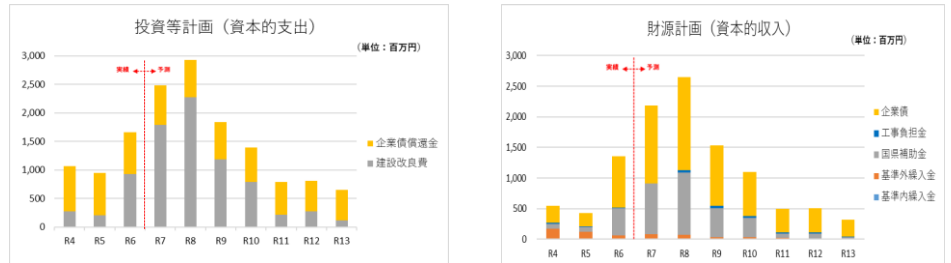
引き続き個別訪問等による接続勧奨の取組を継続するとともに、更なる効率化、経費削減に努め、使用料の適正化については、令和12年度に検討を開始します。

生活排水処理事業については、新たな設置整備は行っていないため、集落排水事業と同様、更なる効率化、経費削減に努め、使用料の適正化に向けた検討を行います。

(4) 投資等計画

令和6年度から令和10年度までは浜田処理区整備事業により建設改良費、国庫補助金、企業債が大幅に増加しますが、以降はほぼ横ばいで推移します。

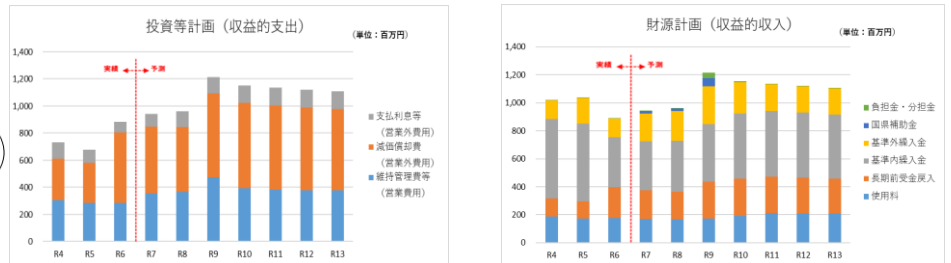
財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足する場合、一般会計からの基準外繰入により不足額を賄っています。



(5) 投資以外の経費に関する計画

令和7年度実績見込み、浜田処理区の供用開始による影響額及び物価の動向を考慮した見込み額を計上するとともに、汚水処理水量の減少も考慮して維持管理費等を計上しています。

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足する場合、一般会計からの基準外繰入により不足額を賄っています。地方公営企業の独立採算の原則に則り、事業運営に必要な財源である使用料の確保と経費節減に取り組み、基準外繰入の抑制を図るよう努めます。



5.経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

投資・財政計画の達成状況について、PDCAサイクルにより、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

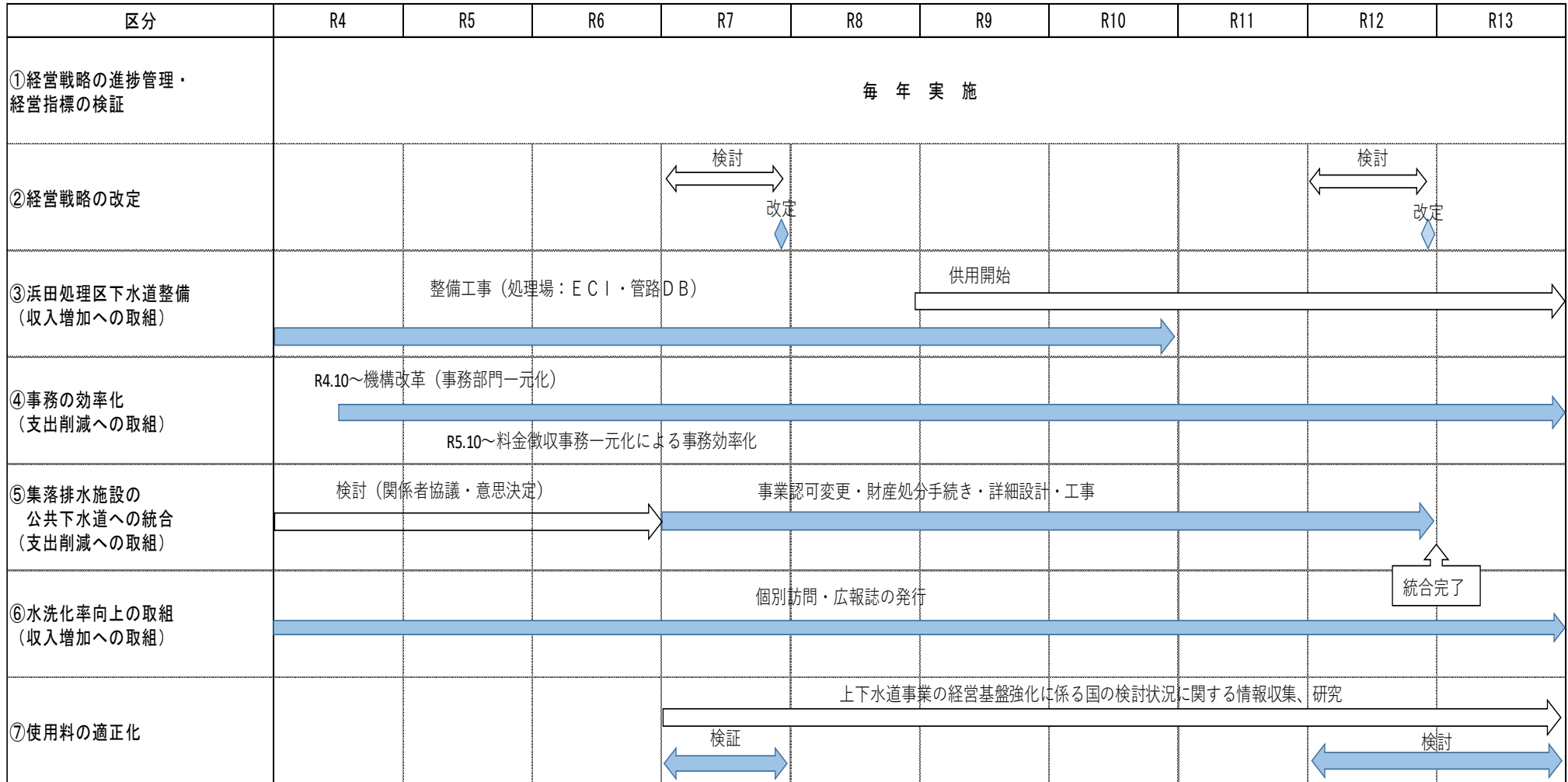
また、経営戦略の見直し（ローリング）については、令和8年度末より順次供用開始を予定している浜田処理区下水道整備事業の進捗状況や、組織の状況を踏まえ、令和12年度に見直しを行います。

その後も5年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。



浜田市下水道事業経営戦略（R4～R13 概要版）

6.経費回収率向上に向けたロードマップ



下水道事業会計に
一本化

下水道事業会計
初年度決算

令和8年5月26日
文教厚生委員会資料
上下水道部水道管理課

浜田市下水道事業 経営戦略

令和4年度～令和13年度



浜田処理区マンホール

令和8年3月
浜田市上下水道部

目次

1. 経営戦略見直しの目的	1
2. 事業概要	3
(1) 事業の現況	3
(2) 民間活力の活用等	11
(3) 主な経営健全化の取組	12
3. 現状分析	13
(1) 整備状況	13
(2) 普及状況	14
(3) 各事業における現状分析	14
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析	16
(5) 将来の事業環境	21
4. 経営の基本方針	34
5. 投資・財政計画(収支計画)	35
(1) 投資・財政計画(収支計画)	35
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	37
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	49
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	52

添付資料

経営比較分析表

投資・財政計画

下水道事業経営戦略【用語集】

浜田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 月 : 令和4年8月 (令和8年3月見直し)

計 画 期 間 : 令和4年度 ~ 令和13年度

1. 経営戦略見直しの目的

下水道事業は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標として掲げられ、国際的にも大変重要な取組です。住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業です。

本市ではこれまで特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業(以下、個別処理という。)、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業(以下、生活排水処理事業という。)等により、地域に応じた快適な生活環境づくりを図ってきました。

供用中の各処理区では、将来にわたり安定した維持管理を行うため、各種個別計画に基づく設備の改築、更新を進めていますが、いずれの処理区も供用開始から15年以上経過し、主に機械設備の老朽化による改築、更新需要の増加が経営上の課題となっています。

また、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における下水道管破損による市民生活への影響の甚大さは記憶に新しく、管路の調査点検による適切な維持管理を引き続き行っていく必要があります。

新規整備としては、令和2年度より市街地(浜田処理区)の公共下水道事業に着手し、令和8年度末より順次供用開始を目指し整備を進めています。

既存の経営戦略は、経営基盤の強化と財務マネジメント向上を目的に、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画として、平成29年3月に各事業単位で策定しました。そのうち公共下水道事業の経営戦略は、令和2年4月の地方公営企業会計移行による経理方法の変更及び令和2年度までの実績を踏まえ、より実効性のある計画値に見直したところ です。

残る集落排水、生活排水処理事業等の経営戦略については、既存の経営戦略を令和6年4月の地方公営企業会計移行による影響及び直近の決算状況を反映した内容に見直す必要があります。

今回の見直しは、令和6年4月に地方公営企業法の規定の全部適用、会計統合を実施したこと から、既存の「公共下水道事業経営戦略」に「農業集落排水事業経営戦略」、「漁業集落排水事業経営戦略」、「特定地域生活排水処理事業経営戦略」を統合し、「下水道事業経営戦略」として見直します。見直し後の経営戦略は、昨今の物価高騰の影響等の社会情勢の変化や下水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画の中間見直しとして位置づけ ます。

なお、令和4年8月の公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む)の経営戦略と同様、関連するSDGsの項目として「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を記載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

2. 事業概要

(1) 事業の現況（令和6年度末現在）

各事業の施設状況は以下のとおりです。

① 施設

ア 特定環境保全公共下水道事業

供用開始日 (供用開始後年数)	国府処理区	平成17年4月1日 (20年)
	旭処理区	平成17年4月1日 (20年)
	三保三隅処理区	平成14年1月1日 (23年)
処理区内 人口密度等 (令和6年度末)	現在排水区域面積	250.0 ha
	現在排水区域内人口	6,960人
	処理区域内人口密度	27.84人 / ha
	接続率	78.5%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分		～令和2年3月：地方公営企業法非適用 令和2年4月：地方公営企業法一部適用 令和6年4月：地方公営企業法全部適用
処理区数	【 3処理区 】 国府処理区・旭処理区・三保三隅処理区	
処理場数	【 3か所 】 国府浄化センター・旭浄化センター・三保三隅浄化センター	
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	令和3年4月：農業集落排水事業の地方地区を三保三隅処理区へ統合 令和4年4月：漁業集落排水事業の福浦・古湊地区を三保三隅処理区へ統合	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道・集落排水、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

本事業の接続率は令和6年度末現在で78.5%となっており、国府処理区の接続率は64.8%と非常に低くなっています。

接続率が低い原因としては、他処理区に比べて整備期間が長期化し、処理区域内の住民の高齢化が進んだことや、合併処理浄化槽の普及により下水道整備後に早期の接続がされなかったことなどが考えられます。

国府処理区を中心に個別訪問による接続勧奨を行い、毎年度、新規接続はあるものの、接続率の大幅な増加にまでは至っていない状況です。

なお、令和2年度から浜田処理区での「公共下水道事業」に着手しており、令和8年度末からの順次供用開始に向けて公民連携手法を導入し、整備を推進しています。

イ 農業集落排水事業

<p>供用開始日 (供用開始後年数)</p>	美川処理区	平成 16 年 11 月 1 日 (20 年)
	雲城処理区	平成 21 年 8 月 20 日 (15 年)
	あさひ東部 市木処理区	平成 19 年 5 月 10 日 (17 年)
	あさひ東部 都川処理区	平成 20 年 5 月 10 日 (16 年)
	あさひ和田処理区	平成 21 年 8 月 1 日 (15 年)
	杵束処理区	平成 10 年 10 月 1 日 (26 年)
	安城処理区	平成 7 年 10 月 1 日 (29 年)
	河内処理区	平成 19 年 11 月 1 日 (17 年)
	岡見処理区	平成 20 年 10 月 1 日 (16 年)
<p>処理区内 人口密度等 (令和 6 年度末)</p>	現在排水区域面積	1,412.0 ha
	現在排水区域内人口	3,863 人 (農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地の人口 215 人を含む)
	処理区域内人口密度	2.7 人 / ha
	接続率	集合処理 83.2% 個別処理 100%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適 (全部適用・一部適用)・ 非適の区分		～令和 6 年 3 月：地方公営企業法非適用 令和 6 年 4 月：地方公営企業法全部適用
<p>農業集落排水 事業 (集合処理)</p>	処理区数	【 9 処理区 】 美川処理区・雲城処理区・あさひ東部市木処理区・あさひ東部都川処理区・あさひ和田処理区・杵束処理区・安城処理区・河内処理区・岡見処理区
	処理場数	【 9 か所 】 美川地区農業集落排水施設・雲城地区農業集落排水施設・あさひ東部市木地区農業集落排水施設・あさひ東部都川地区農業集落排水施設・あさひ和田地区農業集落排水施設・杵束地区農業集落排水施設・安城地区農業集落排水施設・河内地区農業集落排水施設・岡見地区農業集落排水施設
<p>個別排水処理 事業 (個別処理)</p>	設置地区数	【 2 地区 】 美川地区・雲城地区
	合併処理浄化槽 設置基数	【 25 基 】 美川地区：12 基 雲城地区：13 基
<p>広域化・共同化・最適化 実施状況</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地理的、経済的に最適な処理方法を検討の上、美川及び雲城地区の農業集落排水計画区域の中で、一部個別排水処理事業を採択 ・令和 3 年 4 月に農業集落排水事業の地方地区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合

本事業の接続率は集合処理分が 83.2%となっており、弥栄地域は 90%、金城地域・旭地域は 80%を超えているものの、浜田地域・三隅地域は 70%台にとどまっています。

供用開始からの経過年数は、弥栄地域の安城処理区が 29 年経過していますが、その他の処理区についても、15 年以上経過している状況であり、機器をはじめとした設備の更新需要が高まっています。

ウ 漁業集落排水事業

供用開始日 (供用開始後年数)	青浦処理区	平成 12 年 10 月 1 日 (24 年)
	須津処理区	平成 13 年 10 月 1 日 (23 年)
処理区内 人口密度等 (令和 6 年度末)	現在排水区域面積	16.0 ha
	現在排水区域内人口	264 人
	処理区域内人口密度	16.5 人 / ha
	接続率	96.2%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適 (全部適用・一部適用)・非適の区分		～令和 6 年 3 月：地方公営企業法非適用 令和 6 年 4 月：地方公営企業法全部適用
処理区数	【 2 処理区 】 青浦処理区・須津処理区	
処理場数	【 2 か所 】 青浦地区漁業集落排水施設・須津地区漁業集落排水施設	
広域化・共同化・最適化 実施状況		令和 4 年 4 月に漁業集落排水事業の福浦・古湊地区を 特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合

本事業の接続率は、令和 6 年度末現在で 96.2%となっています。

供用開始から 20 年以上経過し、処理場の機器を中心とした施設の老朽化により更新需要が高まっています。

令和 4 年 4 月の福浦・古湊地区の特定環境保全公共下水道三保三隅処理区への統合により、現在は青浦、須津の 2 処理区で事業を行っており、令和 6 年度末現在の排水区域内人口は 264 人となっています。

工 生活排水処理事業（特定地域生活排水処理事業）

供用開始日 (供用開始後年数)	旭処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (20 年)
	弥栄処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (20 年)
	三隅処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (20 年)
処理区内 人口密度等 (令和 6 年度末)	現在排水区域面積	35,025.0 ha
	現在排水区域内人口	754 人
	処理区域内人口密度	0.022 人 / ha
	接続率	100%
流域下水道等への接続の有無		該当なし
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分		～令和 6 年 3 月：地方公営企業法非適用 令和 6 年 4 月：地方公営企業法全部適用
合併処理浄化槽 設置地区数	【 3 地区 】 旭地区・弥栄地区・三隅地区	
合併処理浄化槽 設置基数	512 基	旭地区：201 基 弥栄地区：123 基 三隅地区：188 基
広域化・共同化・最適化 実施状況		地理的・経済的に最適な処理方法を検討の上、 旭、弥栄、三隅の集合処理区域外で、特定地域 生活排水処理事業を採択

平成 27 年度に整備が完了し、現在新たな整備計画はありません。

設置から年数が経過した浄化槽について、修繕では対応できず、改築が必要な箇所も想定されます。

② 使用料

<p>家庭用使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>平成 17 年 10 月の市町村合併以降、旧市町村ごとに合併前の使用料体系を使用していましたが、平成 23 年 4 月に全ての事業で使用料体系を統一しました。</p> <p>使用料体系は従量制（基本料金設定）です。基本料金は、1 カ月 10 m³までで、それ以上は増加に従って 2 段階の累進制となっています。使用料算定の考え方として、施設の維持管理に要する経費を使用料で回収することを基本としています。</p> <table border="1" data-bbox="491 577 1422 882"> <tr> <th colspan="3">一般汚水 使用料（1 月につき）（税込み）</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10 m³までの分</td> <td>1,650 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金 （1 m³につき）</td> <td>10 m³を超え 20 m³までの分</td> <td>137.5 円</td> </tr> <tr> <td>20 m³を超える分</td> <td>214.5 円</td> </tr> </table>	一般汚水 使用料（1 月につき）（税込み）			基本料金	10 m ³ までの分	1,650 円	超過料金 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	137.5 円	20 m ³ を超える分	214.5 円
一般汚水 使用料（1 月につき）（税込み）												
基本料金	10 m ³ までの分	1,650 円										
超過料金 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	137.5 円										
	20 m ³ を超える分	214.5 円										
<p>その他の使用料 体系の 概要・考え方</p>	<p>平成 23 年 4 月から、従量制の公衆浴場等汚水単価を導入しました。現在、該当施設は 10 施設あります。</p> <table border="1" data-bbox="639 1167 1273 1305"> <tr> <th colspan="2">公衆浴場等汚水使用料（税込み）</th> </tr> <tr> <td>1 m³につき</td> <td>99 円</td> </tr> </table> <p><対象施設></p> <p>(1) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定により島根県知事の許可を受けた公衆浴場</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 3 項又は第 4 項の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの浴場施設</p> <p>(3) 老人福祉法第 15 条第 5 項の軽費老人ホーム又は老人福祉センターの浴場施設</p> <p>(4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項の介護老人保健施設の浴場施設</p>	公衆浴場等汚水使用料（税込み）		1 m ³ につき	99 円							
公衆浴場等汚水使用料（税込み）												
1 m ³ につき	99 円											

(税込み)

	条例上の使用料 *2 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり)
平成 30 年度	2,970 円	3,609 円
令和元年度 令和元年 10 月 1 日 消費税率改定	3,025 円	3,472 円
令和 6 年度	3,025 円	3,873 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料（月額）をいう。

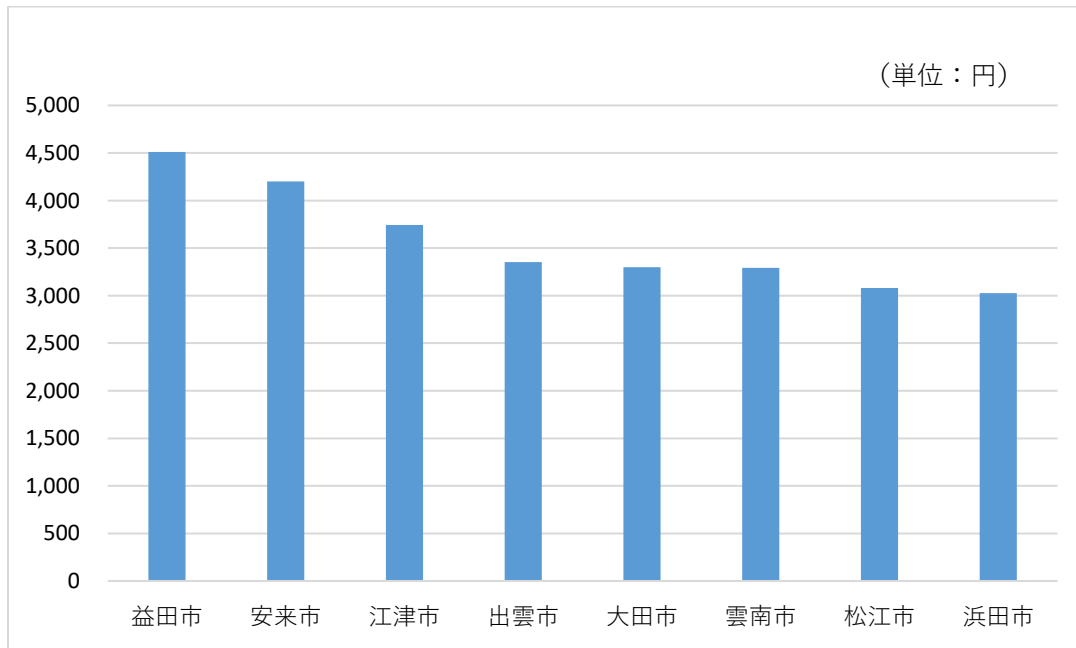
*3 実質的な使用料とは、使用料収入（税込み）の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく公衆浴場等を含む）をいう。なお、平成 30 年度及び令和元年度については、全ての下水道事業が地方公営企業法非適用であるため、収入額ベースの使用料収入で算出している。

参考として、令和 6 年 3 月末現在の島根県内 8 市の使用料（20 m³/月使用時）について下記のとおり表しています。

動力費や資材費、人件費等の高騰を受け、各市が使用料適正化の実施に踏み切る中、当市は現時点で使用料の見直しに着手しておらず、県内で最も低いレベルとなっています。

現在整備中の浜田処理区の供用開始により、使用料収入は増加する見込みですが、高騰する経費により、経営状況は厳しくなることが想定されるため、使用料水準の適正化に向けて取り組む必要があります。

令和 6 年 3 月 31 日現在 県内 8 市使用料(経営比較分析表より 20 m³/月当たり家庭料金、税込み)

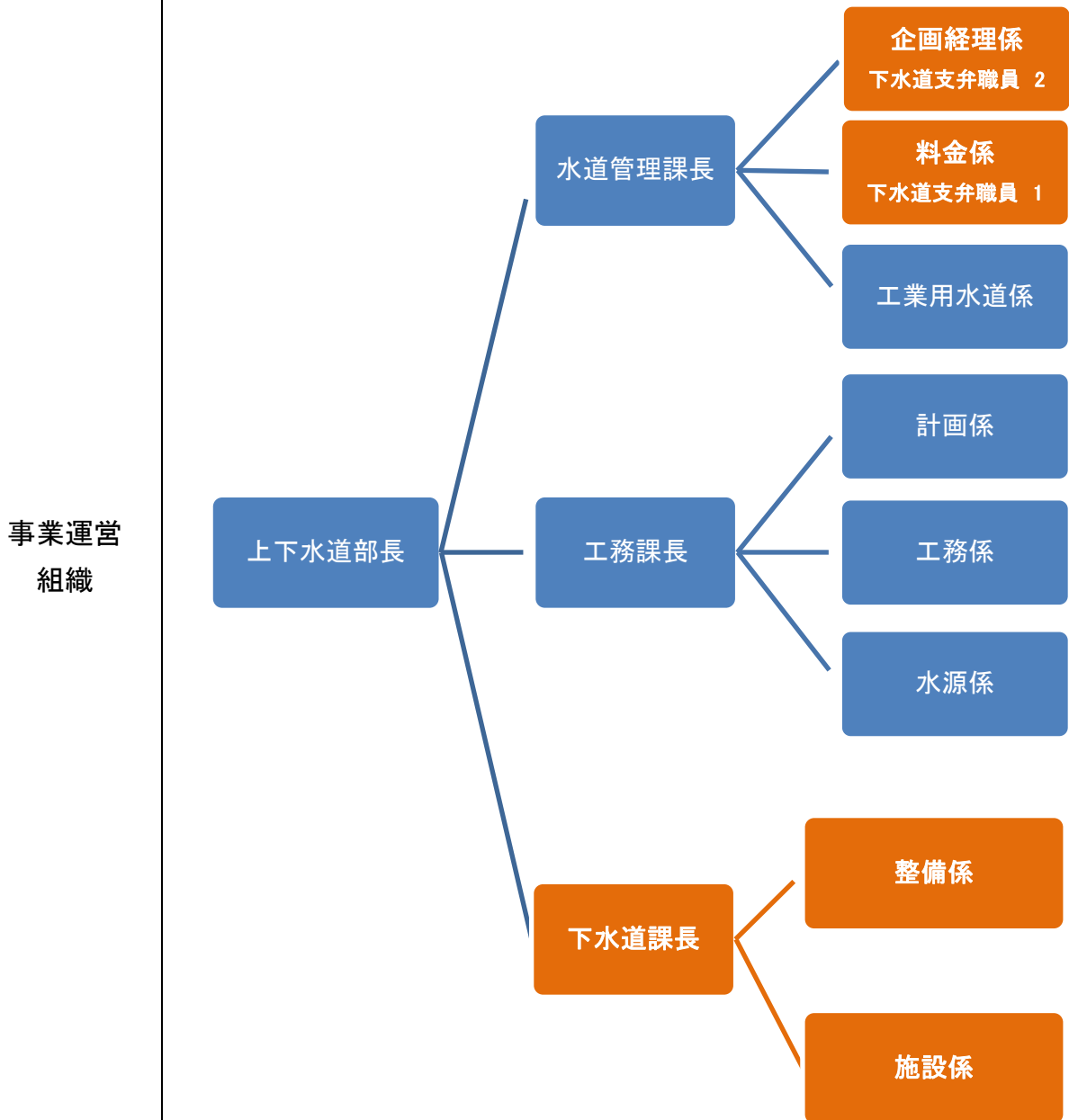


③ 組織

(令和7年4月1日現在)

本市上下水道部は、3課8係で構成されています。このうち、下水道事業に係る組織体制は、水道管理課、下水道課の2課、企画経理係、料金係、整備係、施設係の4係体制となっています。

上下水道部 組織図



令和4年10月の機構改革における管理部門の一元化により、下水道事業に係る予算編成・執行事務、使用料に係る事務を水道管理課の職員が担当しています。

職 員 数	下水道事業の職員数			
	・ 損益勘定*4 従事職員 7 名（課長 1 名、施設係 2 名、整備係 1 名、 企画経理係 2 名、料金係 1 名）			
	・ 資本勘定*5 従事職員 5 名（整備係 4 名、施設係 1 名）			
	このうち、正規職員が 10 名、会計年度任用職員が 2 名となっています。			
	下 水 道 課	下水道課長	1 名	下水道事業総括
		整備係	5 名 *6	下水道事業企画・認可・設計・施行等
		施設係	3 名	調査・指導・維持管理・台帳整備等
	水 道 管 理 課	企画経理係	2 名	予算編成・執行管理、経理
		料金係	1 名	使用料の賦課徴収
	合 計		12 名	
<p>上下水道部で行っている下水道事業は次の 6 事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共下水道事業 ■ 特定環境保全公共下水道事業 ■ 農業集落排水事業（集合処理） ■ 漁業集落排水事業 ■ 生活排水処理事業 ■ 個別排水処理事業（個別処理） <p>また、下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する個人住宅等に対して、補助金を交付しています。</p>				

*4 利益や損失に係る科目

*5 固定資産の取得、処分に係る科目

*6 広島広域都市圏の事業による広島市からの派遣職員 1 名を含む。

(2) 民間活力の活用等

(令和7年4月1日現在)

民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p><民間に委託している業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設維持管理 ・ 中継ポンプ場監視情報配信 ・ 汚泥処理 ・ 緊急対応 ・ 水質検査 ・ 消防設備点検 ・ 電気保安 ・ 下水道台帳データ入力 ・ 下水道台帳保守 ・ メーター検針 ・ 公営企業会計支援 ・ 料金システム保守
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	<p>公民連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備…設計施工一括発注方式 ・ 処理場整備…技術提案・交渉方式
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *7	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *8	該当なし

*7 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*8 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 主な経営健全化の取組

経営健全化を図るための主な取組は、以下の7項目です。

1 公営企業会計移行 **完了**

令和2年4月に、財務状況（資産や負債など）や損益状況の明確化により、中長期的に安定した持続可能な経営計画の策定に役立てるとともに、説明責任の向上を図ることを目的として、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）を公営企業会計に移行しました。

令和6年4月には農業集落排水事業（個別処理を含む）、漁業集落排水事業、生活排水処理事業についても公営企業会計に移行し、公共下水道事業も併せて「下水道事業会計」に一本化し、地方公営企業法の規定の全部を適用しました。

引き続き、経営健全化のツールとして公営企業会計に基づく経営指標を活用していきます。

2 集落排水施設の公共下水道への統合事業 **継続**

老朽化が進んでいる集落排水施設について、処理能力に余力がある特定環境保全公共下水道三保三隅処理場（三保三隅浄化センター）に接続することにより、汚水処理の効率化及び施設の更新投資額の縮減を図る取組を実施しています。

令和3年4月の地方地区農業集落排水施設に続き、令和4年4月には福浦・古湊地区漁業集落排水施設を統合しました。

さらに、令和5年2月に策定された「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、令和12年4月には岡見地区農業集落排水施設を、令和13年4月には須津地区漁業集落排水施設を、特定環境保全公共下水道三保三隅処理場へ統合することとしています。

3 旭浄化センター汚泥処理施設の改築 **完了**

築年数が進み、故障リスクが増加している旭浄化センターの汚泥処理施設を改築し、汚泥の場外処理を行うことで動力費や施設委託料等のランニングコストを縮減する取組を行いました。このことにより、周辺への臭気防止効果も図られました。

4 水道料金と下水道使用料の徴収一元化 **完了**

令和5年10月から事務の効率化、経費節減、お客様の利便性向上を図るため、水道料金及び下水道使用料の徴収一元化を行っています。

このことにより請求、収納事務に係る経費の削減、お客様の納付手続きの簡素化に一定の効果がありました。

5 普及啓発による接続促進

継続

既存の処理区の接続率向上策として、未接続世帯への個別訪問による接続勧奨を行っています。

また、現在整備中の浜田処理区については、収入の核となる使用料確保のため、接続促進策について他団体の事例も参考にしながら検討します。

その他、ご当地マンホールカードの製作、配布、及び処理場汚泥の再資源化による堆肥を住民へ配布することにより、下水道事業への関心、理解を得る取組を行っています。

6 下水道分野におけるウォーターPPPの導入

新規

ウォーターPPPとは、上下水道事業における民間活力を活用した施設の維持、更新に係る手法であり、職員不足、施設の老朽化、使用料収入の減少等、地方公共団体が抱える課題を解決し、上下水道事業の持続性を向上させるために有効な手法の一つです。

本市では、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供することを目指し、令和6年度の事前検討を経て、管理更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）に関する導入可能性調査を令和7年度に実施し、導入に向けて準備を行います。

なお、同手法を導入決定済みであることが令和9年度以降の污水管改築に対する社会資本整備総合交付金の交付要件となっています。

7 自治体DXの推進

新規

現在紙媒体で受け付けている地下埋設物占有者協議について、業務効率化を目的とした地下埋設物立会受付Webシステムの導入に着手していきます。

また、作業効率の向上と今後のウォーターPPP導入後の委託業者等との情報共有や災害対応時のデータ活用も見据え、ネットワーク未接続の現行の下水道管路台帳システムと設備台帳システムのクラウド化について、事業者のヒアリングを行い、研究を進めています。

3. 現状分析

本市では、浜田駅を中心とした市街地において令和8年度末の一部供用開始を目指し、公共下水道を整備しています。

(1) 整備状況

その他の事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業）については、新たな整備予定はありません。

(2) 普及状況

下水道事業全体の汚水処理人口普及率は、令和6年度末で50.6%となっています。

供用中の処理区については、人口減少の影響や、ウッドショック、コロナ禍、物価高騰等により住宅新築件数が伸び悩んでおり、目標達成のためには引き続き下水道への接続勧奨や合併処理浄化槽への転換の働きかけなど一層の取り組みが必要です。

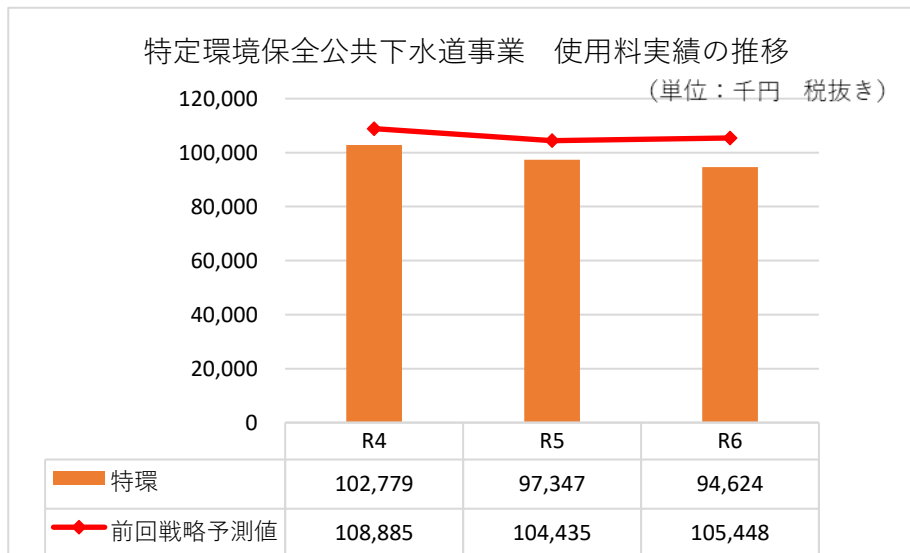
(3) 各事業における現状分析

① 公共下水道事業

公共下水道事業は、令和8年度末の一部供用開始に向け管路、処理場の整備を推進しており、令和6年度末企業債残高は572,300千円となっています。

② 特定環境保全公共下水道事業

令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は94,624千円（税抜き）で、前年度に比べ2,723千円（2.8%）の減となっています。前経営戦略における予測値（税抜換算）と比較すると、令和6年度で10,824千円の減となっており、これは想定以上の人口減少や事業者の廃業等の影響による下振れが要因です。

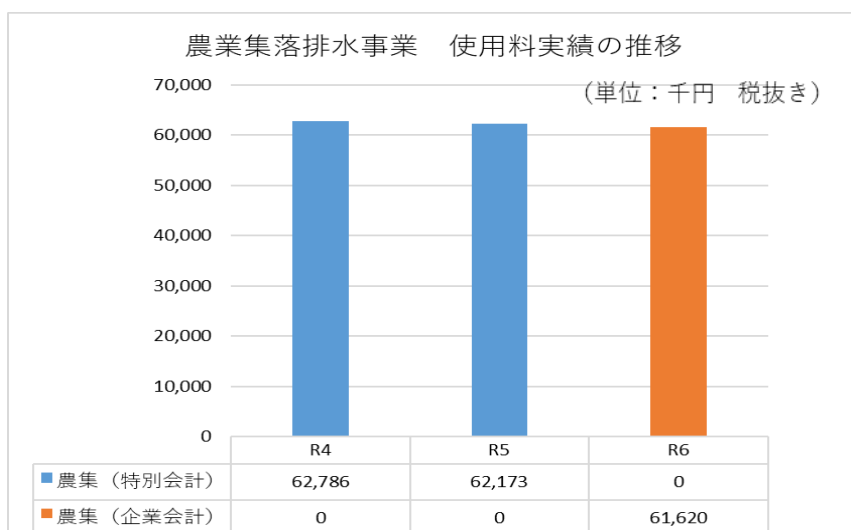


令和6年度末での企業債残高は3,144,974千円です。建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。

③ 農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業

農業集落排水事業の令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は集合処理60,889千円（税抜き）、個別処理731千円（税抜き）の計61,620千円で、前年度の62,173千円に比べ553千円（0.9%）減となりました。平成29年3月に策定した経営戦略の令和6年度使用料予測値（税抜換算）83,637千円と比較すると22,017千円の減となっています。主な要因は、令和3年4月に地方地区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合したことによるものです。

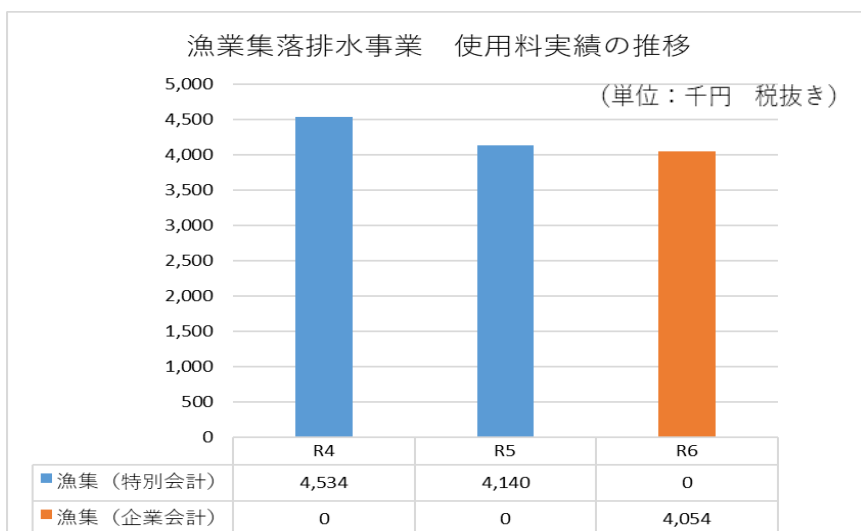
令和6年度末での企業債残高は2,463,410千円です。建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。



漁業集落排水事業の令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は4,054千円（税抜き）で、前年度4,140千円に比べ86千円（2.1%）減となりました。

平成29年3月に策定した経営戦略の令和6年度使用料予測値（税抜換算）12,656千円と比較すると8,602千円の減となっています。主な要因は、令和4年4月に福浦・古湊地区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区へ統合したことによるものです。

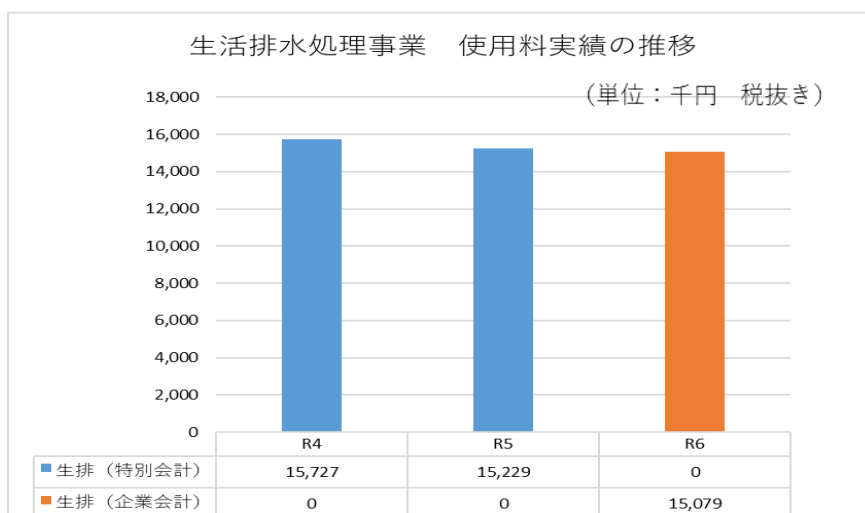
令和6年度末での企業債残高は92,656千円で、建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。



生活排水処理事業の令和6年度使用料収入（調定額）の決算額は15,079千円（税抜き）で、前年度15,229千円に比べ150千円（1%）減となりました。

平成29年3月に策定した経営戦略の令和6年度使用料予測値（税抜換算）16,665千円と比較すると1,586千円の減となっています。主な要因は想定以上の人口減少によるものです。

令和6年度末での企業債残高は118,522千円で、建設改良事業や、企業債元利償還金に充当するための企業債を借り入れています。



(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙 「経営比較分析表」(53 ページから 57 ページに掲載) のとおり（農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業については、令和 5 年度までは地方公営企業法非適用）

下水道事業は、生活環境の改善・公共用水域の水質保全等、保健衛生・環境行政の面を強く持っており、元来多額の利益の見込める事業ではありません。

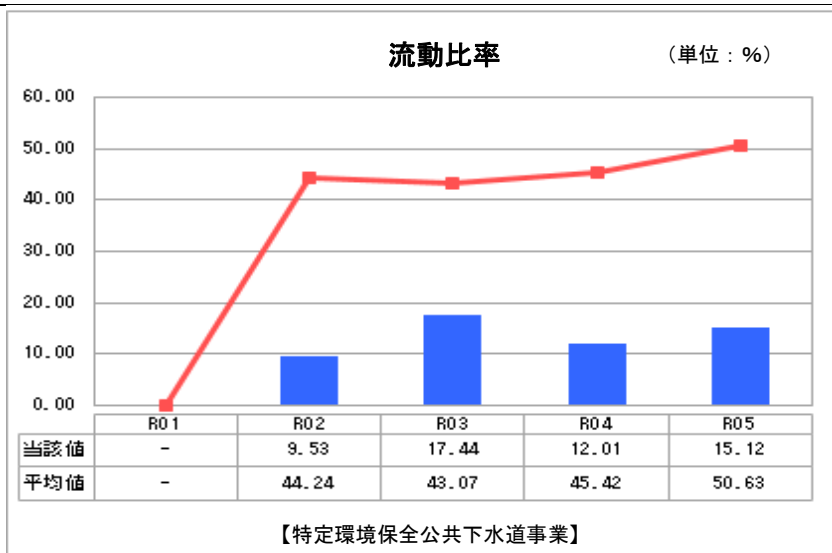
特に、本市の事業は地理的条件や人口密度の低さから採算性が低く、経営は一般会計からの繰入に大きく依存しています。そのため、収入の確保を図り、経費削減に努め、経営の効率化・健全化に取り組む必要があります。

1 流動比率

流動比率は短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、100%以上であることが必要です。

一般的に、100%を下回る場合は支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

本市の流動比率は令和 5 年度時点で 15.12%と 100%を下回っていますが、これは翌年度に返済する企業債償還金の額が多額であることが影響しています。企業債償還金は、当該年度の資本費平準化債収入や損益勘定留保資金、一般会計出資金を財源としており、この企業債償還金の影響を除いた令和 5 年度の流動比率は 161.85%となり、100%を超えています。



2 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です。

特定環境保全公共下水道事業の経費回収率は、令和5年度時点で63.08%となっており、類似団体平均に比べて7.63ポイント低くなっています。また、令和6年度の本市の比率は61.90%となっています。

汚水処理経費の約4割を繰入金で賄っている状況であり、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。

農業集落排水事業の集合処理（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）の経費回収率は43.31%となっており、類似団体平均に比べ8.74ポイント低くなっています。汚水処理経費の約6割を繰入金で賄っている状況です。また、個別処理（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）の経費回収率は100%となっており、類似団体平均に比べ54.45ポイント高くなっています。企業会計移行に伴う打切り決算により、維持管理経費の支出の一部が当該年度中に発生しなかった特殊要因によるものです。

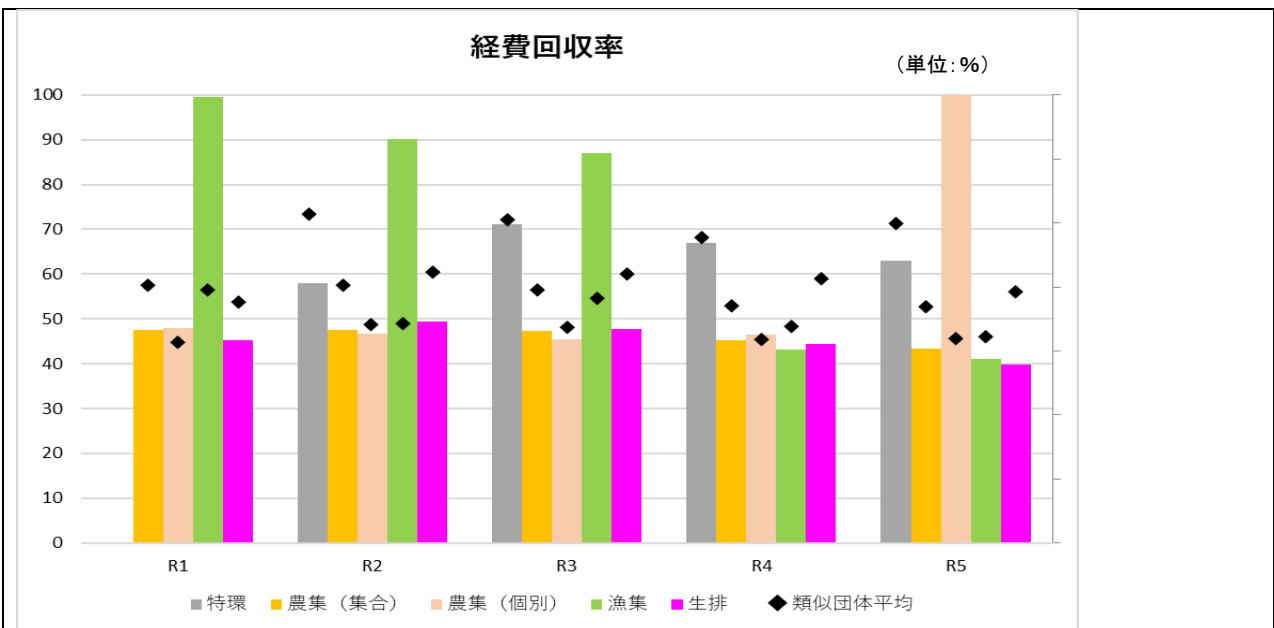
なお、企業会計移行初年度の農業集落排水事業全体（集合処理と個別処理の合計）の令和6年度の経費回収率は57.52%となっています。

漁業集落排水事業（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）の経費回収率は41.02%となっており、類似団体平均に比べ5.43ポイント低く、汚水処理経費の約4割しか使用料で回収できていない状況です。

なお、企業会計移行初年度の令和6年度の比率は46.73%となっています。

生活排水処理事業の経費回収率（令和5年度末時点 地方公営企業法非適用）は39.84%となっており、類似団体平均に比べ16.22ポイント低くなっています。

なお、企業会計移行初年度の令和6年度の比率は41.65%となっています。



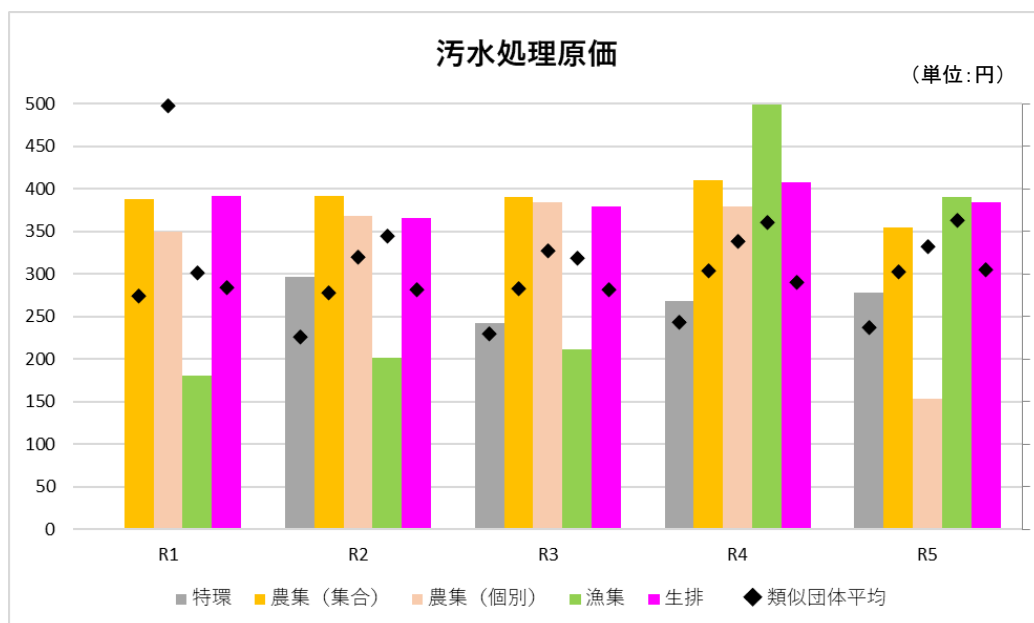
(注) 特環は公営企業会計による数値(R1 は特別会計のため数値なし)。農集(集合)、農集(個別)、漁集、生排は R5 まで特別会計による数値で作成している。

3 汚水処理原価

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標で、経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析に活用できます。

特定環境保全公共下水道事業の令和5年度汚水処理原価は278.59円となっており、類似団体平均と比べ45.44円高くなっています。地理的条件や人口密度の低さから汚水処理費が高くなっています。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業についても類似団体平均より高い傾向があります。



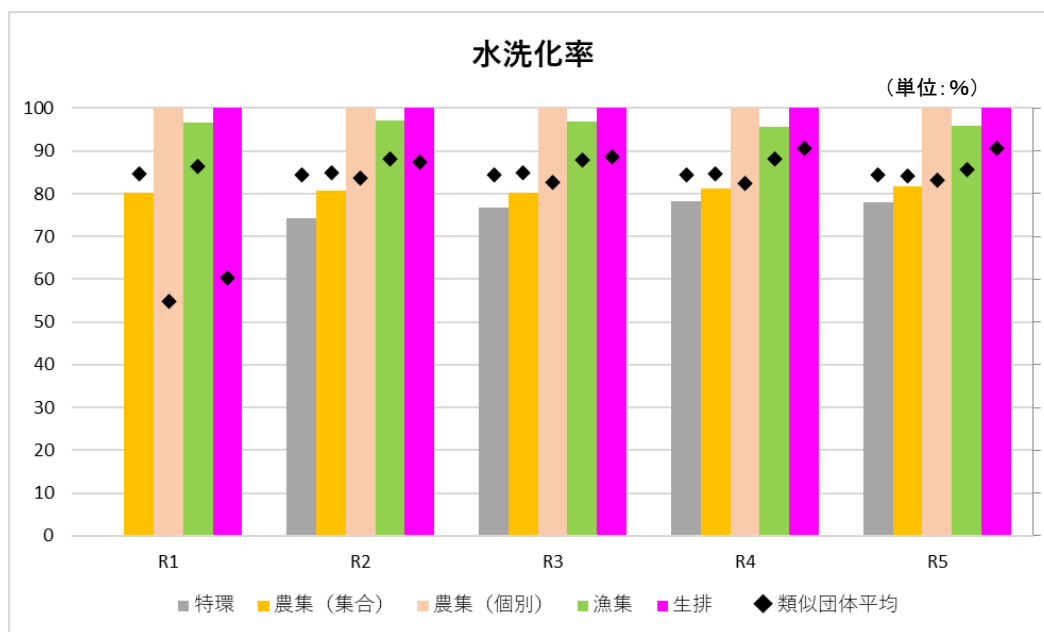
(注) 特環は公営企業会計による数値(R1 は特別会計のため数値なし)。農集(集合)、農集(個別)、漁集、生排は R5 まで特別会計による数値で作成している。

4 水洗化率（接続率）

現在処理区域内人口のうち、実際に下水道等に接続して汚水を処理している人口の割合を表す指標で、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされています。

特定環境保全公共下水道事業の水洗化率は令和5年度末で78.12%となっており、類似団体に比べ6.61ポイント低くなっています。特に国府処理区の水洗化率の低さは、整備期間が長期化し処理区域内の住民の高齢化が進んだことや、合併処理浄化槽の普及により、接続が進まなかったことが要因と考えられます。

農業集落排水事業の集合処理分では81.72%で、類似団体に比べ2.24ポイント低くなっています。三隅地域の河内処理区で水洗化率が低く、個別訪問等で接続勧奨の取組を行っています。



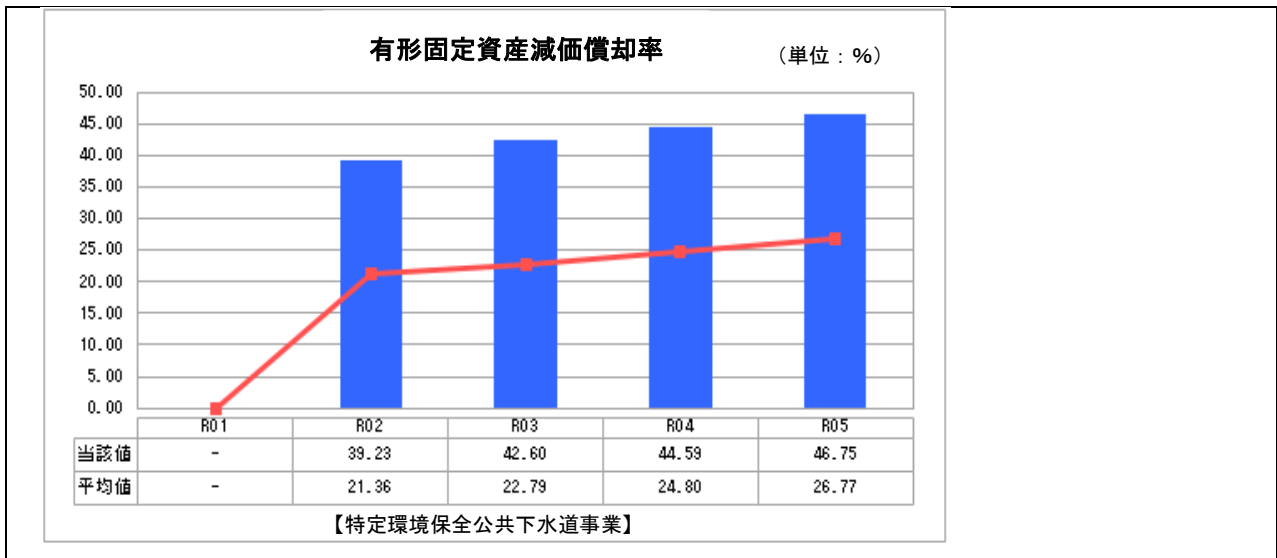
(注) 特環は公営企業会計による数値(R1は特別会計のため数値なし)。農集(集合)、農集(個別)、漁集、生排はR5まで特別会計による数値で作成している。

5 有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化（経年化）の度合いを示しています。数値が100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。

本市の特定環境保全公共下水道事業は46.75%で、類似団体平均に比べ19.98ポイント高くなっています。

下水道事業の類似団体区分は供用開始後年数で区分されており、本市の区分はD2：供用開始後15年以上となっていますが、本市は約20年が経過しており、機械を中心に耐用年数に到達している資産が増加しています。



各事業で把握、分析した上記の結果を、今回の経営戦略の見直しに反映していくこととします。

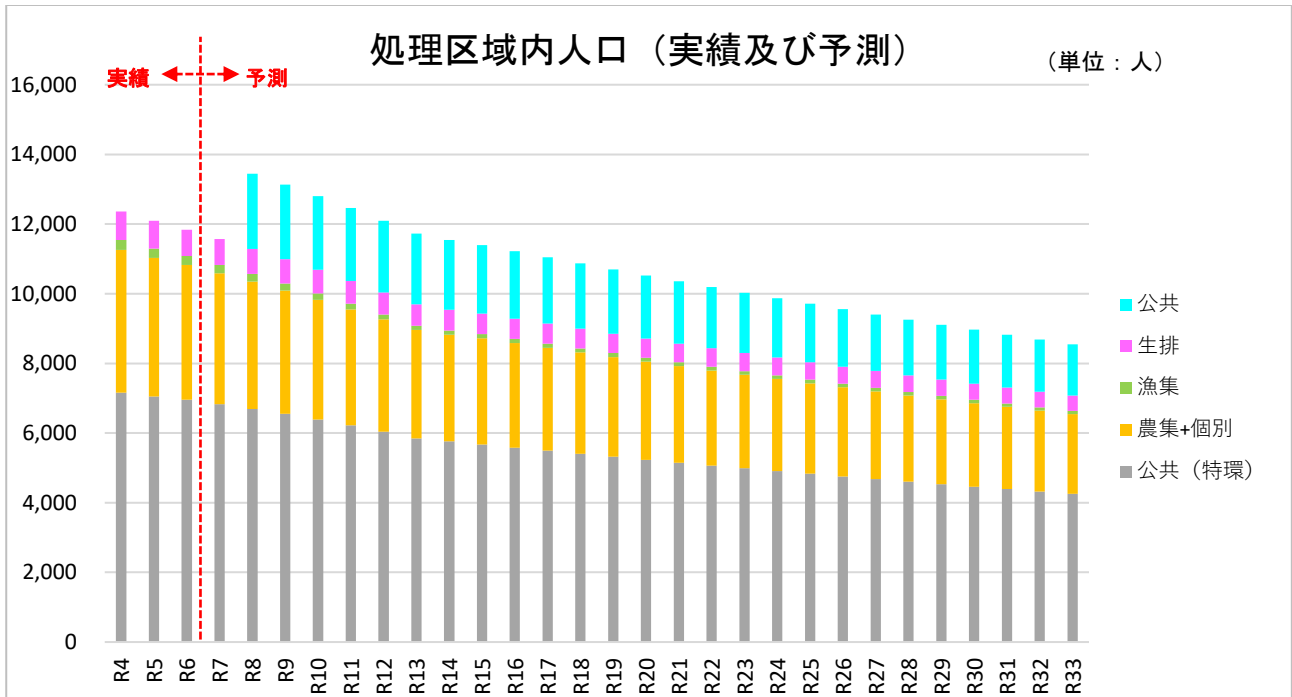
(5) 将来の事業環境

① 処理区域内人口の予測

人口の推計にあたっては、計画期間内の令和 13 年度までは過去の実績を基に回帰分析手法により推計を行いました。

また、令和 14 年度以降については前年度の予測人数に対し、浜田市総合振興計画後期基本計画の人口予測から算出した 1 年度当たりの変化率を乗じて予測を行いました。

なお、公共下水道事業（浜田処理区）については、現在整備中であることから事業計画を基に推計を行いました。



処理区域内人口の予測

(単位：人)

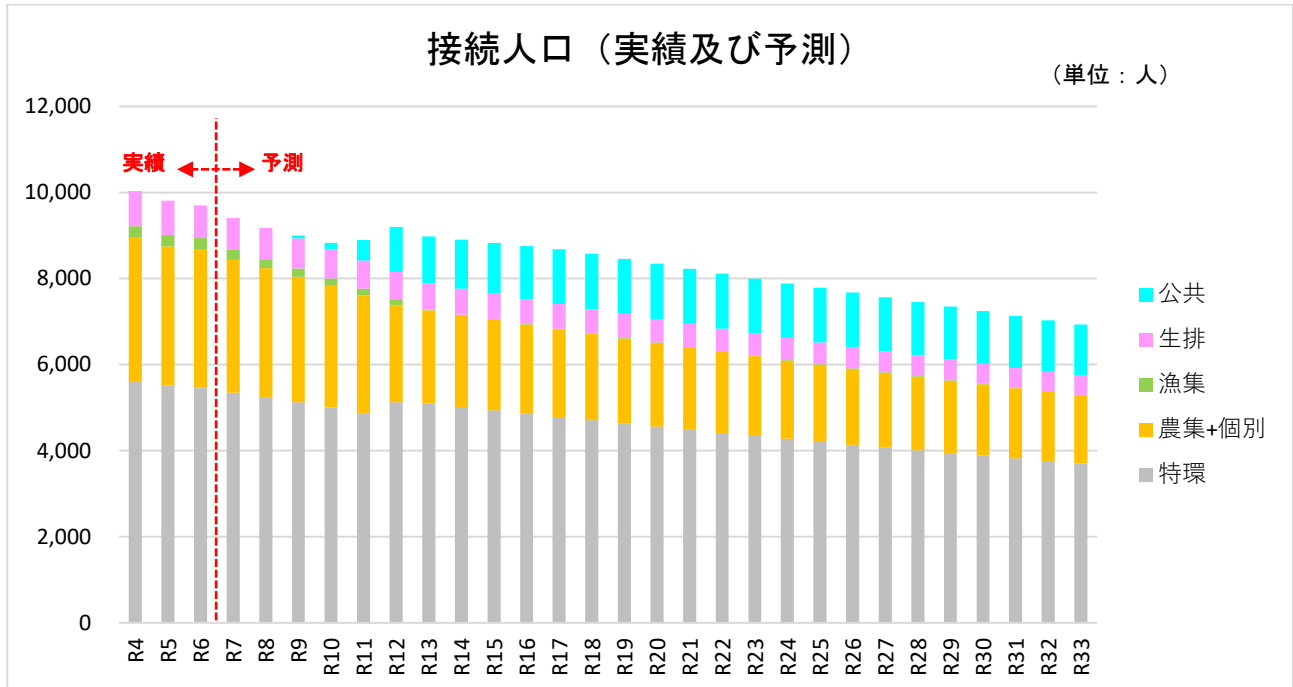
事業名	令和 6 年度	令和 13 年度	令和 33 年度
公共下水道事業	—	2,031	1,476
特定環境保全公共下水道事業	6,960	5,849	4,252
農業集落排水事業*9	3,863	3,110	2,289
漁業集落排水事業	264	125	90
生活排水処理事業	754	609	444
合計	11,841	11,724	8,551

*9 農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地に係る人口を含んでいる(令和 6 年度は 215 人)。

② 接続人口の予測

また、使用料収入に大きく影響を与える接続人口の推計を行いました。

人口推計にあたっては、処理区域内人口と同様に、過去の実績、事業計画を基に推計を行いました。



接続人口の予測

（単位：人）

事業名	令和6年度	令和13年度	令和33年度
公共下水道事業	—	1,090	1,190
特定環境保全公共下水道事業	5,466	5,095	3,704
農業集落排水事業*10	3,224	2,168	1,577
漁業集落排水事業	254	15	15
生活排水処理事業	754	609	444
合計	9,698	8,977	6,930

*10 農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地に係る人口を含んでいる(令和6年度は215人)。

また、令和12年4月に岡見地区農業集落排水施設、令和13年4月に須津地区漁業集落排水施設を特定環境保全公共下水道三保三隅処理場に統合する影響を考慮

公共下水道（浜田処理区）の整備により、接続人口は一時的に増加が見込めるものの、既存事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等）の処理区域内人口の減少により、全体として減少が見込まれます。

浜田処理区の接続促進のための取組を検討するとともに、既存の処理区を中心に個別訪問などの啓発活動を行い、接続率向上の取組を引き続き行っていく必要があります。

③ 使用料収入の予測

使用料収入の推計にあたっては、既存の処理区については令和6年度決算額に対し、以下のとおり変化率を用いて試算しました。

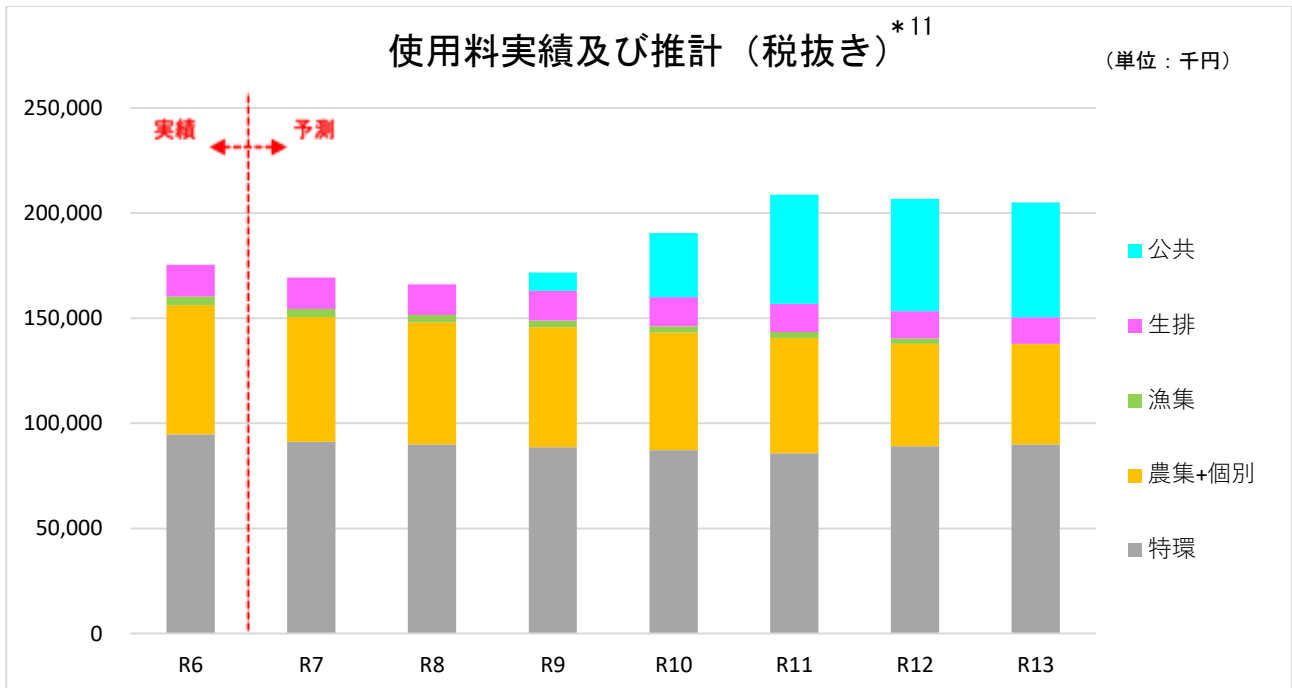
また、今後供用開始を予定している浜田処理区については、事業計画及びシミュレーションを基に推計を行いました。

・基本使用料

「国土交通省 国土技術政策総合研究所の将来人口世帯予測ツール」により算出された世帯数予測に、令和6年度末浜田市世帯数実績との乖離を加味し推計した上で、変化率を算出して試算

・超過水量使用料

水量：接続人口予測の変化率を用いて試算



*11 地方公営企業法全部適用後の数値のみを記載

使用料実績及び推計 (税抜き)

(単位：千円)

事業名	令和6年度	令和9年度	令和13年度
公共下水道事業	—	8,700	54,745
特定環境保全公共下水道事業	94,624	88,641	89,962
農業集落排水事業*12	61,620	56,996	47,677
漁業集落排水事業	4,054	3,279	202
生活排水処理事業	15,079	14,160	12,550
合計	175,377	171,776	205,136

*12 農業集落排水施設に編入した岡見住宅団地分も含んでいる。

既存の処理区の使用料は減収を見込んでいます。要因は、人口減少による処理区域内人口及び接続人口の減です。

一方、浜田処理区（公共）は令和8年度末の一部供用開始を想定して増収を見込んでいます。

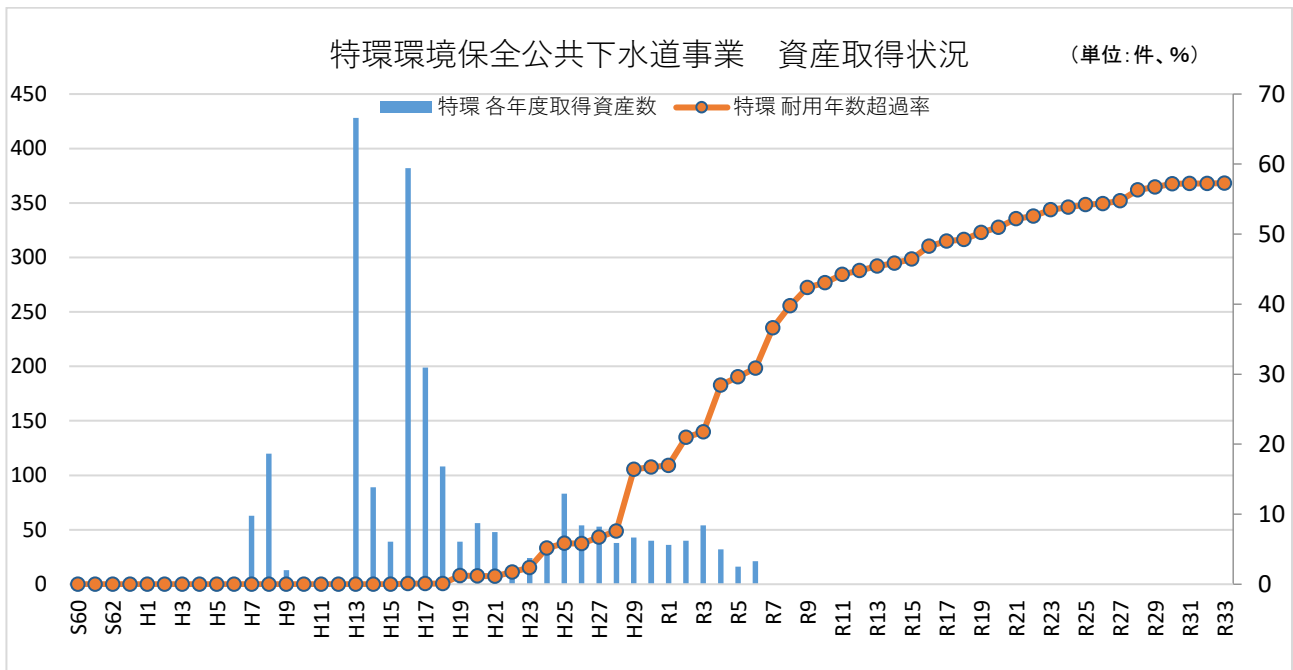
④ 施設の現状と見通し

【特定環境保全公共下水道事業】

特定環境保全公共下水道事業の下水道施設は、3 ページに記載のとおり、いずれの事業の処理区も供用開始から 20 年以上経過しています。

施設の状況は以下に示すとおり、平成 7 年度から平成 8 年度、平成 10 年代に取得した資産が多くなっています。

平成 7 年度から平成 8 年度は三保三隅処理区の旧漁業集落排水福浦地区、平成 13 年度から平成 17 年度には三保三隅処理区、旭処理区、国府処理区（第 1 期）の整備を行っており、特に、機械、電気設備の耐用年数が 15 年から 20 年となっているため、これらの影響により平成 29 年度から耐用年数超過率が高くなっています。



本市では、ストックマネジメント計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を延伸することにより、設備投資の増加の抑制を図っていきます。

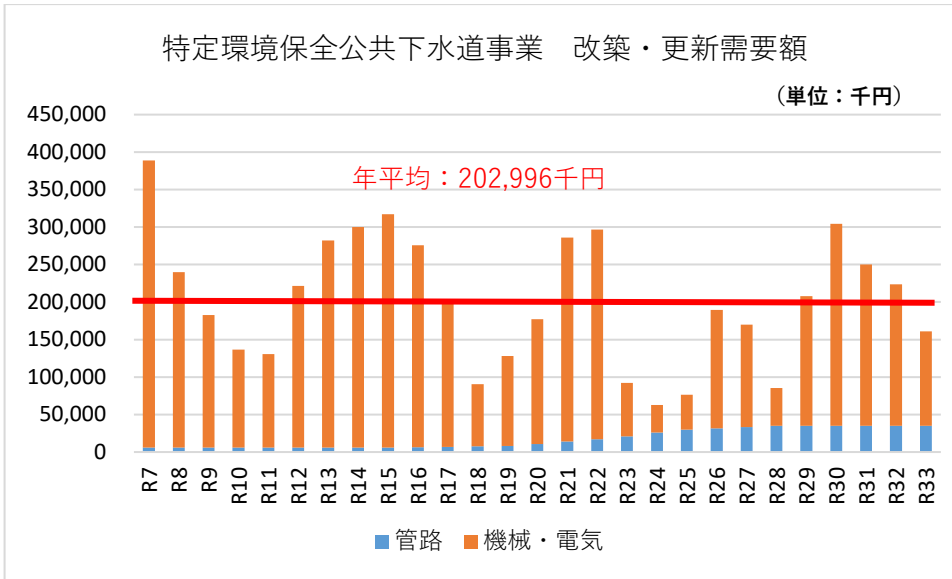
年平均更新需要は 202,996 千円となっていますが、ストックマネジメント計画に基づく調査点検により施設等の状況を把握の上、優先順位付けを行い、年間 50,000 千円から 60,000 千円の事業規模で改築・更新を行うことにしています。

なお、浜田処理区の整備終了後は、安定的な汚水処理実施のため、更新スピードを早める必要があり、更新計画について改めて検討する必要があります。

事業の財源は国県補助金や企業債となりますが、特に近年全国的に管路の老朽化による破損に起因する道路陥没事故が相次いだこともあり、国の支援が管路更新に優先的に配分される傾向にあることから、機械・電気の更新に充てる国県補助金の確保が課題となっています。

また、老朽化が進行している農業集落排水施設や漁業集落排水施設について、令和 3 年 4 月に地方地区農業集落排水施設を、令和 4 年 4 月に福浦・古湊地区漁業集落排水施設をそれぞれ特定環境保全公共下水道の三保三隅処理場へ統合し、更新需要の抑制に努めています。

令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。



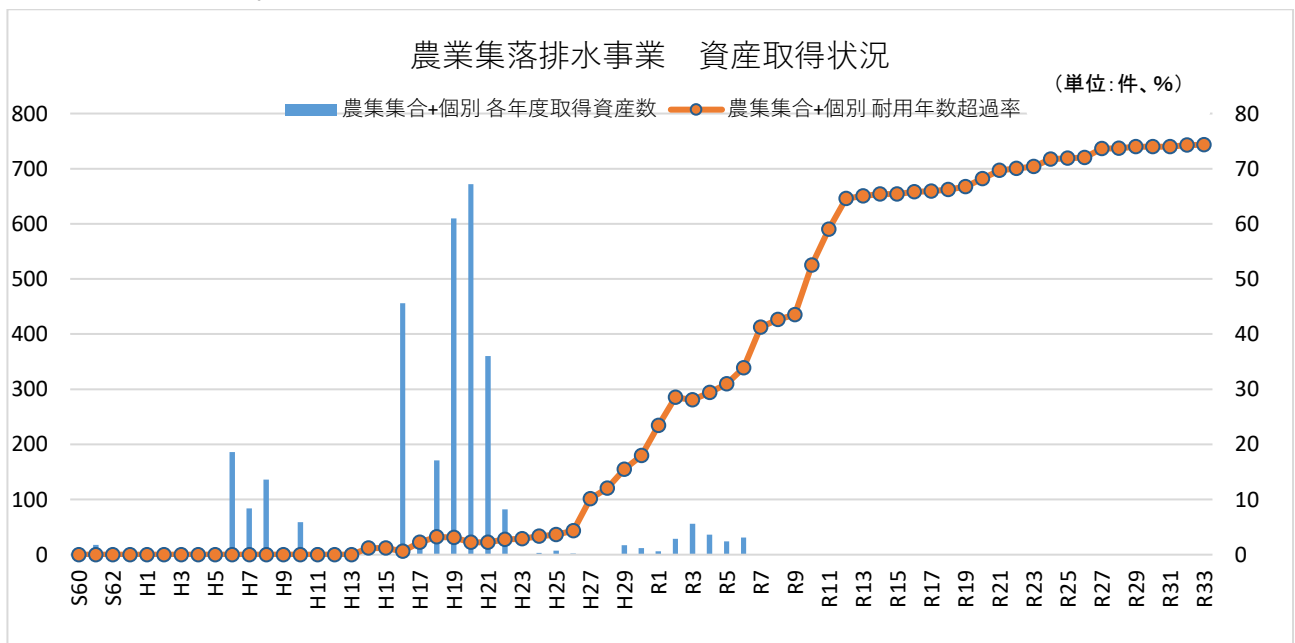
【農業集落排水事業】

本市では、最適整備構想、長寿命化計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を延伸することにより、設備投資の増加を抑制していきます。

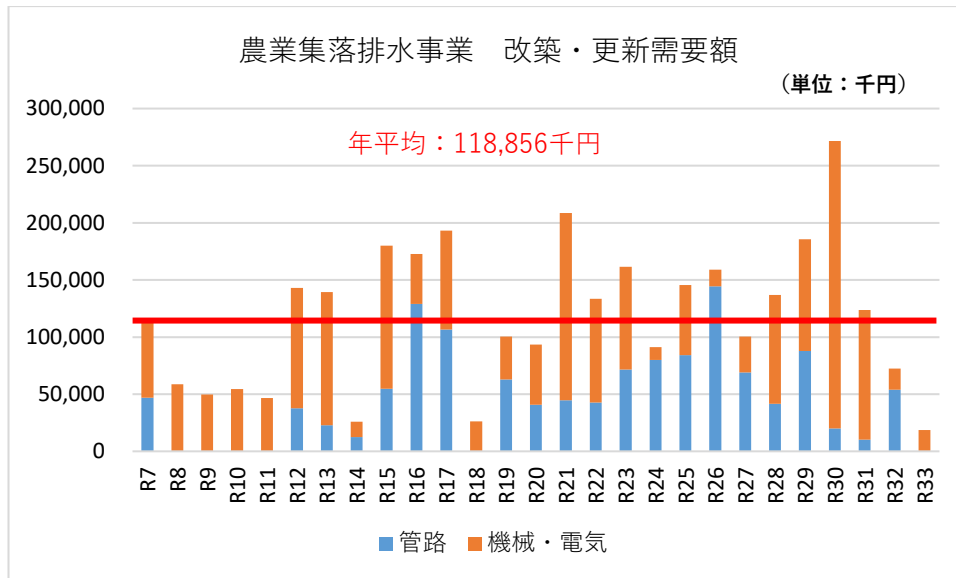
農業集落排水事業の下水道施設は、4 ページに記載のとおり、弥栄地域の安城処理区の 29 年を筆頭に、その他の処理区でも 15 年以上が経過しています。

施設の状況は以下に示すとおり、平成 6 年度から平成 8 年度、平成 16 年度から平成 22 年度に取得した資産が多くなっています。

特に平成 16 年度から平成 22 年度には美川、雲城、旭、三隅の各処理区で整備を行っており、平成 29 年度以降は同地区の機械、電気設備の耐用年数到来により耐用年数超過率が高くなっています。



令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。



農業集落排水事業については、これまで国県補助金を活用した機能強化対策事業で処理場機械の改築などを実施してきましたが、同事業が令和 8 年度で終了するため、今後は特に優先順位の高いマンホール蓋やマンホールポンプの更新、マンホール更生を年 16,000 千円程度の事業規模で実施することにしています。

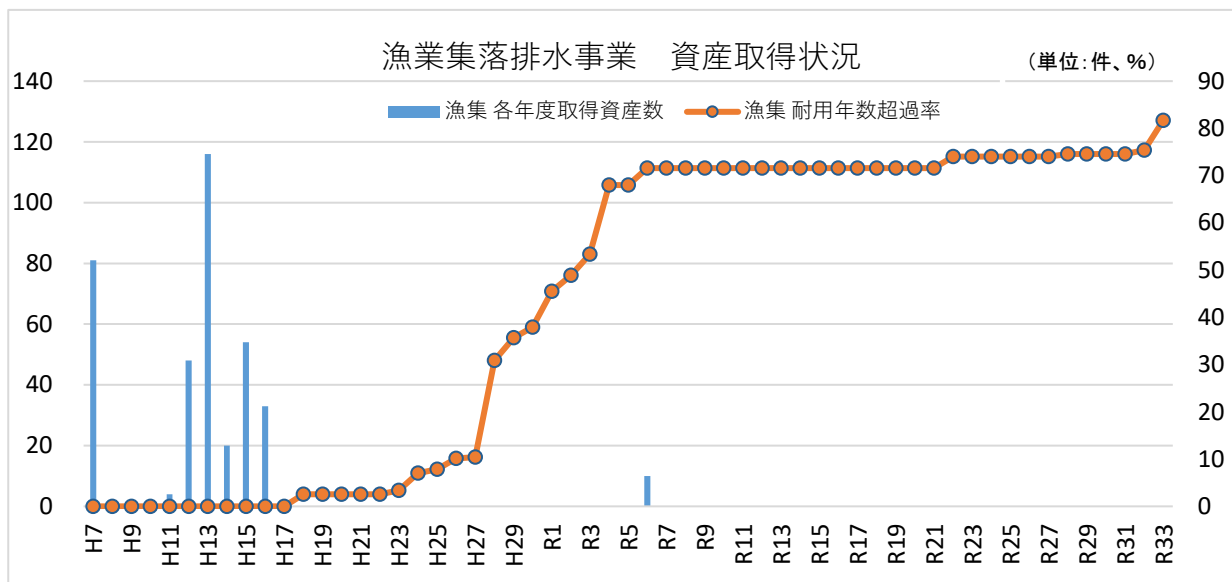
また、岡見処理区の特定環境保全公共下水道三保三隅処理区への統合により、更新需要の抑制に努めます。

【漁業集落排水事業】

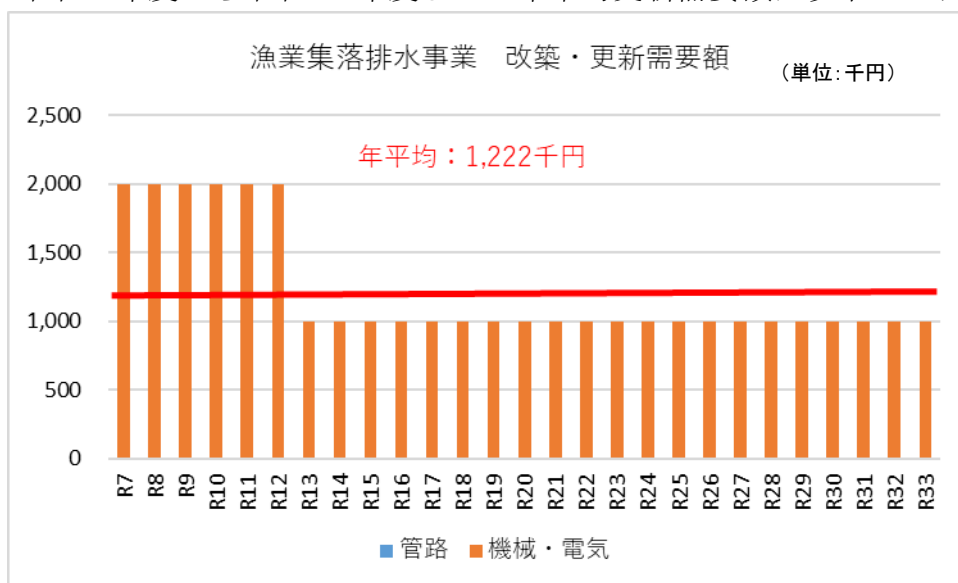
令和 4 年度に処理人口の多い福浦・古湊処理区について特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合しており、残る処理区は、青浦処理区、須津処理区のみとなっています。5 ページに記載のとおり、青浦処理区を平成 12 年度に、須津処理区を平成 13 年度に整備しています。

今後、施設の適切な管理運営を行うためにも、更なる処理施設の集約化等を図っていく必要があります。

令和 13 年度における施設の耐用年数超過率は 71% を超え、令和 33 年度には 80% を超過し、平成 10 年代に取得した資産についても、資産の償却年限到達のピークは令和 30 年代前半になる見込みです。



令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。

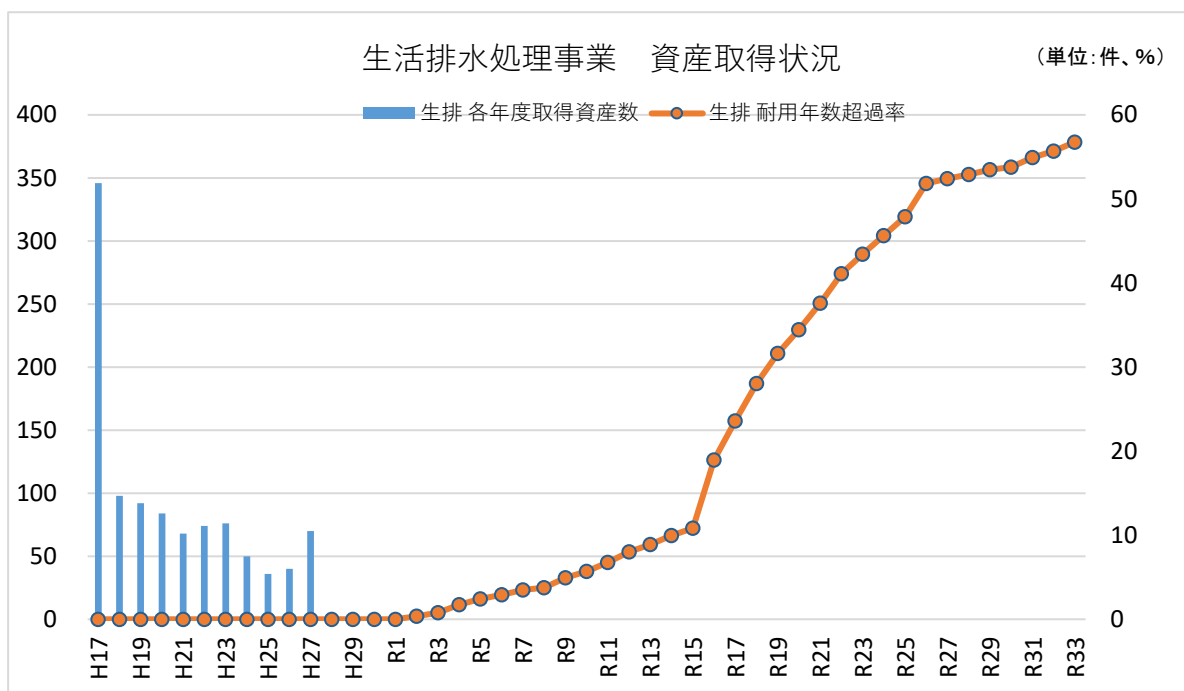


須津処理区の特定環境保全公共下水道三保三隅処理区への統合により、更新需要の抑制に努めますが、年平均 1,222 千円の改築・更新需要が見込まれるため、計画的な建設改良のための予算の確保が課題です。

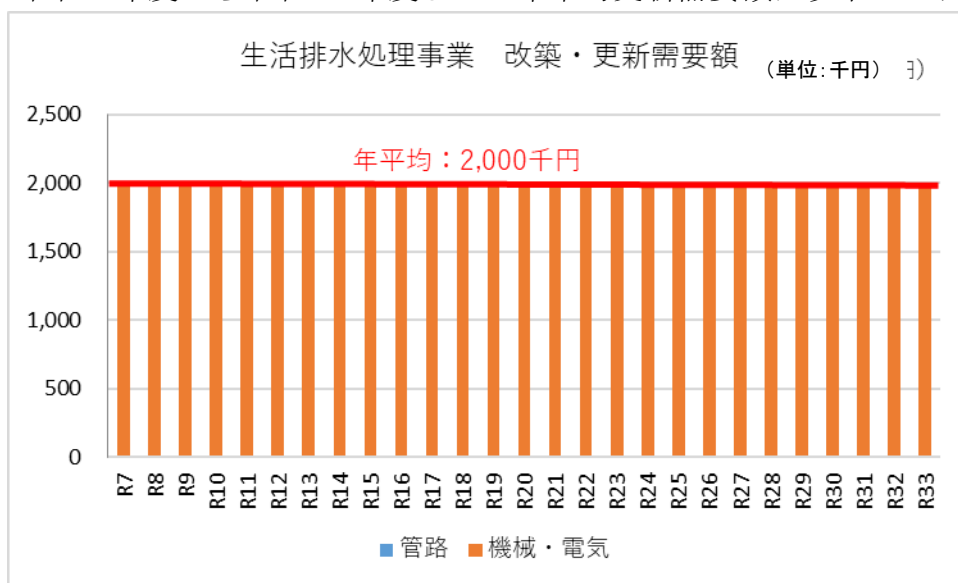
【生活排水処理事業】

生活排水処理事業の施設は、6 ページに記載のとおり、旭、弥栄、三隅のいずれの処理区も平成 17 年度に供用開始しており、整備は平成 27 年度に終了しました。

市が設置した浄化槽の耐用年数は 28 年、個人から受贈した浄化槽は 9 年から 27 年となっており、耐用年数の到来により、耐用年数超過率が令和 16 年度から急激に上昇する見込みです。



令和 7 年度から令和 33 年度までの年平均更新需要額は以下のとおりです。



設置から 30 年以上が経過している浄化槽もあり、劣化がひどく修繕では対応できないものについて、年 1 基程度、年平均 2,000 千円の更新需要を見込んでいます。

⑤ 経費回収率の予測

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

本事業の経費回収率は、令和6年度実績で61.90%となっています。

物価高騰傾向等を考慮し、昨今の社会情勢を反映するとともに、維持管理経費の増加、施設の老朽化による修繕需要の増加を見込んでいます。

また、浜田処理区の整備事業の完了に伴い、維持管理業務の増加が見込まれるため、職員の担当業務の変更（建設改良事業従事職員から維持管理業務従事職員）による経費増を見込んでいます。

一方で、使用料収入については想定以上の人口減少や事業者の廃業等の影響により、前経営戦略の試算値と比べて下振れする見込みです。

これらの状況から、令和13年度は前経営戦略の計画値80%に対し67.9%と計画を下回る見込みです。このため、今後、浜田処理区内から要望が出ている接続促進策の検討を進め、接続率の向上に取り組むことで、経費回収率の改善を図ります。また、浜田処理区の使用料収入の状況を見ながら、令和18年度には経費回収率80%を達成できるように、使用料の適正化も含めて検討を進めていきます。

（経費回収率の実績及び見込み）

（単位：％）

公共＋特環	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
前回目標値（A）	—	55.0	80.0
実績・見込値（B）	61.9	48.8	67.9
差（B）－（A）	—	▲6.2	▲12.1

（単位：千円）

公共＋特環*13	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	94,624	89,965	144,707
汚水処理経費	152,871	184,518	213,174
経費回収率	61.9%	48.8%	67.9%

*13 令和12年4月に岡見処理区を、令和13年4月に須津処理区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合する影響を考慮。なお、浜田処理区の接続促進策による収入増の効果は見込んでいない。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業

これらの事業も、汚水処理経費の一部しか賄えていない現状であり、公共下水道・特定環境保全公共下水道事業と同様に、今後の経費増と収入減を見込んでいます。

今後の見通しについては以下のとおりです。

(単位：千円)

農集（個別分含む） *14	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	61,620	58,036	47,677
汚水処理経費	107,133	143,999	138,747
経費回収率	57.5%	40.3%	34.4%

漁集 *15	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	4,054	3,498	202
汚水処理経費	8,675	13,302	7,590
経費回収率	46.7%	26.3%	2.7%

生排	R6（実績）	R8（見込み）	R13（見込み）
使用料	15,079	14,558	12,550
汚水処理経費	36,204	39,908	39,908
経費回収率	41.7%	36.5%	31.4%

*14 令和12年4月に岡見処理区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合する影響を考慮

*15 令和13年4月に須津処理区を特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合する影響を考慮

(今後の使用料の考え方について)

収入の核となる使用料については、浜田処理区の供用開始及び接続促進策による接続率の推移にも着目し、収入増加の状況を見ながら、使用料の適正化に向けた検討に着手します。

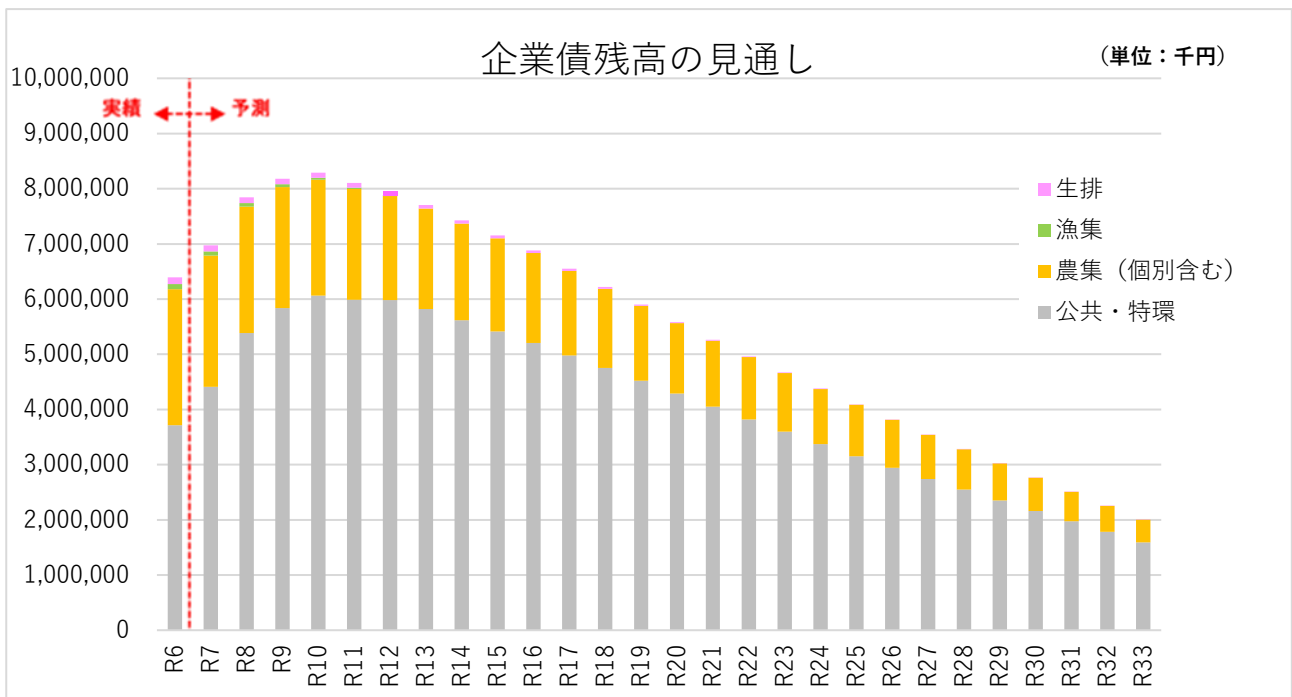
⑥ 企業債残高の見通し

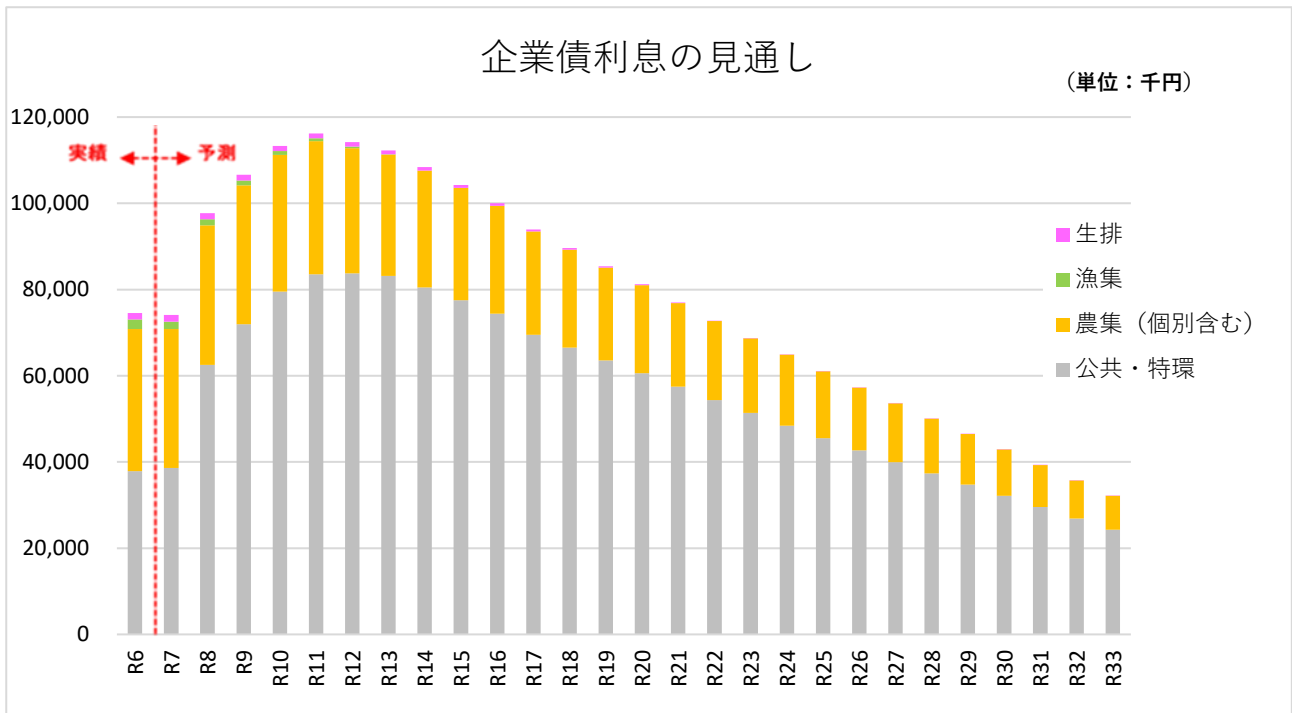
本事業の収支に大きく影響を与える企業債残高の見通しは、下図のとおりです。

公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業分含む）は現在浜田処理区整備事業を推進中であること、また、令和6年度の資本費平準化債の制度拡充により発行可能額が大幅に増加するため、令和10年度まで増加を続けますが、整備終了後は償還額が借入額を上回ることから徐々に減少に転じていく見込みです。

農業集落排水事業については、資本費平準化債の制度拡充により令和6年度に一旦増加しますが、令和7年度以後は同起債の発行可能額が徐々に減少し、償還額が借入額を上回ることから減少に転じていきます。

漁業集落排水事業、生活排水処理事業については新たな企業債の借入予定もないため、漁業集落排水事業については令和13年度に、生活排水処理事業については令和37年度に償還が終了します。





資本費平準化債の借入により、一般会計からの繰入金（出資金）を抑制することはできませんが、企業債残高の償還スピードは遅くなり、利払い負担も膨らみます。

今後、施設の改築・更新需要が高まるなか、効率的な施設のあり方を選択し、実施していくことで、企業債負担を管理していく必要があります。

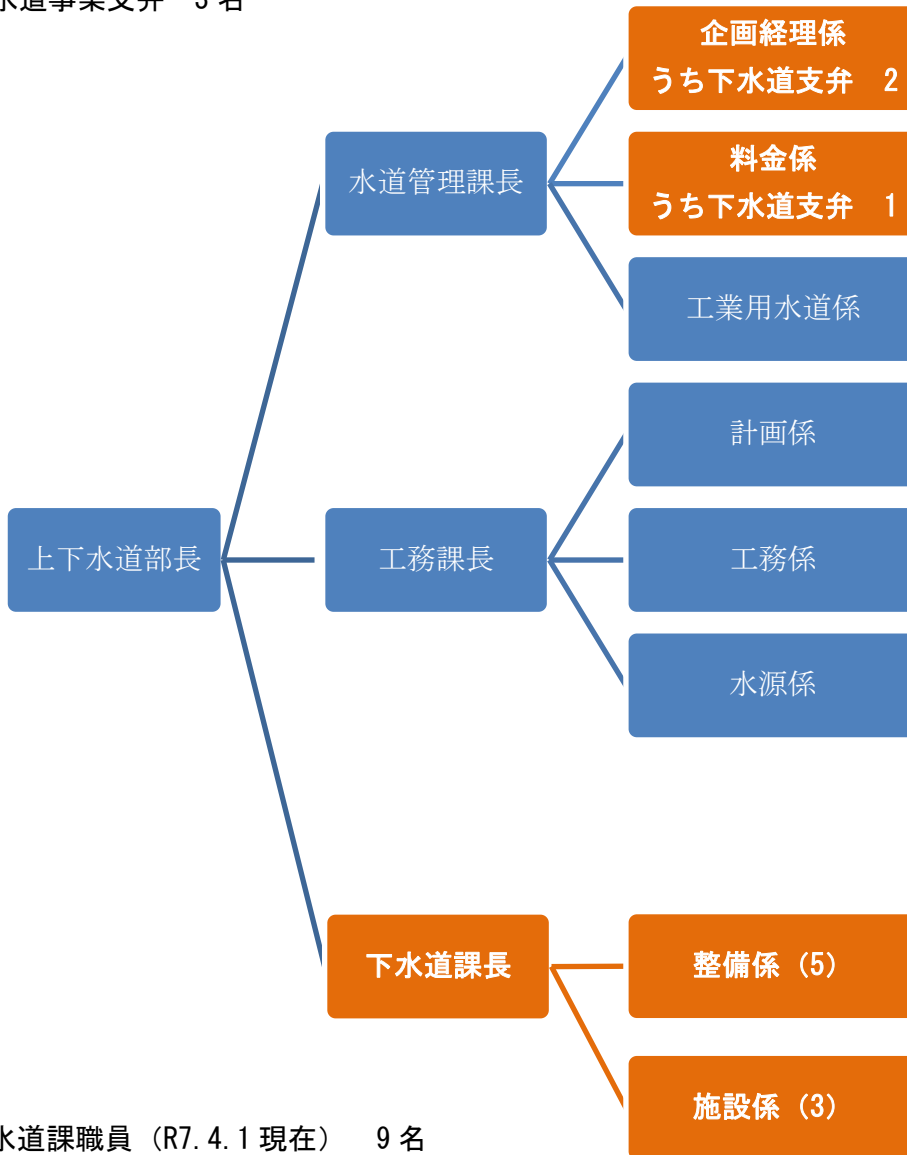
⑦ 組織の見直し

現在、下水道事業会計で支弁する職員総数は12名です。

今後、浜田処理区整備事業の完了に伴い、下水道課内における担当業務の変更（建設改良事業従事職員から維持管理業務従事職員）をはじめ、上下水道部全体で改めて組織の見直しを行い、効率化・合理化を進めます。

水道管理課職員（R7.4.1現在）

下水道事業支弁 3名



下水道課職員（R7.4.1現在） 9名

4. 経営の基本方針

本市は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするために下水道整備を進めています。

環境保全への効果が特に高く見込まれることから、公共施設や事業所が多い浜田市の中心市街地（浜田処理区）の下水道整備事業を実施しています。

そのための経営基本方針は、次のとおりです。



○適切で計画的な事業執行

- 1) 浜田処理区整備事業においては、早期に効果が発現できるよう、公民連携手法の導入により、早期整備完了に努めます。
- 2) 施設の老朽化等による改築・更新需要が高まるなか、各種計画に基づき、計画的な改築・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

○収入の確保

- 1) 財政基盤強化のため、経費回収率の目標値を定め、コスト管理に努めます。
- 2) 収入の基盤である使用料収入確保のため、接続率向上に向けた普及啓発を行うとともに、公平性の観点からも債権管理を適切に行い、使用料を確実に収入します。
- 3) 国県補助金を活用するとともに、企業債の発行総額を管理し、企業債の元利償還が毎年の事業費を圧迫しないよう、企業債残高の抑制に努めます。
- 4) 事業実施において支障とならないよう、資金需要を精査し資金調達を行います。

○水洗化の促進

- 1) 下水道の役割に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2) 浜田処理区の早期接続のための支援策を検討し、水洗化率の向上を図ります。

5. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙「投資・財政計画」（58 ページから 65 ページに掲載）のとおり

中長期的な投資及び財源の推計を行い、指標ごとに前経営戦略の試算値について適切であるかどうか検証しました。

人口減少による接続人口の減少見込み、コロナ禍以降の物価高騰や人件費の上昇等の影響もあり、浜田処理区の供用開始時期が令和 8 年度末となる見込みを踏まえ、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の経費回収率について、令和 13 年度の目標値の見直しが必要であると判断しました。（詳細は、29 ページに記載のとおり）

目標の見直しにあたっては、今後取り組む浜田処理区の接続促進策による使用料収入の増効果を考慮に入れた数値設定としています。

なお、具体的な取組については、「経費回収率向上に向けたロードマップ」に示します。

		R6 (現状値)	R8 (見込値)	R13 (目標値)
汚水処理人口普及率（年度末）		50.6%	53.6%	58%
*16 接続率	公共・特環	78.5%	59.2%	73%
	農集（集合分）	83.2%	82.0%	82%
	漁集	96.2%	96.0%	94%
	生排	—	—	—
経費回収率	公共・特環	61.9%	48.8%	69%
	農集	57.5%	40.3%	35%
	漁集	46.7%	26.3%	3% *17
	生排	41.7%	36.5%	32%

*16 令和 8 年度末に浜田処理区の一部供用開始予定であり、接続率向上の取組により今回計画の最終年度に向けて経費回収率の向上を目指します。

*17 漁業集落排水事業（漁集）は、令和 13 年 4 月に須津地区が特定環境保全公共下水道三保三隅処理区に統合し、青浦処理区のみとなります。このことにより、使用料収入は前年度比 92%、汚水処理費は前年度比 43%の減少を見込んでおり、経費回収率が大きく低下します。

（参考）浜田処理区の接続人口見込み

（単位：人）

	R9	R10	R11	R12	R13
接続人口見込み	67	150	476	1,051	1,090

経費回収率向上に向けたロードマップ

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
①経営戦略の進捗管理・経営指標の検証										
②経営戦略の改定				検討 改定					検討 改定	
③兵田処理区下水道整備 (収入増加への取組)						整備工事(処理場: ECI・管路DB) 供用開始				
④事務の効率化 (支出削減への取組)										
⑤集落排水施設の 公共下水道への統合 (支出削減への取組)										
⑥水洗化率向上の取組 (収入増加への取組)										
⑦使用料の適正化										

毎年実施

検討

検討

整備工事(処理場: ECI・管路DB)

供用開始

R4.10~機構改革(事務部門一元化)

R5.10~料金徴収事務一元化による事務効率化

検討(関係者協議・意思決定)

事業認可変更・財産処分手続き・詳細設計・工事

個別訪問・広報紙の発行

統合完了

上下水道事業の経営基盤強化に係る国の検討状況に関する情報収集、研究

検証

検討



(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

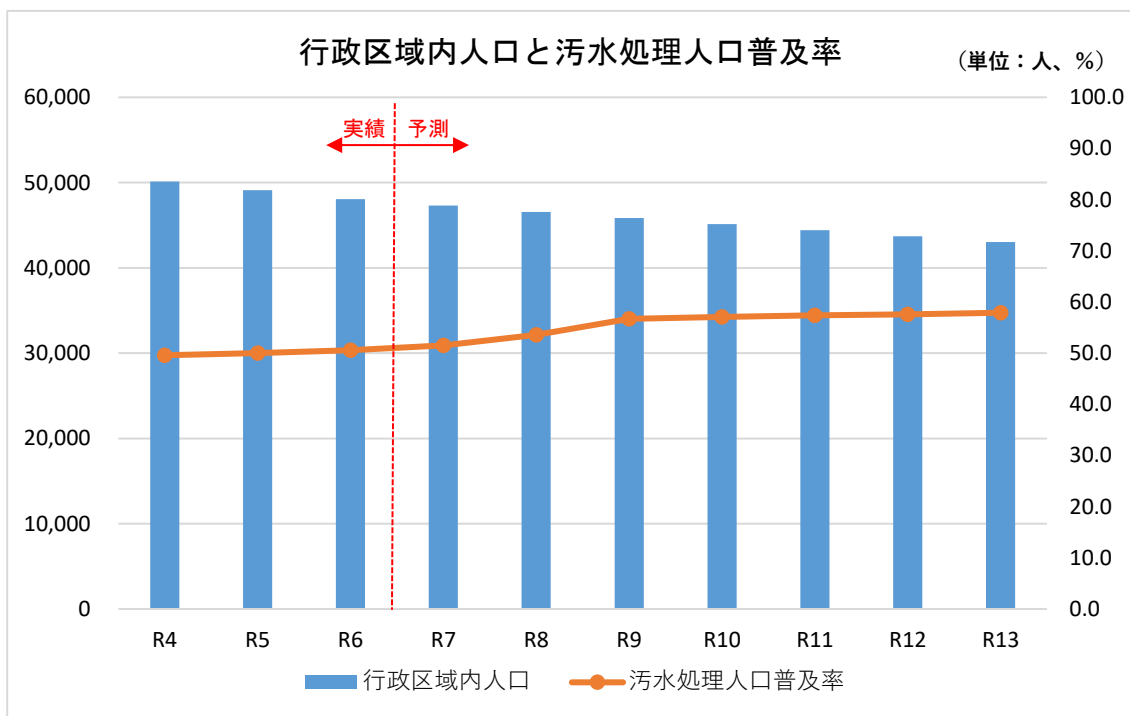
【投資の目標】

本市の令和6年度末の汚水処理人口普及率は50.6%で、島根県平均の84.4%を大きく下回っています（島根県西部4市の平均は54.3%）。

汚水処理人口普及率向上のため、令和2年度より浜田処理区下水道整備事業に着手し、令和8年度末の一部供用開始に向け、整備を推進中です。

また、合併処理浄化槽設置助成事業の制度周知を継続し、浄化槽設置基数の増加により、普及率の向上に引き続き取り組みます。

この取組により、汚水処理人口普及率58%を目指します。



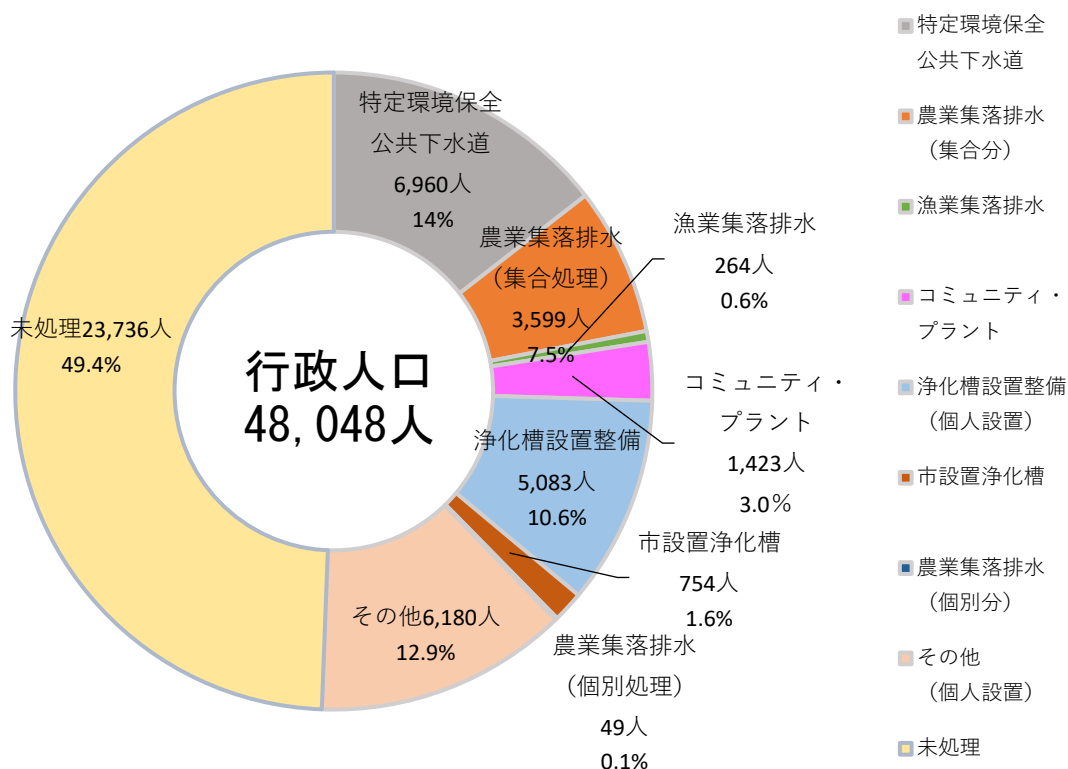
令和6年度末の汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

令和6年度末 汚水処理人口普及率

	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水 (集合処理)	漁業集落排水	コミュニティ・ プラント	浄化槽設置整備 (個人設置) ※補助あり	市設置浄化槽	農業集落排水 (個別処理)	その他 (個人設置) ※補助なし	汚水処理 合計	未処理
普及人口(人)	6,960	3,599	264	1,423	5,083	754	49	6,180	24,312	23,736
普及率(%)	14.5	7.5	0.6	3.0	10.6	1.6	0.1	12.9	50.6	49.4

行政人口：48,048人

令和6年度末 汚水処理人口普及状況



(注) 浄化槽については設置時の種類で記載しており、譲渡を受けた浄化槽は市設置浄化槽には含んでいません。

【建設・更新に関する事項】

建設事業については、各種個別計画に基づき事業を実施します。

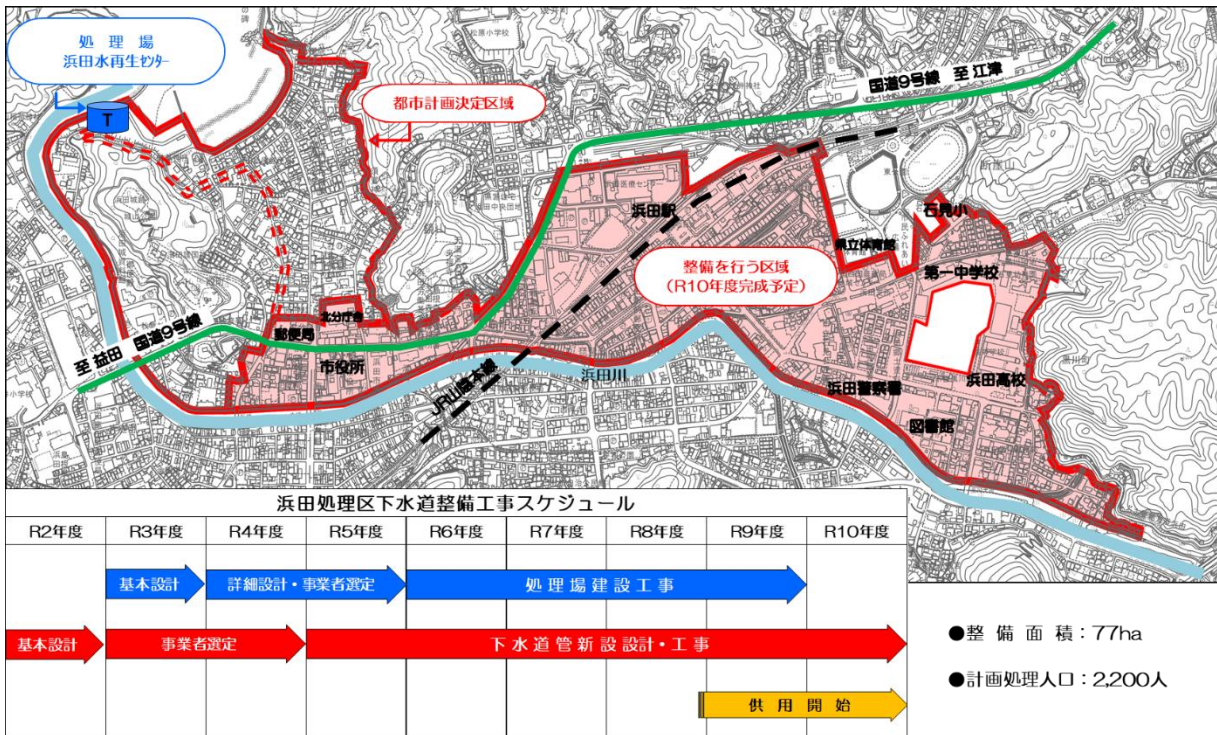
更新事業については、ストックマネジメント計画、各種個別計画に基づき事業を実施します。

それぞれの事業について事業年度、事業費、補助率を基に投資・財政計画に反映します。

1. 浜田処理区整備事業

市街地の下水道整備を行い、快適な生活環境を提供し、海や河川の水質保全を図ります。

事業年度	R4～R10
事業費	60億1,614万円
内容	設計業務・処理場建設・管渠工事等
補助率	50%・55%



2. スtockマネジメント改築事業、長寿命化改築事業

ストックマネジメント計画、長寿命化改築計画に基づき、各処理区の施設の改築・更新を効率的に行い、施設の長寿命化を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	5億9,827万円
内容	管渠・ポンプ場・処理場設備改築 調査点検等
補助率	50%・55%

3. 施設統合整備事業

島根県汚水処理事業広域化・共同化計画で、岡見地区農業集落排水施設、須津地区漁業集落排水施設を廃止し、特定環境保全公共下水道三保三隅処理場（三保三隅浄化センター）で集約処理する取組が盛り込まれ、市として事業化の方針を決定しました。

令和12年4月の岡見地区農業集落排水施設、令和13年4月の須津地区漁業集落排水施設の特定環境保全公共下水道三保三隅処理場への統合により、年間6,200千円の経費削減効果を見込みます。



事業年度	R7～R12
事業費	4億2,000万円
内容	事業認可図書作成、設計業務、 管渠接続工事、処理場用途廃止に 伴う改修工事
補助率	50%

4. 旭幹線管渠改築事業

特定環境保全公共下水道旭処理区の幹線管渠の配管ルートを変更し、前市橋ポンプ場をダウンサイジングすることにより、年間580千円の経費削減効果を見込みます。

事業年度	R7～R8
事業費	4,000万円
内容	設計業務、管渠工事、 マンホールポンプ改築工事
補助率	なし

5. 農業集落排水単独改築事業

国県補助対象とならない農業集落排水施設の設備機器やマンホール、マンホール蓋について、市の単独事業として計画的に更新し、市民の安全確保や汚水処理の安定化を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	1億5,295万円
内容	設備改築工事、マンホール更生、 マンホール蓋改築
補助率	なし

【職員給与費に関する事項】

令和7年度の資本勘定従事職員数は、浜田処理区下水道整備推進中のため5名（うち会計年度職員1名）となっておりますが、同処理区の整備終了後の給与費については、改築事業に必要な職員数を2名と見込み、過年度実績及び令和7年度見込額を基に計上します。

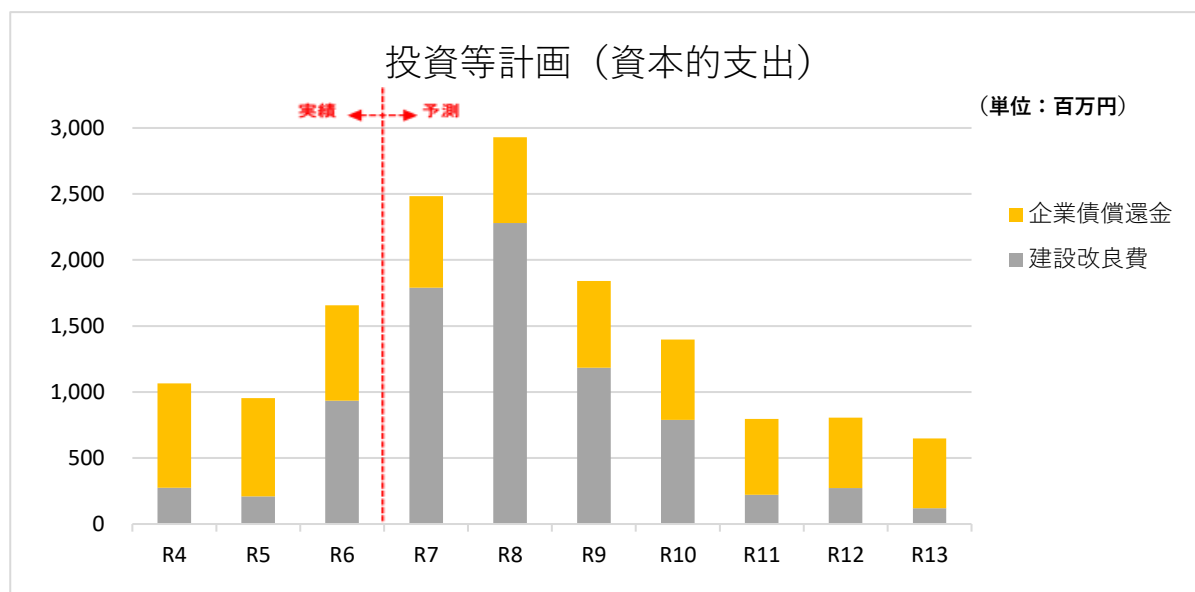
【企業債償還金に関する事項】

元金償還予定額を計上（償還期間：10年～40年）

なお、資本費平準化債の借入額については、令和6年度の制度拡充に基づく額としています。

【投資等計画（資本的支出）】

資本的支出に関する投資等の計画は以下のとおりです。



建設改良費は、浜田処理区整備事業の進捗により令和6年度から増加しますが、令和10年度に大きく減少します。

企業債償還金は償還が進んでいることから年々減少しますが、浜田処理区整備事業に係る企業債の償還が令和8年度末から順次開始するため、減少が緩やかになっていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標】

計画期間 10 年目（令和 13 年度）の目標値

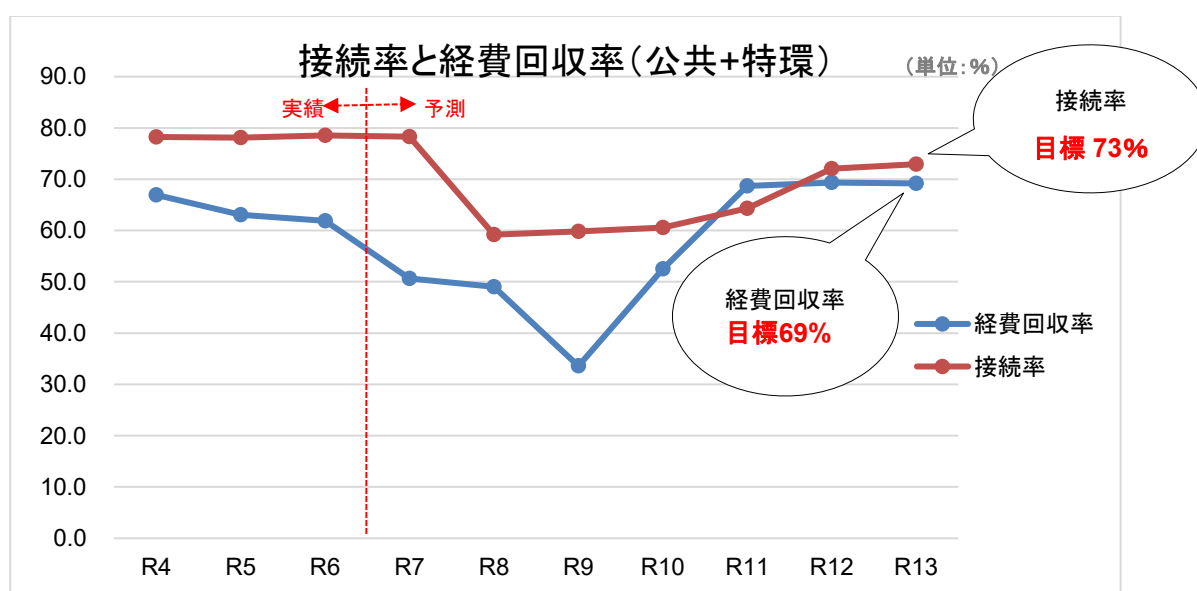
公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

⇒**接続率 73%を**目指します。

浜田処理区の供用開始により接続率は一旦低下しますが、施設統合整備事業の実施に加え、既存地区への啓発活動や浜田処理区の接続促進策の実施により、接続率の向上を目指します。

⇒**経費回収率 69%を**目指します。

浜田処理区における接続促進策の実施により使用料の増加を図るとともに、事務の効率化、施設の最適化、施設統合による経費削減等により、経費回収率の向上を目指します。



また、使用料の適正化に向けた検討を令和 12 年度に開始し、令和 18 年度には経費回収率 80%を達成できるように引き続き取組を進めます。

農業集落排水事業・漁業集落排水事業・生活排水処理事業

集落排水事業については、施設統合整備事業の実施により令和 12 年 4 月、令和 13 年 4 月に使用料、汚水処理経費ともに減少し、経費回収率が低下する見込みです。

引き続き個別訪問等による接続勧奨の取組を継続するとともに、更なる効率化、経費節減に努め、使用料の適正化については、令和 12 年度に検討を開始します。

生活排水処理事業については、新たな設置整備は行っていないため、集落排水事業と同様、更なる効率化、経費節減に努め、使用料の適正化に向けた検討を行います。

【使用料収入に関する事項】

(算定方法) 23 ページに記載のとおりです。

【補助金及び企業債に関する事項】

1. 国県補助金

建設投資に係る財源として、国県補助金(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農村整備事業補助金)を最大限活用することとし、補助対象事業に対し、50%・55%の補助率に応じた見込額を計上します。

(単位：千円)

補助金名	事業名		期間	補助金の額
社会資本整備 総合交付金	公共	浜田処理区整備事業	R4～R10	2,834,031
	特環	施設統合整備事業	R7～R12	194,500
防災・安全 交付金	特環	ストックマネジメント改築事業	R4～R13	229,100
農村整備事業 補助金	農集	機能強化対策事業	R4～R8	100,200

社会資本整備総合交付金については以下の交付要件が設けられており、本事業においてすでに対応しています。今後も交付要件について動向を注視しながら、本市の財源計画への影響を考慮していきます。

(交付要件(抜粋))

・公営企業会計の適用に係る要件

人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。 … **移行済**

・使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。 … **実施済**

2. 企業債

建設・更新事業から補助金等の特定財源を除き、10万円単位での借入見込額を計上します。

(単位：千円)

事業名		期間	企業債の額
公共	浜田処理区整備事業	R4～R10	3,128,900
特環	施設統合整備事業	R7～R12	212,500
特環	旭幹線管渠改良事業	R7～R8	40,000
特環	ストックマネジメント改築事業	R4～R13	320,000
農集	機能強化対策事業	R4～R8	77,800
農集	農業集落排水施設単独改築事業	R4～R13	152,500

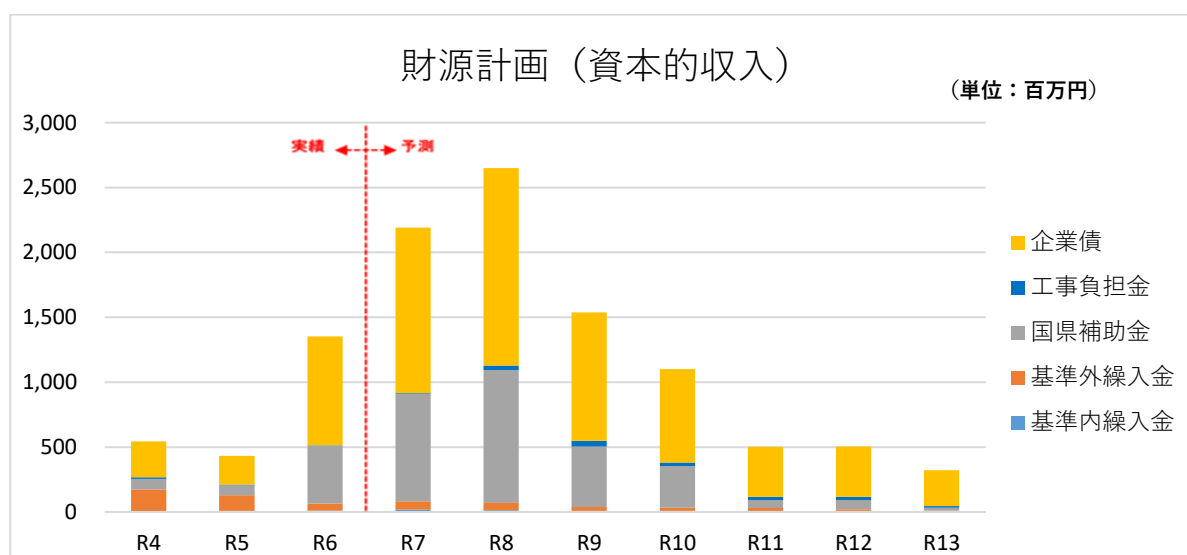
交付税措置の対象となる有利な企業債、公的資金等低利率の企業債を優先的に活用します。企業債の元利償還の財源に充てるため、資本費平準化債の借入を予定しています。

なお、未利用施設に係る利子分に係る資本費平準化債については、供用開始または事業計画変更から15年を経過する処理区に係る額を除いています。

今後の企業債発行、償還見通しに基づく将来の企業債残高の見通しについては、31ページに記載のとおりです。

【財源計画（資本的収支）】

資本的収支に係る財源計画は以下のとおりです。



(注) R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金^が収益的収入に計上されています。

【繰入金に関する事項（資本）】

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足する場合、一般会計からの基準外繰入により不足額を賄っています。

繰入金の実績及び見通しについては、以下のとおりです。

（繰入金の実績及び見通し（資本））

（単位：千円）

事業名	基準内・ 基準外の別	繰入額 R4	繰入額 R5	繰入額 R6	繰入額 R4～R6 (実績)	繰入額 R7～R13 (見込み)	繰入額 R4～R13 (実績+見込み)
公共+特環	基準内	5,130	5,884	6,198	17,212	19,239	36,451
	基準外	158,716	112,878	20,589	292,183	56,967	349,150
農集	基準内	760	1,461	2,510	4,731	45,409	50,140
	基準外	8,140	7,318	18,613	34,071	113,667	147,738
漁集	基準内	0	181	575	756	4,794	5,550
	基準外	0	0	16,177	16,177	39,375	55,552
生排	基準内	0	0	0	0	0	0
	基準外	0	0	0	0	0	0
合計	基準内	5,890	7,526	9,283	22,699	69,442	92,141
	基準外	166,856	120,196	55,379	342,431	210,009	552,440

（注）R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金収益的収入に計上されています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

損益勘定従事職員の給与費を、過年度実績及び令和7年度見込額を基に計上します。

なお、浜田処理区整備終了後は、資本勘定従事職員から損益勘定従事職員への配置替えを含む人員体制の再編について検討を行います。

【動力費・薬品費・修繕費に関する事項】

令和7年度実績見込及び浜田処理区の供用開始による影響額を考慮した見込額を計上します。

また、動力費、薬品費については汚水処理水量の減少も考慮します。

【委託費に関する事項】

民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用しています。

現契約内容、過年度実績及び浜田処理区の供用開始による影響額、物価の動向を考慮した見込額を計上します。

【企業債償還利子に関する事項】

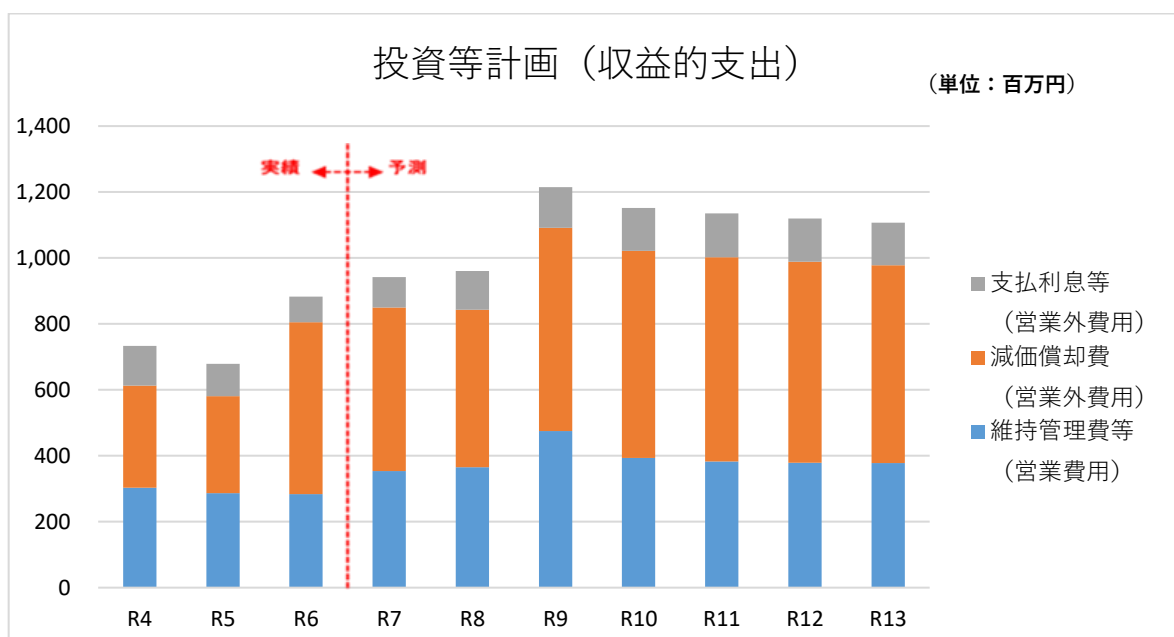
公的資金等低利率の企業債を優先的に活用し、償還利子額を抑制します。

利率：0.006～2.3%

なお、消費税額は現状の税率10%で計上し、物価の動向については、過去の実績及び決算見込みを参考に見込額の算出を行います。

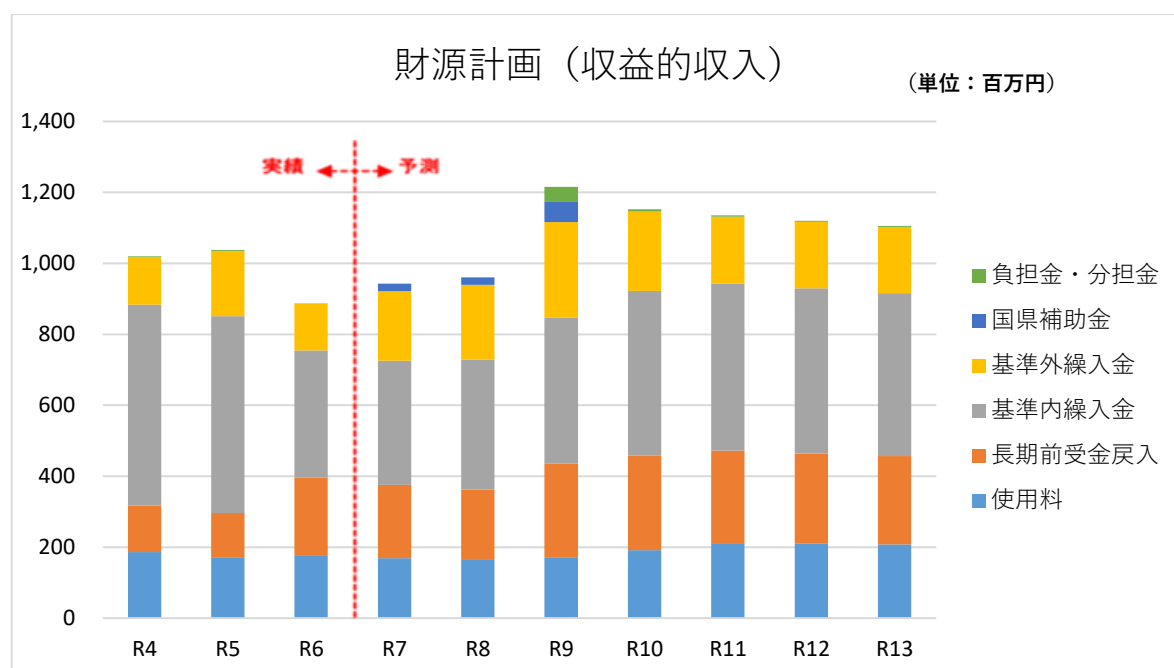
【投資以外の経費に関する計画】

投資以外の経費（収益的支出）に関する計画は以下のとおりです。



【財源計画（収益的収支）】

収益的収支に係る財源計画は以下のとおりです。



（注）R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金^が収益的収入に計上されています。

【繰入金に関する事項（収益）】

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足する場合、一般会計からの基準外繰入により不足額を賄っています。

現状では以下のとおり繰入金所要額が見込まれますが、地方公営企業の独立採算の原則に則り、事業運営に必要な財源である使用料の確保と経費節減に取り組み、基準外繰入の抑制を図るよう努めます。

（繰入金の実績及び見通し（収益））






（単位：千円）

事業名	基準内・ 基準外の別	繰入額 R4	繰入額 R5	繰入額 R6	繰入額 R4～R6 (実績)	繰入額 R7～R13 (見込み)	繰入額 R4～R13 (実績+見込み)
公共+特環	基準内	203,778	192,800	185,299	581,877	1,942,210	2,524,087
	基準外	49,161	82,615	54,428	186,204	610,493	796,697
農集	基準内	330,340	332,474	153,342	816,156	918,208	1,734,364
	基準外	57,005	68,580	49,691	175,276	605,044	780,320
漁集	基準内	20,388	20,395	8,708	49,491	48,943	98,434
	基準外	6,547	7,241	5,003	18,791	68,835	87,626
生排	基準内	11,814	9,071	10,905	31,790	77,916	109,706
	基準外	21,621	25,789	22,530	69,940	180,074	250,014
合計	基準内	566,320	554,740	358,254	1,479,314	2,987,277	4,466,591
	基準外	134,334	184,225	131,652	450,211	1,464,446	1,914,657

（注）R4、R5については、農集、漁集、生排は特別会計のため、企業債元金償還金に対する基準内繰入金が収益的収入に計上されています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要



① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>広域化・共同化については、自団体内の取組を反映済みです。他団体との取組については団体間で検討が必要なため、計画には反映していませんが、島根県が令和5年2月に策定した汚水処理事業広域化・共同化計画の取組について引き続き検討します。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>下水道整備計画及び各種個別計画に基づき優先順位を判断し、投資の平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP・PFIなど)</p>	<p>PPP・PFIなど民間活力を活用している自治体の調査及び手法の長所・短所等について、先進地を研究し、導入に向けて検討します。</p> <p>特に、ウォーターPPPに関しては、職員不足、施設の老朽化、使用料収入の減少等、地方公共団体が抱える課題を解決し、上下水道事業の持続性を向上させるために有効な手法の一つです。</p> <p>本市では、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供することを目指し、令和6年度の事前検討を経て、管理更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）に関する導入可能性調査を令和7年度に実施し、導入に向けた準備を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>投資を行う場合は、現状把握と将来必要となる住民サービスの予測を行い、事業規模、整備手法及び事業の優先順位等、最適なものを選択し合理化に努めます。将来需要の予測によってはスペックダウンや更なる統廃合を検討します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> </div> </div> <p>SDGs 目標「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」の実現を目指します。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道事業の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められていますが、本市では使用料収入の不足分を一般会計からの基準外繰入金に頼っています。</p> <p>そのため、接続促進策の実施により使用料収入を確保するとともに経費の削減に努め、一般会計からの基準外繰入金を抑制していく必要があります。</p> <p>現行の使用料水準では、浜田処理区整備事業により令和9年度から令和13年度（計画最終年度）までは一時的な増加が期待できますが、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業で令和13年度において経費回収率80%を達成するためには約15.9%、経費回収率100%を達成するためには約44.9%の使用料改定が必要となる見込みです。</p> <p>令和8年度末より順次供用開始予定の浜田処理区の接続状況による収支等を踏まえた上で、令和12年度から適正な使用料水準の検証を行い、下水道使用料の改定の必要性について検討を行っていきます。</p> <p>国においては、上下水道の経営基盤強化について検討がなされているところであり、検討結果により基準内繰入額が減額となる場合も想定されることから、今後の動向を注視する必要があります。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>本市の事業規模では資産活用に係る事業の拡大は経営上採算確保が難しいと考えるため、取組の予定はありません。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>下水道への関心、理解を深めてもらうことを目的とした啓発活動の一環として、「はまだ下水道通信」の発行、処理場の汚泥を肥料化し、無料配布する取組や浜田市マンホールカードの作成、配布により情報発信を行っており、今後もこうした普及活動の継続、推進に努めます。</p> <p>未接続者への接続勧奨など更なる接続率の向上に努め、経費回収率の改善を図ることにより一般会計からの繰出金の抑制に努めます。</p> <div data-bbox="644 1809 1283 2018" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">《マンホールカード》</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP・PFIなど)</p>	<p>今後も民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。また、包括的民間委託等の民間活力の積極的な活用を検討します。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>職員配置について、業務量に応じた適正な配置となるよう上下水道部内で検討します。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>毎月の動力費を補助簿で管理し、前月及び前年同月との比較を行っています。増額の場合は原因を追究し、不具合に対しては早期に対応し、動力費の削減に努めます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>薬品費削減に向け、抑制方法を検討します。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>異物詰まりによるポンプの故障や管渠の閉塞などを防ぐため、使用者に下水道の正しい使用方法等を周知するとともに、不具合に対しては早期に対応し、修繕費の削減に努めます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>維持管理業務については、今後も民間のノウハウ、経営資源を活用し、効率的で質の高い業務を行うため、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。また、会計処理や料金システムの保守など、高度で専門的知識、技術を要する業務について、外部の専門家や業者の支援を受けながら、効率的で適切な業務を行っていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>合成洗剤などに含まれる成分の中には、処理場では取り除くことができないものもあります。環境に優しい洗剤の使用など、下水道の正しい使用方法等を周知し、海、川などの公共用水域の水質保全と処理場への負荷軽減に向けた啓発に努めます。</p> <p>その他の経費について、増減要因分析、他団体比較等により、経費の抑制に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。

また、経営戦略の見直し(ローリング)については、令和8年度末より順次供用開始を予定している浜田処理区下水道整備事業の進捗状況や、組織の状況を踏まえ、令和12年度に見直しを行います。

その後も5年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。

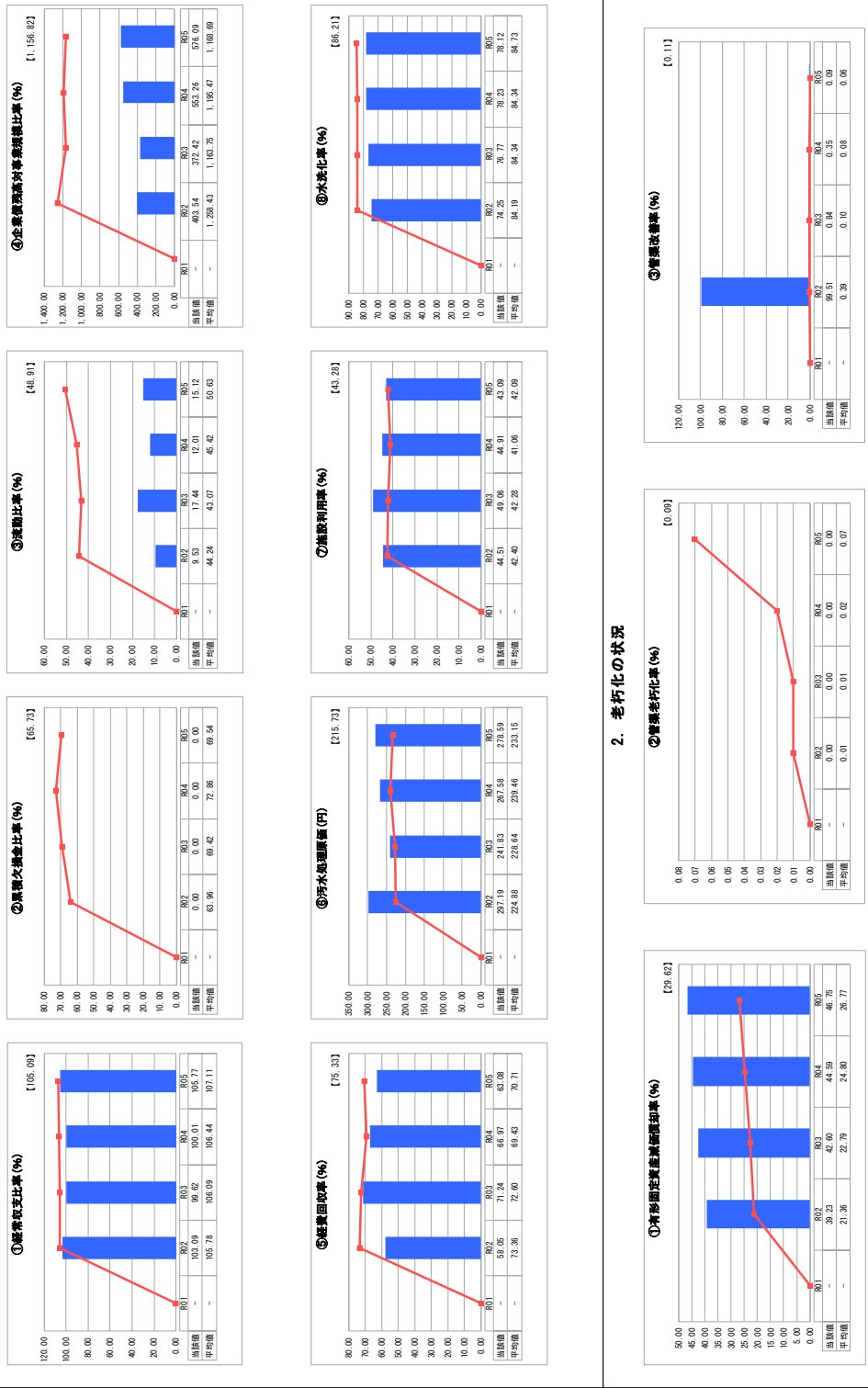
経営戦略の事後検証、更新等に関する事項



経営比較分析表（令和5年度決算）

高麗県 浜田市		事業名		事業者の情報		人口(人)		面積(km ²)		人口密度(人/km ²)	
業種名	特定環境保全公下水道	業種名	D2	非設置		49,678	690.64	71.93			
注用	下水処理業	自己資本構成比率(%)	14.36	1か月20㎡当たり原料費(円)	3,025	処理区域内人口(人)	2,552	処理区域面積(km ²)	2.50	処理区域人口密度(人/km ²)	2,820.80
資金不足比率(%)	54.64	普及率(%)	100.00	有収率(%)	100.00						

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本市の特定環境保全公下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用した。
 ① 短期的な債務に対する支払能力を緊要流動比率は、100%を大きく下回っている。大きな要因としては、必要最低限の現金しか保っておらず、期中の資金不足は一般会計からの一時入金で賄う算定計画となっていることがある。
 ② 経費回収率は、特別需要の減と事業者の廃業等による汚水処理量の減少により、昨年度に比べ3.89ポイント低下している。処理水量が減少していること、汚水処理原価は、令和水量が増加し、類似団体の平均値と比べて、向上していること、水劣化率は、78.12%と類似団体と比べて低い水準であること、普及及び共用料収入及び水劣化率の向上を早期に図ることが課題である。あわせて汚水処理費の削減に努め、健全経営を目指す必要がある。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、類似団体に比べ、高い割合となっており、老朽化が進んでいることと経過として、施設が法定耐用年数に達していることが主要因であるが、設備更新により確保した資金は全て起債の償還に充てられており、改善のための財源は確保できていない。
 施設更新の電気、機械設備は老朽化が進んでいるため、設備の更新費用が増加しており、今後もしもストックマネジメント計画に基づき施設の改修更新を行っていく必要がある。

※⑩事業改善率(%)の12年度決算数値については、人力に誤りがあったため、正しい管理改善率は、0.00%である。

全体概況

総収支のうち、一般会計からの繰入金が大分を占める。下水道事業に必要とする経費のうち、一部の経費が下水道事業に課税外に上り、経費の大半が下水道事業の経費として確保されている。下水道事業の経費のうち、一般会計からの繰入金を受け入れて経営を行っている。経営改善率を踏まえて昨年度改定した経営戦略に基づき、経営の健全化と改善の効率化の取り組みを進め、将来にわたり持続可能な事業運営の構築を目指す。

※ 「経高収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管理老朽化率」については、法非通用企業では算出できないため、法非通用企業のみ類似団体平均値及び全国平均値を算出しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

鳥根県 浜田市	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	法非活用	F2	非脱税	49,678	690.64	71.93
	資金不足比率(%)	有収率(%)	1か月50㎡当たり更新率(円)	処理区内人口(人)	処理区面積(km ²)	処理区内人口密度(人/km ²)
	-	100.00	3,025	3,905	14.12	276.56
	事業名	事業名	7.95			
	下水道事業	農業廃排水				
	自己資本構成比率(%)	普及率(%)				
	該当数値なし	7.95				

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、打ち切り決算に伴う令和6年度の特別支出を踏うために、一般会計繰出金を当年度中に多く入れたことにより、総費用に対し総収益の増加が多くなり、企業価値還元率も前年度に比べ9.11ポイント改善した。

一方で、企業価値還元率は依然として大きく、収益的収支の圧迫要因となっている。

②汚水処理原価は打ち切り決算に伴う汚水資本費の減により前年度比55.48%減となったが、依然として類似団体に比べ高い水準となっている。

総収入の大半を一般会計からの繰入金に依存しているため、経費削減等により繰入金の削減を図る必要がある。

③企業価値還元率対事業規模比率は、高資本費対策に要する経費及び汚水式下水処理場に関する経費として、類似団体の平均を一般会計が負担しているため、類似団体の平均よりも低い水準となっている。

④水質改善率も前年度比0.38ポイントも改善しているものの類似団体と比べて2ポイント以上低い。水質改善率低下の原因としては、住民の高齢化や経済的な負担増等が考えられる。

⑤④企業価値還元率対事業規模比率は、5年度決算数値については、算出式分子の一般会計負担額が誤りであったため、正しい企業価値還元率対事業規模比率は17.98%である。

2. 老朽化の状況について

供用開始が最も早い地区では平成7年度の供用開始から28年が経過しているが、管渠の計画更新は未着手である。

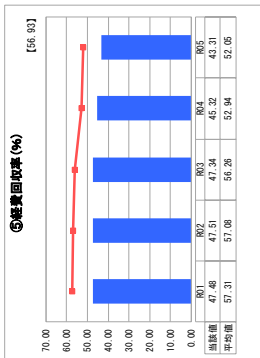
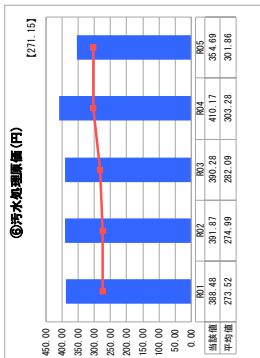
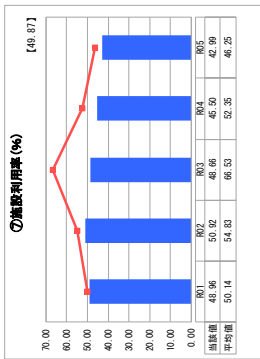
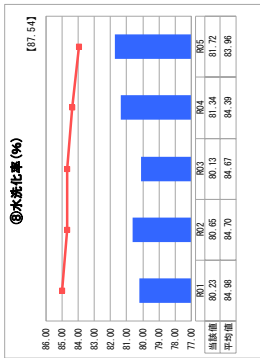
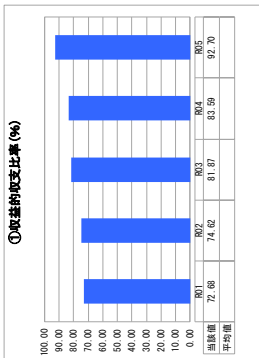
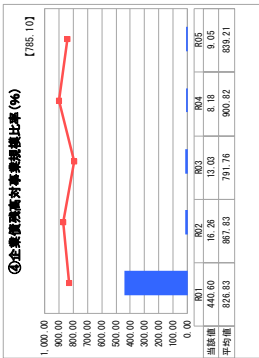
処理施設の電気、機械設備は老朽化が進んでおり、今後も設備の更新需要が与えられるため、必要な事業費を確保し、計画的な更新を行う必要がある。

全体総括

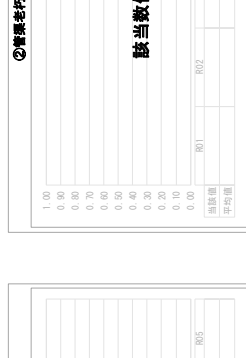
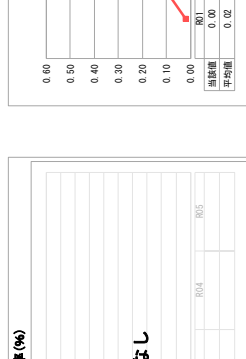
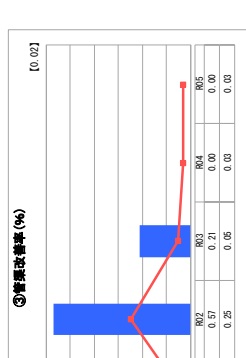
本市は、企業価値還元率は一般会計からの繰入金（基準内）で負担し、施設の維持管理費を信用料収入で賄うことを経営方針の基本に据える事業運営を行っている。

令和6年4月の公道企業会計の適用により、経営成績、財務状況等の会計情報が明確となるため、今後必要となる更新投資を見据え、効率的な事業運営に努める。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

鳥取県 浜田市

業務名	業種名	事業名	管理者の情報
法非通用	下水道事業	消費集排水	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡あたり集料費 (円)
-	該当数値なし	0.56	3,025
		100.00	

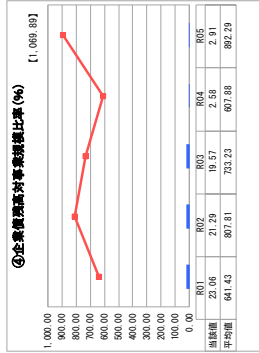
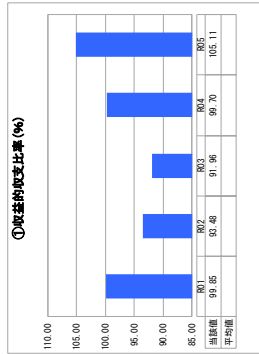
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
49,678	690.64	71.93
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
274	0.16	1,712.50

グラフ凡例

- 当団体値 (当団体の値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、打ち切り決算に伴う令和6年度の特別収支を踏むために、一般会計繰出金を当年度中に多く入れたことにより、総収益が総費用に比べて多くなったことから、前年度に比べ5.41ポイント改善した。一方で、収入の大半を一般会計からの繰入金に依存していること、今後の更新投資等に充てる財源が確保されていないこと等、経営面での課題が大きい。

②企業間対高対事業総額比率は、分立式下水道に要する経費として地方自治体等に對する一般会計の繰入金が増えることにより前年度より減少し、類似団体平均値よりも低い値となっている。

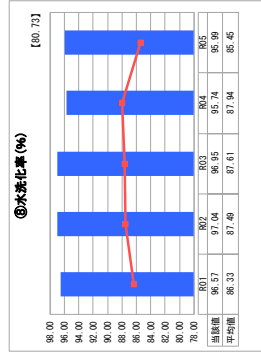
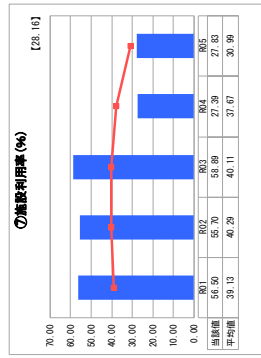
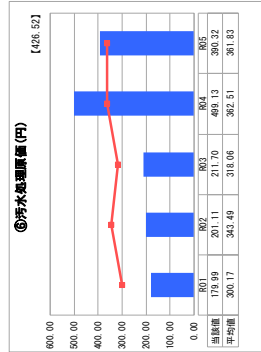
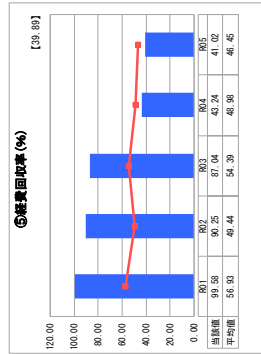
③流動比率は、打ち切り決算により毎歳収入が前年度に比べ22%減少したため、前年度に比べ2.22ポイント悪化し、類似団体の水準を下回っている。

④汚水処理原価は、打ち切り決算により汚水処理費が前年度比19%あまり減少したため、前年度に比べ108.81ポイント改善となった。

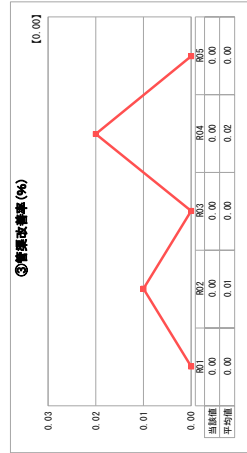
⑤施設利用率は前年度比で0.44ポイント改善したものの、処理能力に余裕があるため類似団体の水準を下回った。

⑥水洗化率は、類似団体と比較して高く、概ね良好と言える。安定的な処理料収入の確保や水質保全の観点から、さらなる水洗化率の向上と、同指標の推移を注視する必要がある。

2. 老朽化の状況



2. 老朽化の状況



全体総括

施設の維持管理費を多く使用料収入で賄うことが、経営方針の基本に据え、事業運営を推進してきたが、令和4年4月に消費集排水事業の一時停止と下水道事業に統合したこと等により区域内人口も減少しており、継続的に維持管理費の削減に努める必要がある。

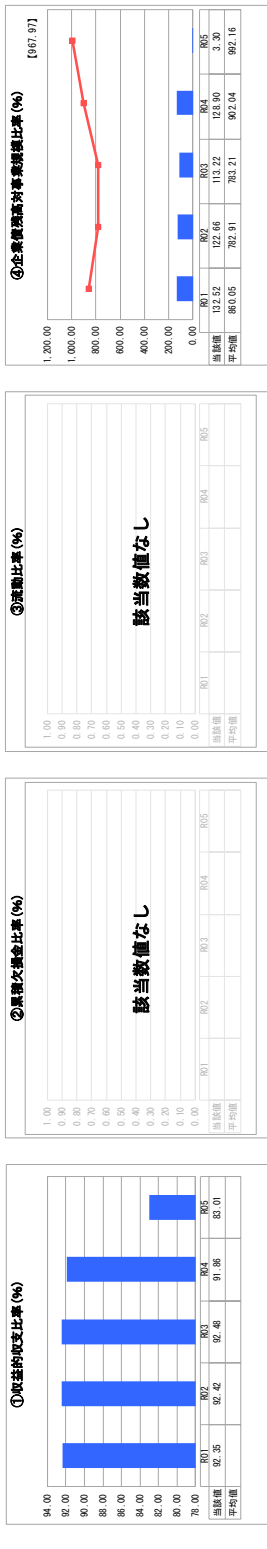
令和6年4月の公営企業会計の適用により、経営成績、財務状況等の会計情報が明確となるため、今後必要となる更新投資を賄え、効率的な事業運営に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

高槻市 茨田市		管理者の情報		人口（人）		面積（km ² ）		人口密度（人/km ² ）	
業務名	業務名	類似団体区分	非設置	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	類似団体区分	人口密度（人/km ² ）	類似団体区分
法非適用	下水道事業	L2		49,678	680.64	71.93	下水道事業	71.93	下水道事業
資金不足比率（%）	自己資本償還比率（%）	有比率（%）	1㎡当り20㎡相当り原価率（円）	処理区域内人口（人）	処理区域面積（km ² ）	処理区域内人口密度（人/km ² ）	普及率（%）	普及率（%）	普及率（%）
-	該当数値なし	100.00	3,025	49	0.01	4,900.00	0.10	0.10	0.10

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ①収益的収支比率は、企業債権の減少と、打ち切り決算に伴う経費の減少にもかかわらず、前年度に比べ8.65ポイント悪化している。
 ②全業債権対事業債権比率は、前年度に比べ125.6ポイント減少している。個別排水処理事業に要する経費、分派式下水道等に要する経費の増大が、類似団体に比べて大きく下回っているため、類似団体に比べて大きく下回っている。
 ③流動比率は主に打ち切り決算に伴い汚水処理費が前年度に比べ60%減少したことにより、⑤経費削減率は100%に達し、⑥汚水処理原価は前年度に比べ225.7円の大幅減となった。
 ⑦施設利用率は、一日平均処理水量の低下により前年度に比べ約7.69ポイント悪化している。処理区域内人口が減少しており、処理水量の低下につながっていると考えられる。
 ⑧水先化率は100%に達しており、公共用水域の水質保全につながっている。

2. 老朽化の状況について

平成17年度の供開始から18年が経過しているが、沖化槽の更新は本着手である。
 施設設備は老朽化が進んでいるため、今後も修繕の増加が見込まれる。

全体総括

令和6年4月の公営企業会計の適用により、経営成績、財務状況等の会計情報が明確となるため、今後必要となる更新投資を把握し、効率的な事業運営に努める。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資財政計画(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業)

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業(税抜き)

(単位:千円、%)

区分	年度										
	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算原込)							
1. 営業収益	104,300	98,918	95,676	91,924	90,761	138,127	125,313	143,273	148,232	150,241	
(1) 料収	102,778	97,347	94,624	91,173	89,965	97,776	119,262	140,262	145,081	147,445	
(2) 委託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) その他	1,522	1,571	1,052	751	796	40,351	6,051	3,011	3,151	2,796	
2. 営業外収益	384,154	399,717	364,637	413,502	430,548	637,301	590,746	568,504	571,708	579,379	
(1) 補助金	252,939	275,415	239,727	296,747	321,928	461,954	408,466	385,156	385,848	390,889	
(2) 補助金	0	0	0	20,000	20,000	58,285	0	0	0	0	
(3) その他	131,056	124,289	119,333	116,746	108,612	175,339	182,272	183,340	185,852	188,482	
収入	159	13	5,577	9	8	8	8	8	8	8	
1. 営業費用	488,454	498,635	460,313	505,426	521,309	775,428	716,059	711,777	719,940	729,620	
(1) 職員給与	443,265	429,407	418,299	455,820	446,540	693,439	626,479	618,155	626,095	636,375	
(2) 経費	28,971	30,937	27,524	34,380	32,645	32,645	38,959	38,959	38,959	38,959	
(3) 退職給付	15,528	14,543	15,654	15,276	15,277	15,277	18,264	18,264	18,264	18,264	
(4) その他	5,683	2,064	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 費用	104,753	104,470	108,208	137,180	142,558	251,933	163,883	154,123	155,233	159,598	
(6) 費用	24,237	21,606	22,516	27,261	29,000	31,000	33,728	36,455	37,364	38,273	
(7) 費用	3,322	3,866	8,565	7,186	6,819	6,819	6,819	6,819	8,637	10,455	
(8) その他	77,194	78,998	77,127	102,733	106,739	214,114	123,336	110,849	109,232	110,870	
(9) 減価償却	309,541	294,000	282,567	284,260	271,337	408,861	423,737	425,173	432,003	437,918	
(10) 減価償却	45,144	42,014	38,459	49,334	74,405	89,216	89,216	93,258	93,481	92,881	
(11) 支払利息	44,374	40,916	37,879	37,815	62,523	71,925	79,516	83,558	83,781	83,181	
(12) その他	770	1,098	580	11,519	11,882	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	
支出	488,409	471,421	456,758	505,154	520,945	715,064	715,695	711,413	719,576	729,256	
経常損益	45	27,214	3,555	272	364	364	364	364	364	364	
特別損益	0	19,350	0	1	0	0	0	0	0	0	
特別損失	45	46,163	655	273	364	364	364	364	364	364	
当年度純利益(又は純損失)	45	26,813	2,900	272	364	364	364	364	364	364	
繰越利益剰余金又は累積欠損金	0	401	2,900	0	0	0	0	0	0	0	
流動資産	63,026	7,512	7,913	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813	10,813	
流動負債	29,346	24,548	55,304	25,483	24,387	48,736	56,671	56,703	50,437	36,150	
うち建設改良費	458,995	408,732	406,113	368,920	357,561	363,092	341,891	331,336	325,687	346,245	
うち未収入金	428,149	369,726	316,576	339,551	340,561	346,092	324,591	314,336	308,687	329,245	
うち一時借入金	17,269	24,624	46,802	44,366	44,367	68,716	76,651	76,683	65,802	56,130	
累積欠損金比率	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足の比率	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	(L)/(M)	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足の比率	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	
健全化法施行令第6条に規定する借入金不足額	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	
健全化法第22条により算定した資金不足比率	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	

投資財政計画（公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円）

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業（税込み）

区分	年度									
	(R4年度) 〔決算〕	(R5年度) 〔決算〕	(R6年度) 〔決算〕	令和7年度 〔決算見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1. 企業	153,200	139,300	607,800	1,048,900	1,315,600	798,300	553,600	234,700	253,500	160,500
うち資本費平準化債	71,200	72,100	181,500	170,300	162,700	167,900	154,500	143,600	121,100	109,800
2. 他会計	163,846	118,762	26,787	44,435	31,771	0	0	0	0	0
うち他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 他会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 他会計	68,038	59,539	420,539	798,999	1,012,263	466,570	320,778	62,500	72,500	21,500
6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 固定資産売却代金	11,296	3,240	0	2,500	21,000	30,700	12,800	12,500	12,200	11,900
8. 工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. その他	396,380	319,841	1,055,126	1,894,834	2,380,634	1,295,570	887,178	309,700	338,200	193,900
(A)のうちの翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	4,893	4,222	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 建設改良費	391,487	315,619	1,055,126	1,894,834	2,380,634	1,295,570	887,178	309,700	338,200	193,900
うち職員給与	204,747	143,642	853,862	1,708,505	2,202,798	1,134,302	739,183	172,564	223,564	90,564
2. 企業借入金返還金	17,040	17,655	19,365	20,146	20,146	20,146	6,935	6,935	6,935	6,935
3. 他会計長期借入金返還金	400,874	382,222	369,671	355,570	340,561	346,092	324,891	314,337	308,687	329,246
4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D)の計	605,621	525,864	1,223,533	2,064,251	2,543,359	1,480,394	1,064,074	486,901	532,251	419,810
(E)の計	214,134	210,245	168,407	169,417	162,725	184,824	176,896	177,201	194,051	225,910
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	178,374	196,415	72,852	156,346	162,724	184,823	176,894	177,200	194,050	225,909
1. 損益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 繰越工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 繰越工事費	35,760	13,830	95,555	13,071	1	1	1	1	1	1
4. その他	214,134	210,245	168,407	169,417	162,725	184,824	176,895	177,201	194,051	225,910
(F)の計	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業借入金残高	3,722,067	3,479,144	3,717,274	4,410,428	5,385,467	5,837,675	6,066,384	5,986,747	5,983,246	5,822,394

〇他会計繰入金

区分	年度									
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支	252,939	275,415	239,727	276,747	301,928	403,669	408,466	385,156	385,848	390,889
うち基準内繰入金	203,778	192,800	185,299	191,619	210,710	256,710	307,543	321,354	325,595	328,679
うち基準外繰入金	49,161	82,615	54,428	85,128	91,218	146,959	100,923	63,802	60,253	62,210
資本的収支	163,846	118,762	26,787	44,435	31,771	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	5,130	5,884	6,198	13,738	5,501	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	158,716	112,878	20,589	30,697	26,270	0	0	0	0	0
合計	416,785	394,177	266,514	321,182	333,699	403,669	408,466	385,156	385,848	390,889

農業集落排水事業(集合処理・個別処理) 投資財政計画(農業集落排水事業(集合処理・個別処理))

農業集落排水事業(集合処理・個別処理)(一括括査)

(単位:千円、%)

区分	年度											
	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	令和7年度 [法算見込]	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
	[決算]	[決算]	[決算]	[決算見込]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]	[決算]		
収入												
1. 営業収入												
(1) 料収入	62,365	59,726	58,352	57,312	56,269	55,221	49,085	47,993	47,677			
(2) 委託工事収入	61,620	59,410	58,036	56,996	55,953	54,905	48,769	47,677				
(3) その他	745	316	316	316	316	316	316	316	316			
2. 営業外収入	291,458	293,039	297,249	299,212	297,585	286,176	269,681	257,279				
的												
(1) 補助金	203,033	216,988	221,445	223,695	224,414	219,798	211,835	205,077				
その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(2) 長期前受金戻入	88,387	76,862	75,467	75,467	73,121	66,328	57,796	52,152				
(3) その他	38	49	50	50	50	50	50	50	50			
収入計	353,823	353,823	355,601	356,524	353,854	341,397	318,766	305,272				
1. 営業費用	314,438	318,870	319,923	317,797	306,144	285,425	272,791	272,791				
(1) 職員給与	22,300	26,475	24,869	24,869	24,869	24,869	24,869	24,869				
退職給付	12,271	12,019	12,019	12,019	12,019	12,019	12,019	12,019				
その他	10,029	14,456	12,850	12,850	12,850	12,850	12,850	12,850				
(2) 経費	82,869	106,564	114,517	114,596	114,596	109,189	109,265	109,265				
動力	18,205	22,666	23,819	23,819	23,819	23,819	21,819	21,819				
修繕	6,876	11,516	10,819	10,819	10,819	10,819	10,364	10,364				
材料	0	0	0	0	0	0	0	0				
その他	57,788	72,382	79,879	79,958	79,958	79,958	77,006	77,006				
(3) 減価償却	209,269	183,969	179,484	180,458	178,408	166,679	151,367	138,657				
2. 営業外費用	34,166	36,551	36,551	36,551	35,991	35,187	33,275	32,415				
(1) 支払利息	32,941	32,251	32,265	32,235	31,691	30,887	28,975	28,115				
(2) その他	1,225	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300				
支出計	348,604	353,559	355,535	356,458	353,788	341,331	318,700	305,206				
経常損益	5,219	66	66	66	66	66	66	66				
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0				
特別損益	4,967	66	66	66	66	66	66	66				
特別損益	△4,967	△66	△66	△66	△66	△66	△66	△66				
当年度純利益(又は純損失)	252	0	0	0	0	0	0	0				
繰越利益剰余金又は累積欠損金	7,914	8,166	△208,184	△209,222	△210,288	△211,399	△212,547	△213,350				
流動資産	43,559	16,871	19,372	21,242	22,590	22,745	22,900	23,055				
うち未収金	17,708	11,355	16,864	15,752	15,763	15,126	15,126	15,126				
流動負債	354,772	305,958	309,619	310,049	282,432	257,711	224,983	206,576				
うち建設改良費	316,576	289,836	290,183	290,613	262,995	238,275	205,547	187,140				
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち未払金	38,043	14,363	13,882	14,415	14,971	14,971	14,971	14,971				
累積欠損金比率	$\frac{(1)}{(A)+(B)} \times 100$	0	△357	△365	△374	△383	△433	△445				
地方財政法施行令第15条第1項により算定した												
資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0				
営業収益-受託工事収益	62,365	59,726	58,352	57,312	56,269	55,221	49,085	47,993				
地方財政法による(ウ)/(M)×100	0	0	0	0	0	0	0	0				
健全化法施行令第16条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0				
健全化法施行令第6条に規定する	0	0	0	0	0	0	0	0				
健全化法施行令第17条により算定した	62,365	59,726	58,352	57,312	56,269	55,221	49,085	47,993				
健全化法第22条により算定した	0	0	0	0	0	0	0	0				
資金不足比率	$\frac{(N)}{(P)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0				

特別会計

投資財政計画(農業集落排水事業(集合処理・個別処理))

(単位:千円)

農業集落排水事業(集合処理・個別処理)(繰込み)

区分	年度											
	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
資本的収入												
1. 企業												
うち資本費平準化債												
うち資本費平準化債												
2. 他会計出資金												
3. 他会計補助金												
4. 他会計負担金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金												
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金												
9. その他												
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
(C)												
1. 建設改良費												
うち職員給与												
2. 企業借入金												
3. 他会計長期借入金返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
(D)												
資本的収入額が資本的支出額に不足する額												
(E)												
1. 損益勘定留保資金												
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他												
(F)												
補填財源不足額(E)-(F)												
他会計借入金残高(G)												
企業借入金残高(H)												
○他会計繰入金												
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
区分												
収益的収支												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
資本的収支												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計												

特別会計

投資財政計画(漁業落排水事業)

(単位:千円)

年度	(R4年度)		(R5年度)		(R6年度)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	区	分	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
資本的収入	1. 企業費平準化債	償																		
	うち資本費平準化債	償																		
	2. 他会計補助金	金			16,752	10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817
	3. 他会計負担金	金																		
	4. 他会計借入金	金																		
	5. 他会計借入金	金																		
	6. 国(都道府県)補助金	金																		
	7. 固定資産売却代金	金																		
	8. 工事負担金	金																		
	9. その他	他																		
計	(A)			16,752	10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計	(A)-(B)			16,752	10,586	7,181	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	6,772	6,817	
資本的支出	1. 建設改良費	費			5,436	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち職員給与	与																		
	2. 企業借入金	金			17,912	16,709	13,017	12,822	12,940	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	12,822	
	3. 他会計長期借入金	金																		
	4. 他会計への支出	金																		
5. その他	他																			
計	(D)			23,348	16,709	13,017	12,822	12,940	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	12,822	12,940	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)			6,596	6,123	5,836	5,836	6,123	6,123	5,836	6,123	6,407	6,123	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	
補填財源	1. 損益剰余金処分	金			6,596	5,311	5,836	5,836	6,123	6,123	5,836	6,123	6,123	6,123	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	
	2. 繰越工事費	金			0	279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事費	金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	他			0	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	(F)			6,596	6,123	5,836	5,836	6,123	6,123	5,836	6,123	6,407	6,123	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	6,407	
補填財源不足額	(E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金	(G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業借入金	(H)			92,656	75,947	62,930	50,108	37,168	37,168	50,108	23,989	23,989	11,755	11,755	11,755	11,755	11,755	11,755	11,755	

特別会計

年度	(R4年度)		(R5年度)		(R6年度)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	区	分	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
O他会計繰入金	収益的取支分																			
	うち基準内繰入金	金			13,711	17,681	17,710	17,685	17,655	17,655	17,633	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613	17,613
	うち基準外繰入金	金			8,708	7,949	7,801	7,557	7,317	7,317	7,075	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834
	うち基準外繰入金	金			5,003	9,632	9,909	10,128	10,338	10,338	10,558	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779	10,779
	うち基準内繰入金	金			16,752	10,586	7,181	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817	6,817
うち基準外繰入金	金			16,177	9,792	6,381	6,186	6,017	6,017	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972	5,972	
計				30,463	28,167	24,891	24,671	24,472	24,472	24,671	24,405	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	23,440	

投資財政計画(生活排水処理事業)

(単位: 千円, %)

区分	年度	(R4年度) 〔決算〕	(R5年度) 〔決算〕	(R6年度) 〔決算〕	令和7年度 〔決算見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
生活排水処理事業(税抜き)											
収入	1. 営業収入	15,081	14,958	14,560	14,162	14,560	14,162	13,764	13,366	12,959	12,552
	(1) 料金収入	15,079	14,956	14,558	14,160	14,558	14,160	13,762	13,364	12,957	12,550
	(2) 受託工事収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他収入	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支出	2. 営業外費用	40,381	42,052	42,977	43,088	43,063	43,066	43,066	43,066	43,065	43,076
	(1) 補助金	33,435	35,292	36,372	36,670	36,372	36,670	36,967	37,262	37,564	37,863
	他会計補助金	33,435	35,292	36,372	36,670	36,967	37,262	37,262	37,564	37,863	37,863
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 前期受取金戻入	6,946	6,760	6,605	6,418	6,096	5,804	5,501	5,213	5,000	4,788
	(3) その他収入	55,462	57,010	57,537	57,250	56,827	56,432	56,024	55,628	55,232	54,836
収入	1. 営業収入	50,928	53,267	53,861	53,674	53,352	53,061	52,758	52,456	52,154	51,852
支出	2. 営業外費用	40,381	42,052	42,977	43,088	43,063	43,066	43,066	43,066	43,065	43,076
収入	1. 職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基本給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	2. 経費	34,626	37,103	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899	37,899
	(1) 動力費	3,204	3,511	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728	3,728
	(2) 修繕費	2,882	3,461	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637	3,637
	(3) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) その他	28,540	30,131	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534	30,534
収入	3. 減価償却費	16,302	16,164	15,962	15,775	15,453	15,162	14,859	14,570	14,281	13,992
支出	4. 営業外費用	3,126	3,697	3,630	3,530	3,429	3,328	3,227	3,126	3,025	2,924
収入	(1) 支払利息	1,549	1,478	1,411	1,311	1,210	1,106	1,001	894	789	684
支出	(2) その他	1,577	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219
収入	5. 営業外収入	54,054	56,964	57,491	57,204	56,781	56,366	55,951	55,536	55,121	54,706
支出	6. 営業外費用	1,408	46	46	46	46	46	46	46	46	46
収入	7. 経常利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	8. 特別損失	419	46	46	46	46	46	46	46	46	46
収入	9. 特別利益	△419	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46	△46
支出	10. 繰越利益剰余金又は累積欠損金	989	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	11. 繰越利益剰余金	0	989	995	1,657	2,476	3,432	4,501	5,655	6,809	7,963
支出	12. 繰越利益剰余金	10,834	11,400	12,033	12,462	12,688	12,715	12,546	12,180	11,815	11,450
収入	13. 繰越利益剰余金	3,001	7,274	3,633	3,429	3,226	3,027	2,831	2,634	2,438	2,241
支出	14. 繰越利益剰余金	13,321	10,976	10,056	10,150	10,246	10,343	10,443	10,544	10,644	10,744
収入	15. 繰越利益剰余金	6,511	7,010	6,990	7,084	7,180	7,277	7,374	7,471	7,568	7,665
支出	16. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	17. 繰越利益剰余金	6,708	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
支出	18. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	19. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	20. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	21. 繰越利益剰余金	15,081	14,958	14,560	14,162	13,764	13,366	12,959	12,552	12,145	11,738
支出	22. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	23. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	24. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	25. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	26. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	27. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	28. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	29. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	30. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	31. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	32. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	33. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	34. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	35. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	36. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	37. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	38. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	39. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	40. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	41. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	42. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	43. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	44. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	45. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	46. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	47. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	48. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	49. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	50. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	51. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	52. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	53. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	54. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	55. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	56. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	57. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	58. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	59. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	60. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	61. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	62. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	63. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	64. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	65. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	66. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	67. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	68. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	69. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	70. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	71. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	72. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	73. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	74. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	75. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	76. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	77. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	78. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	79. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	80. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	81. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	82. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	83. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	84. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	85. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	86. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	87. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	88. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	89. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	90. 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0					

投資財政計画(生活排水処理事業)

生活排水処理事業(税込み)

(単位:千円)

区分	年度									
	(R4年度) 〔決算〕	(R5年度) 〔決算〕	(R6年度) 〔決算〕	令和7年度 〔決算見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入										
1. 企業										
うち資本費平準化債										
2. 他会社										
3. 他会社										
4. 他会社										
5. 他会社										
6. 国(都道府県)補助金										
7. 固定資産売却代金										
8. 工事負担金										
9. その他										
計(A)										
(B)のうちの翌年度へ繰り越される支出の財源充当額										
純計(A)-(B)										
1. 建設改良費										
うち職員給与										
2. 企業債償還金										
3. 他会社長期借入返還金										
4. 他会社への支出金										
5. その他										
計(D)										
資本的収入額が資本的支出額に不足する額										
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(E)										
1. 損益勘定留保資金										
2. 利益剰余金処分金										
3. 繰越工事資金										
4. その他										
計(F)										
補填財源不足額(E)-(F)										
他会社借入金残高(G)										
企業債残高(H)										
〇他会社繰入金										
区分										
収益的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金										
資本的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金										
合計										

特別会計

区分	年度									
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
収益的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金										
資本的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金										
合計										

下水道事業経営戦略【用語集】

《お》

汚水処理人口普及率（おすいしよりじんこうふきゅうりつ）

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備状況を表す指標。総人口に対する各汚水処理施設の処理区域内人口の割合を表したものの。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、
コミ・プラの処理区域内人口等}}{\text{総人口}} \times 100$$

汚水処理費（おすいしよりひ）

下水道サービスを提供するために必要な経費である維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（地方公営企業法適用事業：汚水に係る企業債利息及び減価償却費等）。

《き》

企業債（きぎょうさい）

公営企業の借入金。企業債を起こすことを起債（きさい）という。

基準外繰入（きじゅんがいくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づかない一般会計からの繰出金（公営企業会計側では繰入金）。

基準内繰入（きじゅんないくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づいた一般会計からの繰出金（公営企業会計側では繰入金）。

公営企業は、事業経営において独立採算制が義務付けられているが、一般行政的な性格を持つ事業などについては、その経営に伴う収入によってその費用を賄うことが適当でない経費等について一般会計からの繰出しが認められている。毎年4月に国から繰出基準が通知される。

供用開始（きょうようかいし）

下水道が使えるようになること。

漁業集落排水施設（ぎょぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

漁業集落の衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《け》

経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料水準等を評価することが可能。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

下水道（げすいどう）

家庭の台所・水洗トイレ・風呂や、工場・事業所から出る汚れた水を、排水設備から道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、きれいな水にして川に流す施設。

《こ》

公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方自治体が管理する下水道。

高資本費対策に要する経費（こうしほんひたいさくにようするけいひ）

繰出基準のひとつ。

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について一般会計から繰出すための経費。

個別排水処理施設（こべつはいすいしよりしせつ）

下水道や集落排水施設等の周辺において、汚水等を集合的に処理することが適当でない地域に浄化槽を整備し、当該集合処理施設と一体的に運営する下水道。

コミュニティ・プラント

住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設。

《し》

市設置浄化槽（しせつちじょうかそう）

特定地域生活排水処理施設で地方自治体が整備した浄化槽。

資本費（しほんひ）

下水道施設（処理場や下水道管）を建設するときに借入れた地方債の返済費用で償還元金と償還利子とを合わせたもの。

資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）

資本費の一部を後年度に繰り延べるための起債措置。

下水道整備は多額の先行投資を伴う事業であるため、すべて現在の使用者の負担とすると、現在の使用者と将来の使用者との間に負担の不均衡が生じることになる。このため、供用開始当初の資本費負担を地方債により将来に繰り延べて、その償還という形で適正に将来の使用者に負担させる制度として設けられた。

元金に対する資本費平準化債と、利子に対する資本費平準化債がある。

受益者負担金・分担金（じゅえきしゃふたんきん・ぶんたんきん）

下水道を利用できるのは整備区域内の人に限られるため、下水道建設費を市税等で賄うと下水道を利用できない人にまで負担をかけ、不公平が生じる。そのため、下水道が利用できる人々に建設費の一部を受益者負担金として負担してもらう制度。

《す》

水洗化率（すいせんかりつ）

下水道が使える区域内の人口に対して、実際に下水道等に接続して水洗化した人口の割合。

ストックマネジメント計画（すとくまねじめんとけいかく）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画。

《せ》

接続率（せつぞくりつ）

下水道が使える区域において、下水道を使用している人口の割合。本戦略では、水洗化率と同義語として使用している。

《そ》

損益勘定留保資金（そんえきかんじょうりゅうほしきん）

費用のうち、減価償却費や資産減耗費などの現金の支出がなく企業内に留保される資金。

《ち》

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公営企業法で定められている当然に適用する事業（水道・工業用水道・交通・電気・ガス・病院等）と、地方財政法施行令で定められている任意に適用する事業（簡易水道事業・公共下水道事業・市場事業・宅地造成事業等）がある。

《と》

特定環境保全公共下水道（とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう）

市街地以外の区域において設置される公共下水道。

特定財源（とくていざいげん）

収入の段階で用途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、負担金など。

特定地域生活排水処理施設（とくていちいきせいかつはいすいしよりしせつ）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、地方自治体が設置した浄化槽でし尿、生活雑排水を処理する下水道。

《の》

農業集落排水施設（のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《ふ》

分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）

汚水管路を埋設し、汚水だけを下水処理場へ集める下水道の方式。河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式といえる。

それに対して汚水も雨水も同じ管路で一緒に下水処理場まで送る方式を「合流式下水道」といい、大量の雨が降ると汚水の一部が未処理のまま河川等に放流される。

分流式下水道等に要する経費（ぶんりゅうしきげすいどうとうによするけいひ）

繰出基準のひとつ。

分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。

《ゆ》

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水道使用料の賦課（徴収）対象となる水量。

《り》

流域下水道（りゅういきげすいどう）

2市町村以上の区域に渡る下水道で、根幹的な施設（処理場、幹線管渠）の部分をいい、管理は原則として都道府県が行う。

第 3 次浜田市水道ビジョンについて

第 2 次浜田市水道ビジョンの計画期間が令和 7 年度までであることから、この度、第 3 次浜田市水道ビジョン(案)を取りまとめましたので報告します。

1 策定の背景

これまで第 1 次及び第 2 次浜田市水道ビジョンに基づき、水道施設の整備や経営の効率化などに取り組んできました。第 2 次浜田市水道ビジョンの計画期間満了に伴い、計画の見直しを行い、第 3 次浜田市水道ビジョンの策定を進めています。

人口減少や物価高騰、施設・管路の老朽化など、水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくため、本計画を策定するものです。

2 計画の概要

○ 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間

○ 基本理念

「きれいで安全な浜田の水をいつまでも」

○ 基本方針

「安全」「強靱」「持続」の 3 つの観点から水道事業を推進

3 今後の取組み

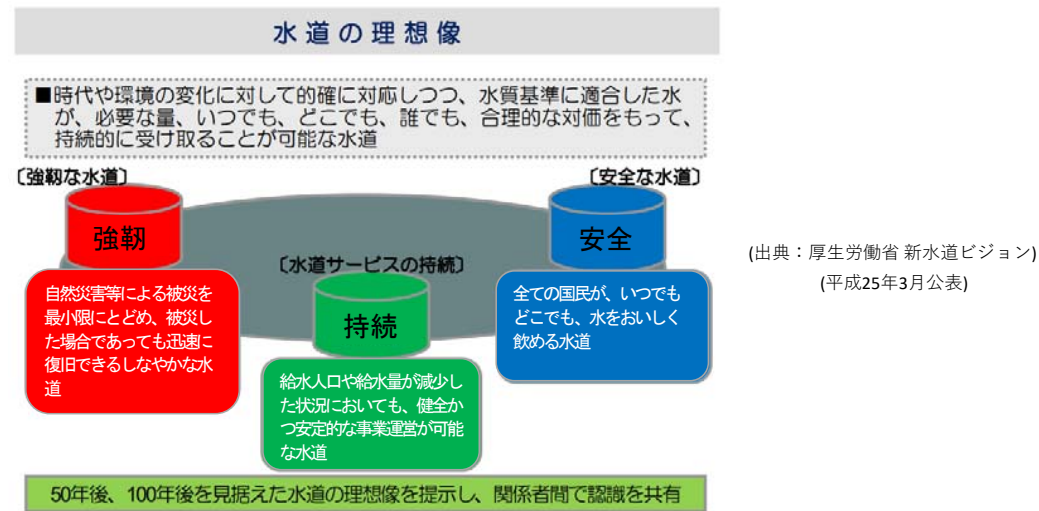
本ビジョン(案)については、今後、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ最終的な取りまとめを行い、策定する予定としています。

第3次浜田市水道ビジョン 概要版(案)

第1章 第3次浜田市水道ビジョンについて

■策定の背景及び位置付け

- ・浜田市では、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給していくため、長期的な視点から水道事業の方向性を示す「浜田市水道ビジョン」を策定
- ・第2次浜田市水道ビジョン策定以降、想定以上の人口減少や物価高騰などの影響により水道経営は一段と厳しさを増し、施設等の老朽化、耐震化の遅れ、技術職員不足などが課題
- ・第3次浜田市水道ビジョンは現状と課題を整理し、将来像や基本方針を明確にし、計画的・効率的に事業を推進するための基本計画として策定
- ・計画期間は、目標年度を令和17年度とした10年間
- ・「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、将来にわたり持続可能な水道事業の実現に向けた指針としている



第2章 水道事業の現状

■水需要の見通し

- ・給水人口は減少傾向を示しており、令和12年度には40,990人になると推計されており、有収水量も減少傾向
- ・有収水量の減少傾向に応じ、料金収入の減少を見込む

■施設・管路施設の状況

- ・施設については相配水池をはじめ、老朽施設が更新時期を迎えている
- ・管路施設については管路総延長約1,150kmのうち、法定耐用年数(40年)超過の管路が増加
- ・法定耐用年数で更新した場合、1年あたり平均約7.3億円の更新費用が必要
- ・実使用年数で更新した場合、1年あたり平均4.6億円の更新費用が必要 (実使用年数は厚生労働省「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参考に設定)

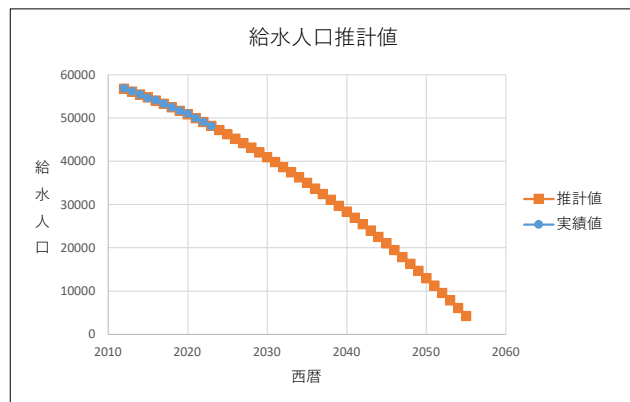
■耐震化の状況

- ・一部配水池等は現行耐震基準を満たしていない状況
- ・基幹管路の耐震化を優先的に取り組んでおり、令和6年度末時点の耐震率は19.1%

■水道事業経営の状況

- ・企業債残高は類似団体平均の1.5倍以上、料金回収率は100%を下回っており、原価割れの状態となっている

▶老朽化の進行に伴い更新需要が増大しており、上水道施設耐震化・更新計画に基づく着実な実施が不可欠な状況



(回帰分析という手法を用いて将来の給水人口を推計)

基幹管路総延長に対する耐震化状況

耐震率(令和6年度末時点)・・・19.1%

耐震適合率(令和6年度末時点)・・・52.9%(耐震管含む)

第3章 水道事業の課題

区分	現状	課題	基本方針
安	取水障害や断水を引き起こす可能性のある水源汚染リスクの存在があります。	水源汚染対策	安全な水道水
	設備の老朽化により、適切な維持管理が難しくなっています。	適切な設備の更新	
全	水道水の安全を保つために、貯水槽水道の設置者への指導が必要です。	小規模貯水槽水道の安全性確保	

区分	現状	課題	基本方針
強靱	老朽管路の更新にあたっては、耐震化をすすめ、ループ化も検討が必要です。	管路の耐震化	災害に強い水道
	現行の耐震基準を満たしていない配水池が存在しており、大規模な地震発生時に躯体や基礎部に損傷を受ける可能性があります。	主要施設の耐震化	
	災害時の危機対応をマニュアル化し、復旧、復興に関わる連携強化に努めることが必要です。	災害対応	

区分	現状	課題	基本方針
持続	将来の水需要減少を踏まえた、施設の更新計画が必要です。	適切な施設の更新	水道事業の持続運営
	技術職員が不足していくなか、技術力を維持、向上するため、デジタル技術の活用を進める必要があります。	DXの推進	
	持続可能な水道事業経営を実現するための事業運営について検討する必要があります。	水道経営の健全化	
	水道に対する市民への理解や関心が十分に浸透しているとはいえないため、今後も分かりやすい情報発信を継続し、理解と関心の向上を図る必要があります。	水道情報の発信と水道事業への理解促進	

～浜田市水道事業の基本理念～

『きれいで安全な浜田の水をいつまでも』

人口減少や老朽化などの課題がある中でも市民の皆様に安全でおいしい水を安定供給し続ける想いを込めています

第5章 事業化計画

■年次更新計画

- ・浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画に基づき、優先順位をつけて更新する方針
- ・20年間で施設・管路施設の耐震化に約161億円を見込み、1年あたりの平均は約8億円

■財政計画の見直し

- ・資金残高は簡易水道事業統合による支援が令和6年度から段階的に引き下げられることから減少傾向
- ・昨今の物価上昇やエネルギー高騰、漏水修繕費用の増加等の影響で経営状況は厳しさを増している
- ・更新需要の増大と物価上昇等を踏まえ、将来にわたり安定的に水道事業を継続するため、令和9年度での料金改定を実施
- ・これに伴い経営戦略及び水道施設耐震化・更新計画を見直す予定

第4章 将来像と目指すべき方向性

「安全」に関する実現方策
水質検査の実施、高度浄水施設等整備事業、水安全計画の策定
長寿命化対策の検討、経年設備更新事業、電気・計装設備更新事業
定期清掃・水質検査の周知

「強靱」に関する実現方策
重要施設配水管耐震事業、水道管路緊急改善事業
主要な水道施設の耐震診断、計画的な耐震化への取組み
事業継続計画(BCP)に基づく取組み、水道水の安全確保に向けた取組み、近隣の水道事業者等との連携

「持続」に関する実現方策
上水道施設耐震化更新計画の見直し、施設規模の見直し(ダウンサイジング)
衛星画像解析を用いた漏水調査の実施
水道料金水準の検証、広域連携、PPP/PFIの活用
水質情報の見える化、SNSやメール等を活用した情報発信、市民への学習機会の提供

第3次
浜田市水道ビジョン(案)

令和8年度～令和17年度

令和 年 月
島根県浜田市

第3次浜田市水道ビジョンの構成

第1章 第3次浜田市水道ビジョンについて

1-1	第3次浜田市水道ビジョン策定の背景及び位置づけ	1
1-2	上位計画	2
1-3	水道事業を取り巻く環境の変化	3

第2章 水道事業の現状

2-1	水道事業の沿革	4
2-2	水需要の見通し	8
2-3	水源施設の状況	9
2-4	施設の状況	10
2-5	管路施設の状況	11
2-6	施設耐震化の状況	15
2-7	水道事業経営の状況	17

第3章 水道事業の課題

3-1	安全面の課題	19
3-2	強靱面の課題	20
3-3	持続面の課題	22
3-4	課題のまとめ	23

第4章 将来像と目指すべき方向性

4-1	将来像	24
4-2	「安全」に関する実現方策	25
4-3	「強靱」に関する実現方策	26
4-4	「持続」に関する実現方策	27

第5章 事業化計画

5-1	更新年次計画	28
5-2	財政計画の見直し	31
5-3	フォローアップ	32

第1章 第3次浜田市水道ビジョンについて

1-1 第3次浜田市水道ビジョン策定の背景及び位置づけ

浜田市では、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給していくため、長期的な視点から水道事業の方向性を示す「浜田市水道ビジョン」を策定しています。

第1次浜田市上水道ビジョンは、基本方針である「きれいで安全な水道水の供給」をもとに、水道ビジョン（厚生労働省平成16年6月公表）で掲げられた「安心」、「安定」、「持続」、「環境」の政策課題について、平成19年度から平成28年度までの10年間にわたり、浜田市水道事業が目指すべき方向性と実現方策を示したものでした。

その後、平成25年3月に新水道ビジョンが厚生労働省から公表され、平成29年3月に第2次浜田市水道ビジョンを策定しました。第2次浜田市水道ビジョンは大規模災害や社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画内容の見直しや事業実施スケジュールの再検討を行い、計画期間は目標年度を令和7年度までの10年間と設定しました。しかしながら、この間、想定以上の人口減少や物価高騰等の影響により水道経営は一段と厳しさを増しており、施設等の老朽化、耐震化の遅れ、技師不足等の課題が顕著になってきています。

こうしたことから、第3次浜田市水道ビジョンは本市の現状と課題を整理し、将来像や基本方針を明確にし、計画的・効率的に事業を推進するための基本計画として策定します。

計画期間は、目標年度を令和17年度とした10年間とし、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、将来にわたり持続可能な水道事業の実現に向けた指針とするものです。

1-2 上位計画

厚生労働省より平成 25 年 3 月に新水道ビジョンが公表され、水道ビジョンの見直しと新たな視点の追加が行われており、その内容に即した施策の再検討を行っています。

1) 新水道ビジョン

平成 25 年 3 月に厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」では、平成 16 年 6 月に策定および、平成 20 年 7 月に改訂された「水道ビジョン」で掲げた 5 大施策「水道の運営基盤の強化」、「安心・快適な給水の確保」、「災害対策等の充実」、「環境・エネルギー対策の強化」、「国際協力等」をもとに、時代背景の変化や新たな課題を加味した見直しが行われました。

さらに、本格的な人口減少時代の到来や、東日本大震災の経験を教訓として、これまでの国民生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を 50 年後、100 年後も享受できることを目的とし、水道の理想像を「安全」、「強靱」、「持続」の 3 つの分類で明示するとともに、理想像を具現化するための方策が提示されています。

水道の理想像

■時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道

【強靱な水道】

強靱

自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道

【安全な水道】

安全

全ての国民が、いつでもどこでも、水をおいしく飲める水道

【水道サービスの持続】

持続

給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

50年後、100年後を見据えた水道の理想像を提示し、関係者間で認識を共有

(出典：厚生労働省 新水道ビジョン)

1-3 水道事業を取り巻く環境の変化

1) 人口減少の進行

日本の総人口は、令和2年(2020年)の国勢調査において1億2,614万人となり、5年間で約95万人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成27年(2015年)の国勢調査を基にした日本の人口推計では、今後、人口は加速度的に減少し、令和77年(2095年)には8,808万人になると推計されています。

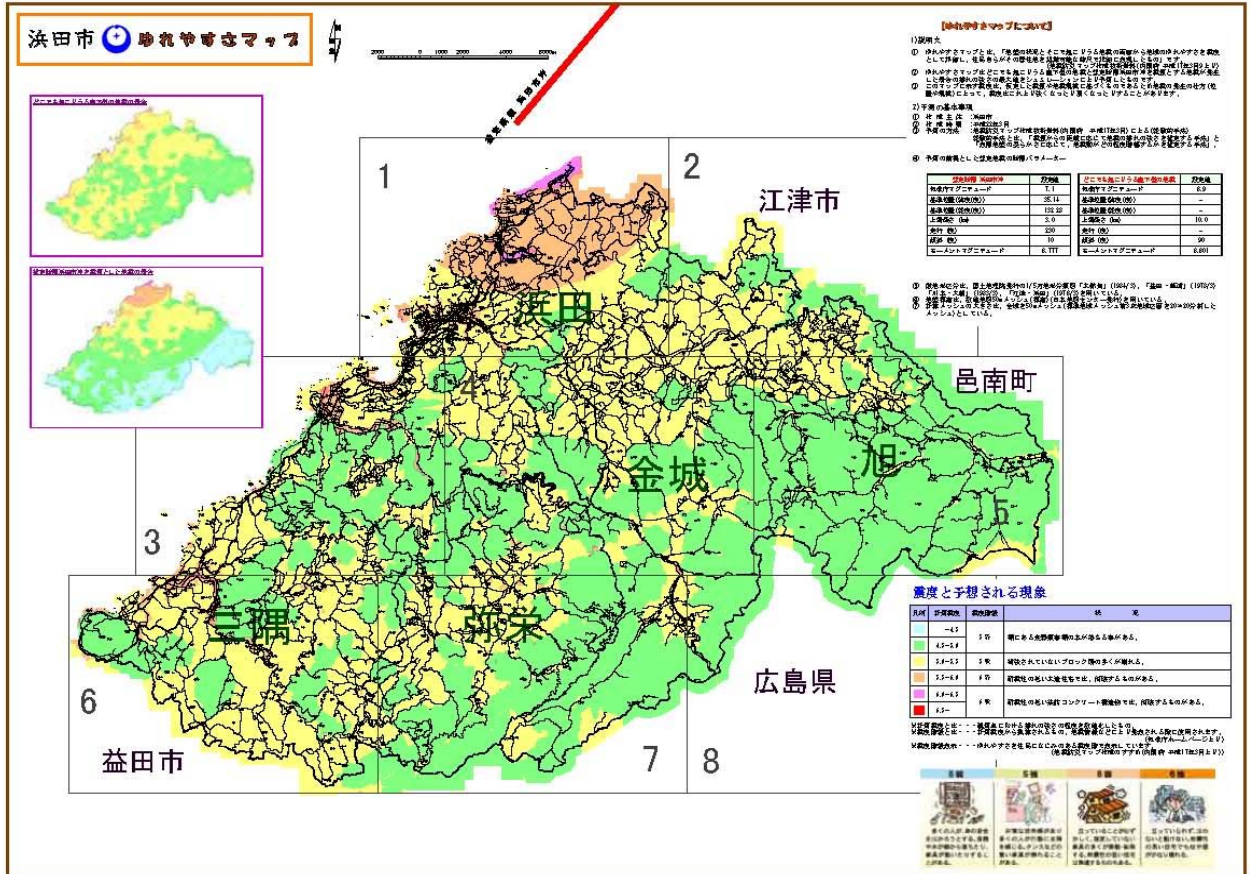
一方、本市の人口は、令和2(2020)年の国勢調査において5万4,592人となり、5年前から3,513人減少しています。特に若者の社会減が多い傾向にあり、その影響が出生数、そして人口の減少幅の拡大につながっています。

現在の少子高齢化の傾向が継続した場合、人口減少の進行は確実であり、水道の給水量や水道料金収入の減少などの経営課題に直結します。

2) 想定地震動と気象変動による災害対策

本市では、地震防災マップにおいて本市に大きな被害を及ぼす恐れのある断層に起因する地震「推定断層浜田市沖を震源とした地震の場合(M6.9)」および直下型の地震「どこでも起こりうる直下型の地震の場合(M7.1)」を想定し、各地域の揺れの強さをもとに、これらの想定地震で推定される各地の最大震度を「ゆれやすさマップ」として公表しています。

また、平成28年1月末や令和3年1月上旬の寒波により数多くの水道管が凍結・破損し、広範囲で断水が発生しました。このような気象変動による災害対策を地震対策とあわせて着実に進めていく必要があります。



(浜田市地震防災マップ)

第2章 水道事業の現状

2-1 水道事業の沿革

本市の上水道事業は、昭和9年6月に供用を開始しました。その後、産業の振興や住宅地の開発に対応するため、美川地区に水源を求め給水区域を拡大するなど、これまでに4度の事業拡張や施設整備を実施してきました。

統合事業については、簡易水道事業(金城、旭、弥栄、三隅)を平成30年度までに順次上水道事業へ統合し、地域特性に応じた安定的な給水に努めています。

また、市内には工業用水道事業が1箇所、飲料水供給施設が5箇所存在しており、工業用水道事業については、市が運営しています。

浜田市水道事業の沿革

認可及び届出年	浜田市上水道	金城	旭	弥栄	三隅・工業用水
昭和8年	1月 浜田市上水道創設 給水人口 17,000人 1日最大給水量 2,040m ³				
昭和9年	6月 供用開始				
昭和30年	7月 第1期拡張 給水人口 24,000人 1日最大給水量 5,520m ³				9月 須津簡易水道創設 給水人口 1,000人
昭和33年					11月 三保簡易水道創設 給水人口 3,000人
昭和35年					2月 三保簡易水道変更認可 給水人口 4,000人
昭和37年					4月 三隅簡易水道創設 給水人口 2,000人 1日最大給水量 340m ³
昭和38年	2月 第2期拡張				
昭和44年	2月 第3期拡張 給水人口 40,000人 1日最大給水量 19,000m ³	10月 雲城地区簡易水道創設 給水人口 1,100人 1日最大給水量 197m ³			
昭和45年			10月 今市地区簡易水道創設 給水人口 850人 1日最大給水量 270m ³		11月 三保簡易水道変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 772m ³
昭和46年		10月 今福地区簡易水道創設 給水人口 890人 1日最大給水量 149m ³	9月 木田地区簡易水道創設 給水人口 300人 1日最大給水量 53m ³		
昭和47年			9月 市木地区簡易水道創設 給水人口 400人 1日最大給水量 68m ³		
昭和48年		12月 波佐地区簡易水道創設 給水人口 500人 1日最大給水量 98m ³	9月 都川地区簡易水道創設 給水人口 550人 1日最大給水量 93m ³		
昭和50年		7月 美又地区簡易水道創設 給水人口 320人 1日最大給水量 81m ³	8月 旭簡易水道変更認可 (今市、木田簡水を統合) 給水人口 2,650人 1日最大給水量 575m ³		
昭和51年					9月 三保簡易水道変更認可 (須津簡水を統合) 給水人口 5,000人 1日最大給水量 1,503m ³
昭和52年		7月 雲城地区簡水変更認可 給水人口 1,330人 1日最大給水量 235m ³			
昭和53年		6月 雲城波佐簡易水道変更認可 (雲城、波佐簡水を統合) 給水人口 4,070人 1日最大給水量 960m ³			

認可及び届出年	浜田市上水道	金城	旭	弥栄	三隅・工業用水
昭和54年					3月 三隅簡易水道変更認可 給水人口 2,000人 1日最大給水量 730m ³
昭和55年	4月 第4期拡張 給水人口 50,000人 1日最大給水量 27,600m ³		4月 旭簡易水道変更認可 給水人口 2,650人 1日最大給水量 926m ³	4月 弥栄簡易水道創設 給水人口 970人 1日最大給水量 328m ³	
昭和55年	6月 大麻簡易水道創設 給水人口 340人 1日最大給水量 108m ³		4月 市木簡易水道変更認可 給水人口 600人 1日最大給水量 135m ³		
昭和57年	11月 第4期拡張 第1次変更認可				
昭和60年		11月 雲城波佐簡水変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 1,560m ³			
平成元年				9月 稲代六歩谷簡水創設 給水人口 140人 1日最大給水量 78m ³	
平成2年		6月 今福美又簡易水道変更認可 (今福、美又簡水を統合) 給水人口 1,730人 1日最大給水量 730m ³			6月 三保簡易水道変更認可 給水人口 5,000人 1日最大給水量 2,200m ³
平成3年					9月 三保簡易水道変更認可
平成4年				4月 野坂簡易水道創設 給水人口 130人 1日最大給水量 69m ³	
平成5年	4月 第4期拡張 第2次変更認可			6月 高内簡易水道創設 給水人口 190人 1日最大給水量 100m ³	
平成6年					5月 平原簡易水道創設 給水人口 240人 1日最大給水量 60m ³
平成6年					10月 三隅町工業用水創設 1日最大給水量 10,000m ³
平成7年			5月 新旭簡易水道変更認可 (旭、都川、市木簡水を統合) 給水人口 3,800人 1日最大給水量 1,882m ³		
平成8年		4月 今福美又簡水変更認可 給水人口 1,816人 1日最大給水量 730m ³			8月 三隅町工業用水 供用開始
平成8年		5月 雲城波佐簡水変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 2,234m ³			
平成9年			7月 新旭簡易水道変更認可 給水人口 4,400人 1日最大給水量 2,613m ³	5月 弥栄簡易水道変更認可 (野坂、高内、稲代六歩谷簡水を統合) 給水人口 1,500人 1日最大給水量 856m ³	5月 三保簡易水道変更認可 給水人口 5,000人 1日最大給水量 2,730m ³
平成9年					5月 平原簡易水道変更認可
平成11年	1月 第4期拡張第3次変更認可 (大麻簡水を統合) 給水人口 50,000人 1日最大給水量 34,000m ³	7月 雲城波佐簡易水道変更認可			
平成14年			3月 新旭簡易水道変更認可 (来尾給水施設を統合)		
平成15年					5月 三保簡易水道変更届 給水人口 5,000人 1日最大給水量 2,740m ³
平成16年	1月 第4期拡張 第3次変更届	2月 雲城波佐簡水変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 2,234m ³		3月 弥栄簡易水道変更認可 給水人口 1,500人 1日最大給水量 856m ³	3月 西の谷簡易水道創設 給水人口 120人 1日最大給水量 45m ³
平成16年					10月 河内簡易水道創設 給水人口 690人 1日最大給水量 237m ³
平成18年			2月 新旭簡易水道変更認可 給水人口 4,030人 1日最大給水量 2,882m ³		
平成20年					8月 河内簡易水道変更認可
平成22年					3月 河内簡易水道変更届 給水人口 680人 1日最大給水量 223m ³

認可及び届出年	浜田市上水道	金城	旭	弥栄	三隅・工業用水
平成23年					2月 平原簡易水道変更認可 給水人口 210人 1日最大給水量 60m ³
平成24年					3月 三保簡易水道変更認可 (三隅簡水を統合) 給水人口 4,460人 1日最大給水量 2,460m ³
平成25年	3月 第4期拡張第4次変更認可 (今福美又、雲城波佐簡水を統合) 給水人口 44,170人 1日最大給水量 22,110m ³				
平成27年				3月 弥栄簡易水道変更認可 給水人口 1,166人 1日最大給水量 565m ³	2月 三保簡易水道変更届 給水人口 4,445人 1日最大給水量 2,438m ³
平成30年	3月 第4期拡張第4次変更届 (新旭、弥栄、三保、平原、西の谷、河内簡水を統合) 給水人口 52,845人 1日最大給水量 27,960.1m ³				
平成30年	12月 第4期拡張第5次変更認可 (波佐第2水源第2号井の追加) 給水人口 52,119人 1日最大給水量 27,744.4m ³				

飲料水供給施設・・・横谷簡易給水施設、矢原地区給水施設、市場特定農山村水道、
上室谷地区給水施設、畑簡易飲料水供給施設

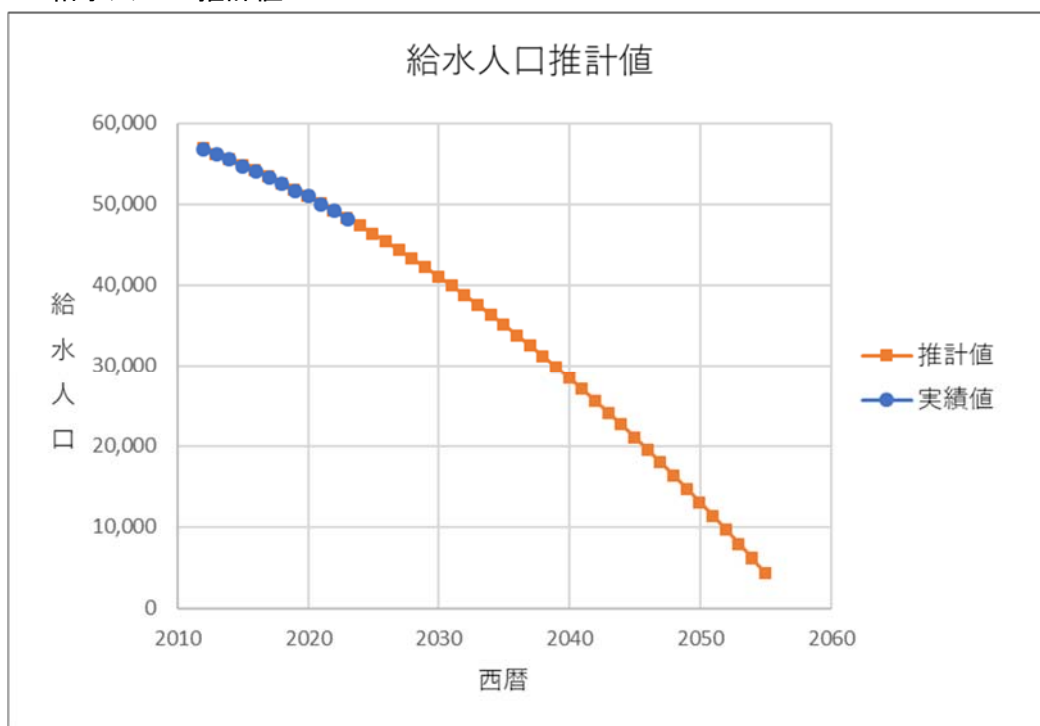
2-2 水需要の見通し

本市の給水人口は減少傾向を示しており、今後も人口の減少傾向は続くものと見込まれます。給水人口の推移については、平成 24 年度(2012 年度)から令和 5 年度(2023 年度)の曲線的な年度間変化を回帰分析という統計手法を用いて将来推計を行っています。(図 2-1)

計画期間における令和 12 年度(2030 年度)の給水人口は、40,990 人となり、令和 5 年度(2023 年度)と比較して約 7,200 人の減少を見込んでいます。これは行政区域内の人口減少によるものです。

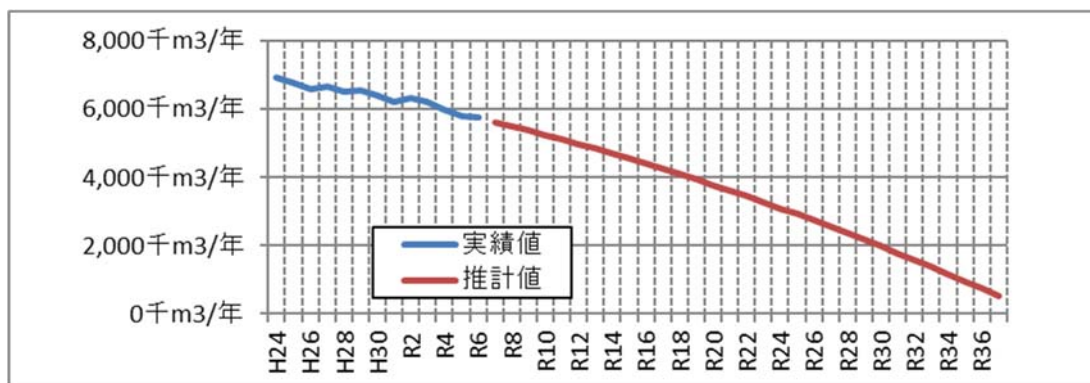
上水道事業の有収水量では、令和 12 年度の有収水量が 4,983 千 m^3 /年となり、令和 5 年度と比べ約 820 千 m^3 /年減少し、水道料金収入も有収水量に応じて減少するものと見込んでいます。(図 2-2)

図 2-1 給水人口の推計値



(市が独自に回帰分析という手法を用いて将来の給水人口を推計)

図 2-2 有収水量の推移



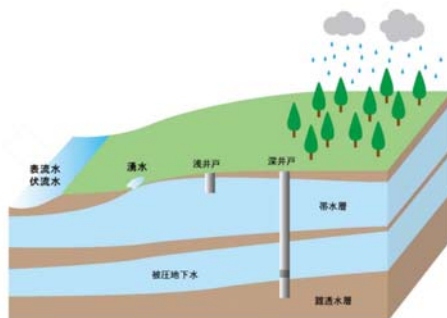
(「図 2-1 給水人口の推計値」を基に作成した将来の有収水量の推移)

2-3 水源施設の状況

水源施設は、自己水源として、井戸は上水と工水合わせて 26 井、伏流水は 3 箇所を保有しており、合計 143,139 m³/日の取水能力があります。

事業名		水源施設			
		水源名	水源種類	取水能力	計画水量 (m ³ /日)
上水道事業	浜田地域	美川水源(第1～3)	浅層地下水	10,000	20,417
		美川水源(第4)	浅層地下水	12,000	
		国府水源	浅層地下水	4,000	3,239
		黒川水源	浅層地下水	3,000	3,000
		大麻水源	浅層地下水	108	108
	金城地域	波佐第2水源(1号井)	浅層地下水	582	291
		波佐第2水源(2号井)	浅層地下水	904	452
		波佐第3水源	浅層地下水	2,304	841
		波佐第4水源	浅層地下水	860	304
		波佐第6(小国)水源	浅層地下水	485	131
	旭地域	戸川水源	浅層地下水	3,239	1,019
		新都川水源	浅層地下水	3,000	1,429
		新市木水源	浅層地下水	708	220
	弥栄地域	弥栄横谷川水源	伏流水	10,115	454
		弥栄小角川水源	伏流水	33,782	525
		野坂水源	浅層地下水	152	76
		高内水源	伏流水	33,782	109
		稲代六歩谷水源	浅層地下水	153	77
	三隅地域	三保第3水源	浅層地下水	2,000	999
		三保第4水源	浅層地下水	5,240	2,740
		三隅水源	浅層地下水	1,168	584
東平原第1水源		深層地下水	18	9	
東平原第3水源		深層地下水	115	58	
河内第2水源		浅層地下水	541	270	
工業用水道事業	三隅地域	第1水源	深層地下水	5,022	3,670
		第2水源	深層地下水	4,528	3,670
		第3水源	深層地下水	5,333	3,670
合計				143,139	48,362

(出典：平成 30 年度 浜田市上水道変更認可申請書(第 4 期拡張事業 第 5 次変更より抜粋)



2-4 施設の状況

図 2-3 に示すグラフは、本市が現在所有する上水道施設資産の建設年度の分布を表したものです。浜田地域については、昭和 55 年(1980 年)からの第 4 期拡張事業により、基幹となる施設が建設されていますが、それ以前に建設された相生配水池、緑ヶ丘配水池などの配水施設は更新時期を過ぎています。一方、旧簡易水道エリアの金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域については、浜田地域に比べ歴史が浅いものの法定耐用年数を経過したものが数か所あり、建設が集中している平成 10 年(1998 年)前後の施設が今後一斉に更新時期を迎えます。経年劣化の進行や耐震性の不足等により、補強補修が必要な施設も存在しています。また、機械・電気・計装設備は 25～35 年経過が集中しており、計画的な更新が必要となっています。

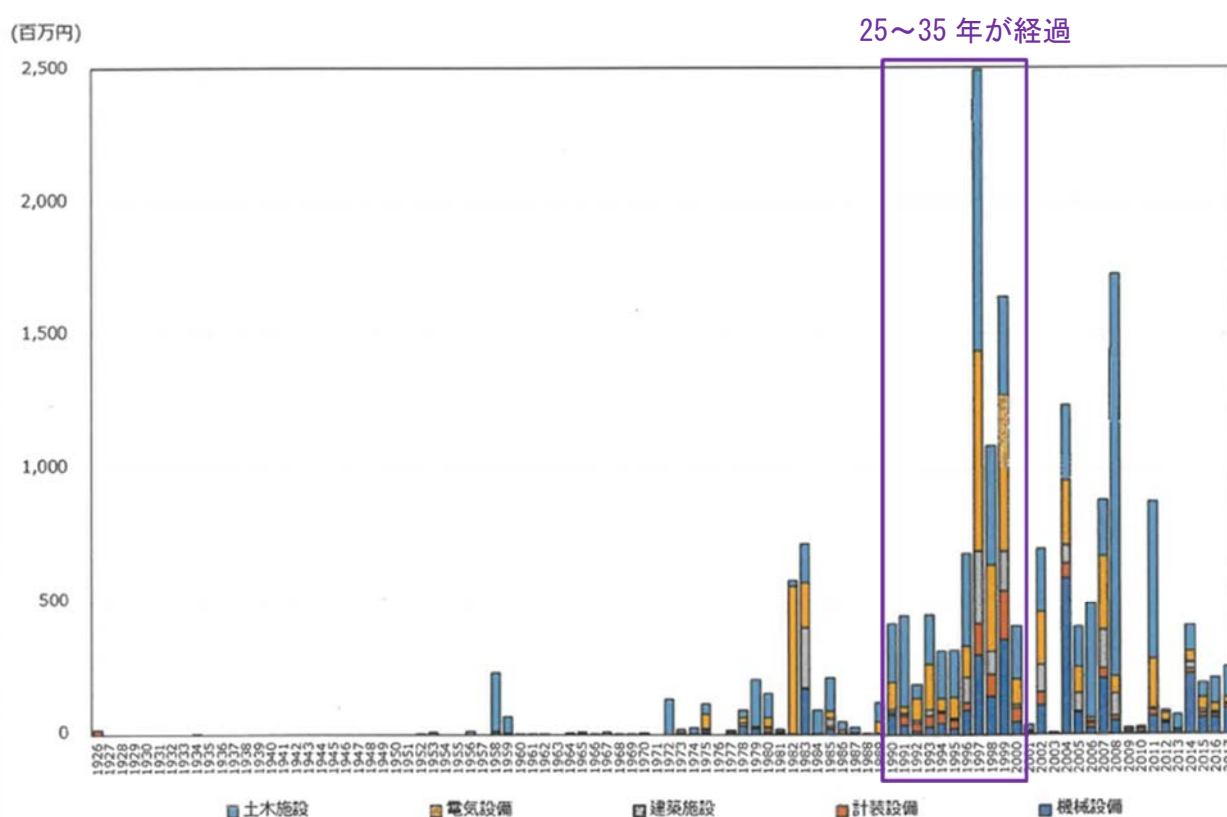


図 2-3 施設資産投資推移 (浜田市全体)

(平成 30 年度 上水道施設更新計画より抜粋)

2-5 管路施設の状況

1) 管路施設の老朽化

図 2-4 は、管路施設資産を布設年度別に表示したグラフです。昭和 47 年(1972 年)以降、上水道事業の拡張と簡易水道の創設により毎年 10 kmを超え布設された管路施設が一斉に更新時期を迎えています。また昭和 46 年以前に布設された管路施設も約 40 kmが残っており、これらの管路施設については平成 5 年(1993 年)以降に集中布設された管路の更新時期が来る前に更新をする必要があります。

本市の管路総延長は約 1,150 kmあり、これを法定耐用年数(40 年)で更新した場合、年間 28 kmの管路を更新することが必要です。引き続き、基幹管路等の重要性の高い管路を優先的に更新するなど、効果的な対策が必要な状況です。

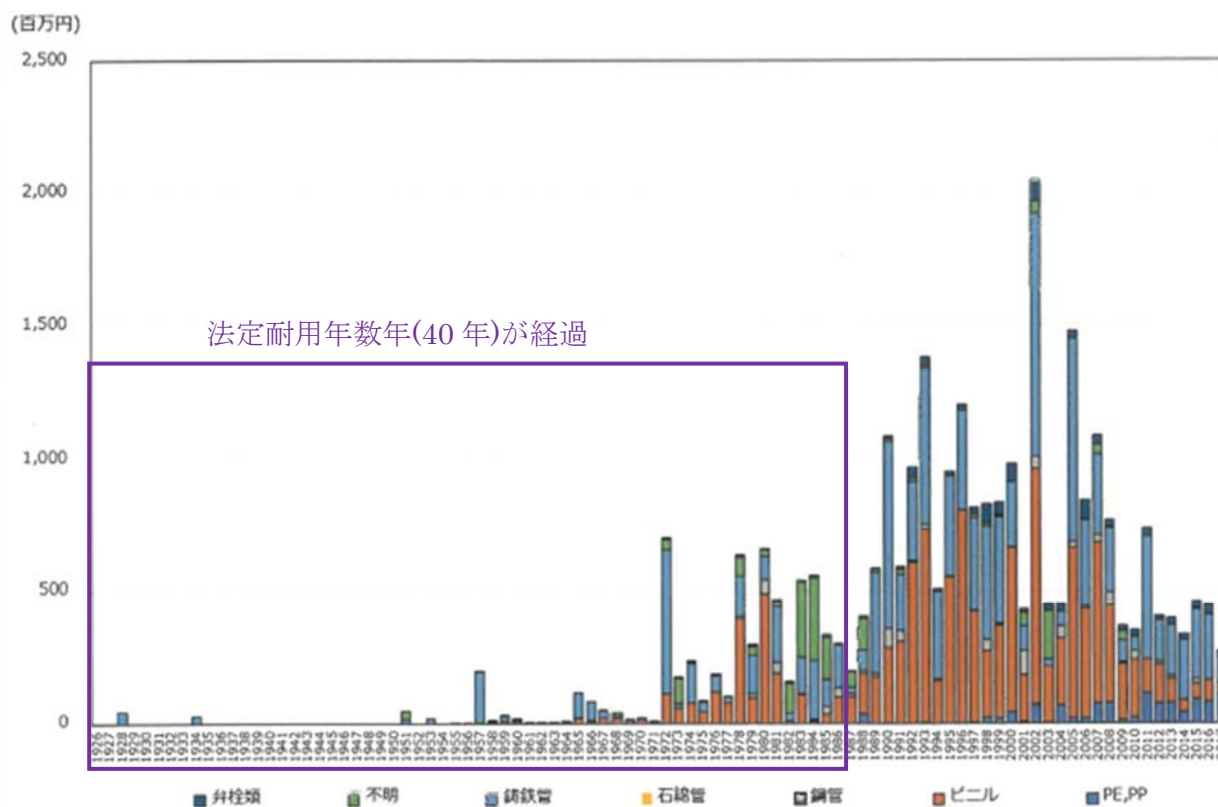


図 2-4 管路施設資産投資推移 (浜田市全体)

(平成 30 年度 上水道施設更新計画より抜粋)



(老朽化した管路内面の錆)



(漏水状況)

[法定耐用年数]

地方公営企業法施行規則に定められた、構造物・管路施設・機械施設・電気設備等の資産価値を償却するための年数を定めたもの。水道施設では、配水池 60 年、管路施設 40 年、機械・電気・計装設備 10～15 年等の種類別に定められている。

[基幹管路]

国が定める基幹管路は「導水管」「送水管」「配水本管」である。本市の導水管・送水管・配水管は口径 50mm から 600mm までと幅広く、用途や水量に応じて規模が大きく異なっているため、本市では配水本管をおおむね口径 150mm 以上の管と位置づけている。

さらに本ビジョンにおいては、国の定義による管路に加えて、病院や避難所など重要な施設につながる配水管も基幹管路として位置づけている。

2) 管路施設の更新サイクル

地方公営企業法施行規則では、水道管の法定耐用年数を40年と定めています。この法定耐用年数は、減価償却費を計上するための経理上の処理として、地方公営企業法において定められたものであり、必ずしも管路施設の実使用年数とは一致しません。

図2-5のグラフは、将来における管路資産の更新費用を年度別に示しています。表2-1で示すとおり、法定耐用年数で更新した場合、平成30年(2018年)から令和99年(2117年)の100年間で約73,222百万円の更新費用が発生し、平均すると1年あたり約7.3億円が必要となります。

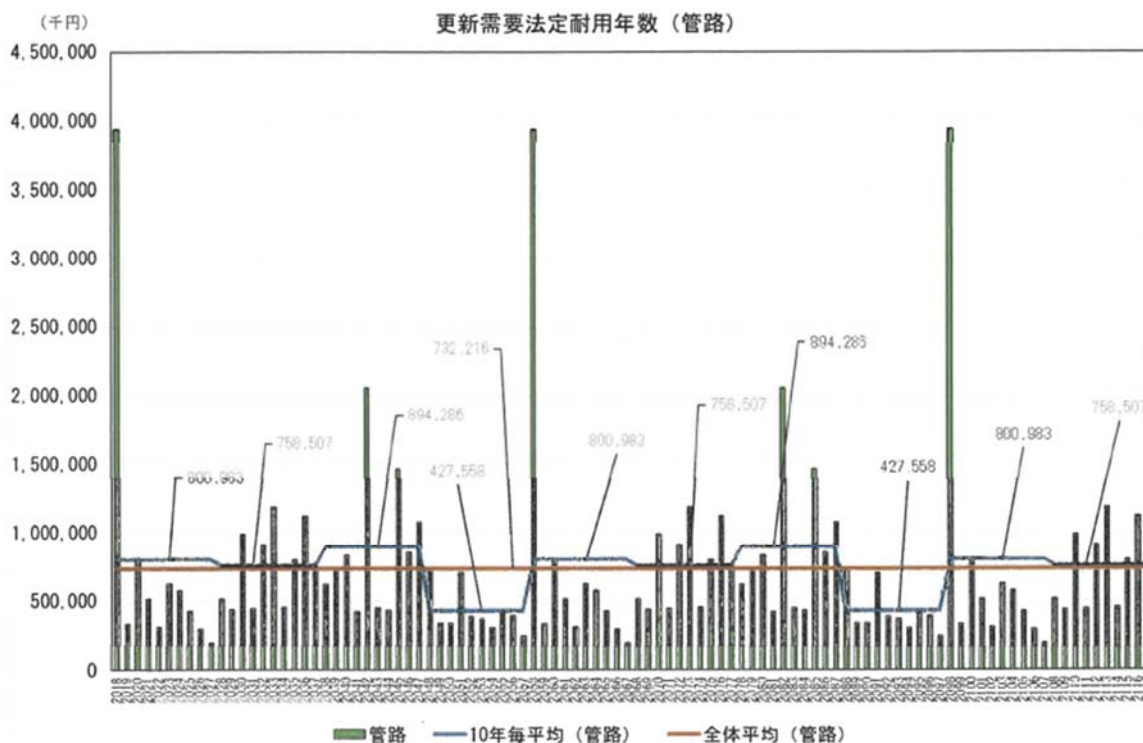


図2-5 管路資産の更新費用（法定耐用年数で更新した場合）（浜田市全体）

表2-1 管路資産の更新費用（法定耐用年数で更新した場合）（浜田市全体）

西暦年度	2018-2027	2028-2037	2038-2047	2048-2057	2058-2067	2068-2077	2078-2087	2088-2097	2098-2107	2108-2117
更新需要費										
10年間平均（千円）	800,983	758,507	894,286	427,558	800,983	758,507	894,286	427,558	800,983	758,507
100年間平均（千円）	732,216									

（平成30年度 上水道施設更新計画策定時試算）

管路施設の更新時期は、個別の管路の劣化状況や漏水が多いエリア等の情報から総合的に判断することが理想ですが、管路施設は地中に埋設されており、その状況把握は容易ではないため、本市における管路の更新時期の目安(実使用年数)は厚生労働省の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参考にして表2-2のように設定しています。表2-3で示すとおり、実使用年数で更新した場合、同100年間の更新費用は約46,111百万円となり、平均すると1年あたり約4.6億円の更新費用が必要となります。使用できる管路施設を継続利用することで、投資を抑制しながら管路施設を健全に保つよう努めます。

表2-2 有形固定資産耐用年数、実使用年数表(管路)

水道統計の管種区分	更新基準の初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の設定値例		耐震性能*※3	
		事故率、耐震性能 を考慮した更新基 準としての一覧**	レベル 1	レベル 2	
鑄鉄管(ダクタイル鑄鉄管は含まない)	40年	40年～50年	50年	×	×
ダクタイル鑄鉄管 耐震継手を有する		80年	○	○	
ダクタイル鑄鉄管 K形継手等を有するものうち良い地盤に布設されている		60年～80年	70年	○	注1)
ダクタイル鑄鉄管(上記以外・不明なものを含む)		60年 ※1	○	×	
鋼管(溶接継手を有する)		40年～70年	70年	○	○
鋼管(上記以外・不明なものを含む)		40年 ※2	—	—	
石綿セメント管(m)		40年	40年	×	×
硬質塩化ビニル管(RRロング継手を有する)		40年～60年	60年	○	注2)
硬質塩化ビニル管(RR継手を有する)			50年	○	×
硬質塩化ビニル管(上記以外・不明なものを含む)			40年	×	×
コンクリート管			40年	40年	—
鉛管		40年	40年	—	—
ポリエチレン管(高密度、熱融着継手を有する)		40年～60年	60年	○	注3)
ポリエチレン管(上記以外・不明なものを含む)			40年	○	×
ステンレス管 耐震継手を有する		40年～60年	60年	○	○
ステンレス管(上記以外・不明なものを含む)			40年	—	—
その他(管種が不明なものを含む)		40年	40年	—	—

(出典：厚生労働省「アセットマネジメント「簡易支援ツール」より抜粋)

- ※1 ダクタイル鑄鉄管・・・固定資産台帳上ではダクタイル鑄鉄管の継手の形式までは記載されておらず、「耐震型継手を有する」、「K形継手等を有するものうち良い地盤に布設されている」までは判断できないため、「上記以外・不明なものを含む」の60年としている。
- ※2 鋼管・・・固定資産台帳上では「溶接継手を有する」か否かまでは判断できないため、「上記以外・不明なものを含む」の40年としている。
- ※3 耐震性能レベル1・・・供用期間中に発生する可能性が高い地震に対し、水道管が大きな損傷を受けず、漏水や断水を生じさせないよう通水機能を維持する性能
耐震性能レベル2・・・当該地域で想定される最大規模の地震動に対し、管の破断や継手の離脱など致命的被害を防止し、被害を最小限に抑えることを目的とした性能水準

表2-3 管路資産の更新費用(実使用年数で更新した場合)

西暦年度	2018-2027	2028-2037	2038-2047	2048-2057	2058-2067	2068-2077	2078-2087	2088-2097	2098-2107	2108-2117
更新需要費										
10年間平均(千円)	473,927	472,340	475,173	757,815	442,547	218,127	357,666	447,962	493,656	471,924
100年間平均(千円)	461,114									

(平成30年度 上水道施設更新計画策定時試算)

2-6 施設耐震化の状況

1) 施設耐震化の状況

本市の施設資産のうち、相生配水池、石原配水池、生湯配水池及び、国府配水池等は現行の耐震基準を満たしていない状況です。

今後、水道施設全体を対象として、優先度に応じて具体的な耐震化対策の検討を進めていく必要があります。

○施設資産の耐震化状況(処理能力・容量から算出)

レベル1地震動対応・・・約34.4%(レベル2地震動対応施設含む)

レベル2地震動対応・・・約29.5%

(令和6年度水道統計値より)

レベル1地震動・・・供用期間中に発生する可能性が高い地震動

レベル2地震動・・・当該地域で想定される最大規模の地震動



竹迫配水池(平成20年度完成 有効容量6,000m³)

レベル2地震動対応施設

[施設資産]

水道事業として保有している施設。具体的には取水施設、浄水施設、配水池及び浄水池、ポンプ場などがある。

[現行の耐震基準]

水道施設耐震工法指針・解説、2022年版(公益社団法人 日本水道協会)において、水道施設の耐震性を確保するために設定されており、想定する地震動(レベル1地震動およびレベル2地震動)ごとに、施設の重要度に応じた要求性能(使用性、復旧性、安全性等)を設定し、これらを満足することが基本とされている。代替施設がない水道施設や、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれのある水道施設においては、レベル1地震動に対しては地震後も施設の機能が確保され、継続して使用可能な状態を確保すること、レベル2地震動に対しては一定の被害が生じた場合であっても、安全性を確保したうえで地震後に早期復旧が可能な状態を確保することを基本としている。

2) 管路耐震化の状況

本市の管路施設(総延長：約 1,150km)は、耐震性のない塩化ビニル管が大半を占めており、管路全体における耐震率は約 7.1%となっています。

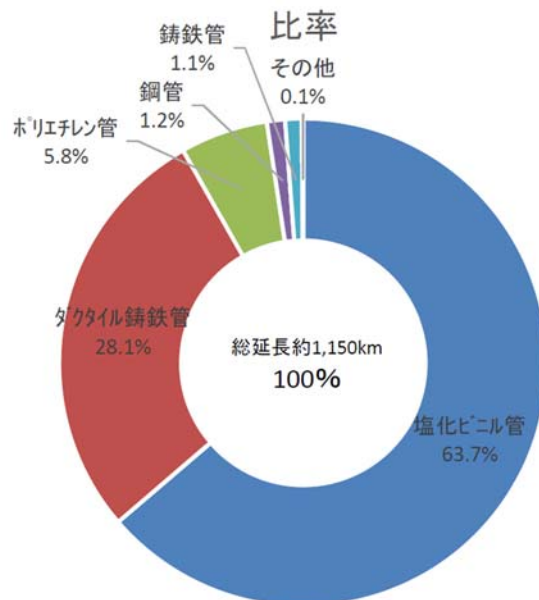


図 2-6 管種別延長の比率

耐震化に優先的に取り組んでいる基幹管路では、総延長約 240kmのうち、耐震管延長は約 46km、耐震適合管は約 127km の状況です。現在、老朽化した管路施設の更新時に耐震管を採用するなど、管路施設の更新と耐震化を同時に進めています。

○基幹管路総延長に対する耐震化状況

耐震率(令和 6 年度末時点)・・・19.1%

耐震適合率(令和 6 年度末時点)・・・52.9%(耐震管含む)

[耐震管・耐震適合管路]

離脱防止継手を持つ GX、NS、SⅡ、S 形のダクタイル鋳鉄管や、水道配水用ポリエチレン管、溶接鋼管が該当する。さらに K 形ダクタイル鋳鉄管のうち、良質な地盤に埋設されている管路は「耐震適合管路」として分類する方法が平成 22 年度に(財)水道技術研究センターにより報告された。

2-7 水道事業経営の状況

1) 経営指標

表 2-4 の過去 4 ヶ年の経営指標のうち①～⑦は経営の健全性・効率性の状況を示し、⑧～⑩は管路等の老朽化の状況を示しています。

③企業債残高対給水収益は、類似団体平均に比べ 1.5 倍以上となっており、給水収益規模に対する企業債残高が多いことが分かります。また、給水原価が水道料金収入で賄えているかを示す④料金回収率は 100%を下回っており、原価割れの状態が続いています。

管路の老朽化度合を示す⑨管路経年化率は、管路総延長の約 2 割が耐用年数を超えている状況を示しており、一方で⑩管路更新率は類似団体平均の半分程度であることから、更新のペースを速めることが求められます。

今後も、安全な水の安定供給の実現のため、更なる経費節減等の継続的な経営改善に取り組むとともに、適切な料金水準を維持し施設の維持管理費や更新費用を確保することにより、持続可能な水道事業経営に努める必要があります。

表 2-4 主な経営指標の推移(年度単位)

経営指標	R3	R4	R5	R6	類似団体 平均	全国 平均
1. 経営の健全性・効率性						
① 経常収支比率 (%)	111.41	110.62	108.53	104.28	107.15	107.26
② 流動比率 (%)	142.77	148.15	159.47	156.55	319.99	239.69
③ 企業債残高対給水収益 (%)	674.59	653.94	639.07	603.50	365.55	264.86
④ 料金回収率 (%)	92.99	93.88	93.17	89.68	95.42	97.59
⑤ 給水原価 (円/㎥)	209.35	207.87	209.66	217.90	184.25	181.66
⑥ 施設利用率 (%)	64.09	63.67	60.83	60.39	60.44	60.21
⑦ 有収率 (%)	78.42	76.21	77.01	77.04	83.39	89.21
2. 老朽化の状況						
⑧ 有形固定資産減価償却率 (%)	52.80	53.87	54.99	55.98	52.53	52.41
⑨ 管路経年化率 (%)	18.90	19.24	20.23	21.18	24.16	26.78
⑩ 管路更新率 (%)	0.36	0.26	0.18	0.28	0.46	0.59

(総務省「令和 6 年度決算 経営比較分析」から抜粋)

※用語説明

【経営指標】

- ① 経常収支比率 : 経常収益を経常費用で除した比率であり、収益で費用をどの程度賄えているかを示す。
- ② 流動比率 : 流動資産を流動負債で除した比率であり、短期的な債務に対する支払い能力を示す。
- ③ 企業債残高対給水収益 : 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す。
- ④ 料金回収率 : 供給単価を給水原価で除した比率であり、給水原価が水道料金収入で賄えているかを示す。
- ⑤ 給水原価 : 有収水量 1 ㎥当たりの営業費用を示す。
- ⑥ 施設利用率 : 配水能力に対する平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を示す。

- ⑦ 有収率 : 配水量に対する有収水量の割合であり、施設の稼働が収益につながっているかを示す。
- ⑧ 有形固定資産減価償却率 : 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるか、老朽化度合を示す。
- ⑨ 管路経年化率 : 法定耐用年数を超えた管路延長の割合であり、管路の老朽化度合を示す。
- ⑩ 管路更新率 : 当該年度に更新した管路延長の割合であり、管路の更新ペースや状況を示す。

第3章 水道事業の課題

3-1 安全面の課題

1) 水源の保全

水道事業者にとって水道原水の水質変化は、給水停止、給水制限、取水停止及び、取水制限、さらには粉末活性炭などの使用が必要となるなど、大きな影響を及ぼします。こうした水質汚染事故は全国で毎年 190 件程度発生※しており、近年は横ばいで推移しています。

本市では、これまで水質汚染事故は確認されていませんが、近年全国的に問題になっている有機フッ素化合物(PFOS・PFOA等)による水質汚染のように、環境中に残留しやすい物質によって水質が影響を受ける可能性も否定できません。

そのため、水源水質の検査や取水施設の定期的な監視を継続し、今後も水源の保全に努める必要があります。



(波佐第2水源)



(美川浄水場)

※ 国土交通省：水質汚染事故による水道の被害及び水道の異臭味被害状況について(令和5年度調査より)

[有機フッ素化合物(PFOS・PFOA等)]

有機フッ素化合物(PFOS・PFOA等)は分解されにくく蓄積性のある物質で、工業製品や消火用泡剤などから水源に流入する可能性がある。肝機能や発達、免疫への影響が懸念されるため、環境省は令和8年4月から水道水質基準を設定した。

2) 適切な設備の更新

設備の老朽化により水道施設の維持管理が難しくなる等の課題が生じてきています。今後も安定した水の供給ができるよう、設備の計画的な更新と適切な維持管理に努める必要があります。

3) 小規模貯水槽水道の安全性について

マンション等の建物で、受水槽、ポンプ、高架水槽を設置して給水する貯水槽水道を採用する場合、その維持管理と水質管理は設置者の責任となります。

今後も水道水の安全性を確保するため、設置者に対し、1年に1回以上の定期清掃・水質検査等の管理の指導を行っていきます。

3-2 強靱面の課題

1) 老朽管路の更新

今後、10年～20年のうちに法定耐用年数を超過する管路施設が大量に存在しており、年々増加する傾向にあります。老朽化した水道管の増加に伴い、漏水が年々増加し、水道水の安定した供給に支障が生じることから更新を計画的に実施していく必要があります。



耐震管布設状況写真

2) 大規模地震対策

大規模地震に備えた管路施設や構造物の耐震化の必要性が高まっています。すべての管路施設や構造物を耐震化するには膨大な費用と期間が必要となるため、重要度や役割による優先度に応じて効果的に耐震化を進める必要があります。

3) 基幹管路のループ化

基幹管路が断水すると、広範囲にわたり影響を及ぼし、大規模災害時には復旧にも時間がかかります。基幹管路の断水を防ぐためには、耐震化や管路のループ化が必要です。

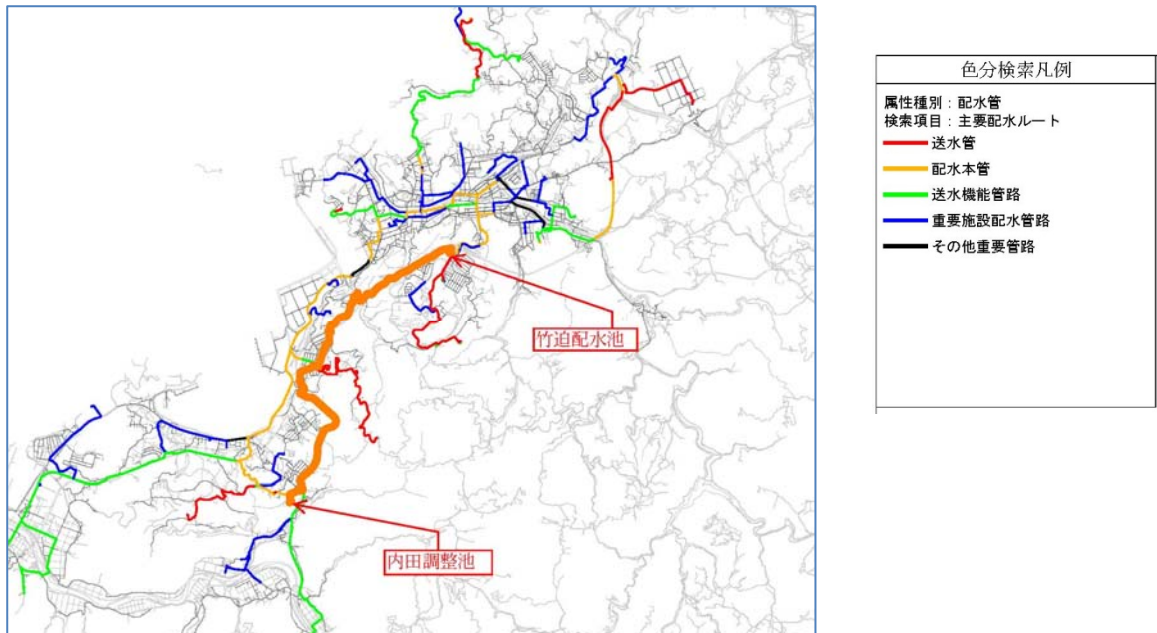


図 3-1 主要配水ルート図

4) 災害対応

災害等の危機対応をマニュアル化するとともに、早期の復旧・復興に資するため、近隣の水道事業者との連携強化を図る必要があります。



[管路のループ化]

管路をループ状に整備し、ある区間で事故が発生しても別経路から水を供給できるようにする管路網整備のこと。

3-3 持続面の課題

1) アセットマネジメントの実践

金城・旭・弥栄・三隅地域の簡易水道事業は平成30年度までに全て上水道事業への統合が完了しており、この統合事業により施設規模の適正化や維持管理の効率化が進んでいます。将来発生する施設等の更新需要を正確に把握するとともに、水需要の減少を踏まえた施設規模の縮小(ダウンサイジング)や統廃合等により効率的な水の供給を実現し、適正な維持管理につなげることが必要です。

2) 技術継承

技術職員の不足や高齢化により、技術の継承、技術力の維持・向上対策が大きな課題となっています。こうした課題に対処するため、水道分野におけるデジタル技術の導入・活用を進めることで、業務の高度化、省力化を図る必要があります。

3) 水需要の減少

水需要の減少は水道料金収益に大きな影響を与えます。こうした状況にあっても持続可能な水道事業経営を実現するためには、水道料金水準の検証、広域での連携や民間活力の導入等の検討が必要です。

4) 水道事業への理解促進

水道は日常生活に必要不可欠である一方、水道事業の重要性や役割については、市民の関心が高いとは言いがたい状況です。水道事業について理解を深め、安心して水道を利用できるように今後も情報発信を継続し、分かりやすく伝える工夫と、理解と関心の向上を図る必要があります。

[アセットマネジメント(資産管理)]

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を運営管理する体系化された実践活動と定義されている。

現有資産の状態・健全度を適切に評価したうえで、中長期の更新需要見通しを算出し、更新需要に対する財源確保対策を講ずることで、持続可能な水道事業運営が可能となる。

[ダウンサイジング]

水需要の減少に応じて、現有施設能力の縮小や施設統廃合を行うことで、施設能力の余剰防止、投資費用の削減、維持管理の適正化を図る手法。施設能力の不足や、次回更新時の運転方法等も考慮し、適切な予備力の設定が必要である。

3-4 課題のまとめ

浜田市水道事業の課題を、新水道ビジョンの「安全」、「強靱」、「持続」の各項目へ分類・整理した結果を下表に示します。

表3-1 水道事業の課題整理(安全・強靱・持続)

区分	現状	課題	基本方針
安全	取水障害や断水を引き起こす可能性のある水源汚染リスクの存在があります。	水源汚染対策	安全な水道水の供給
	設備の老朽化により、適切な維持管理が難しくなっています。	適切な設備の更新	
	水道水の安全を保つために、貯水槽水道の設置者への指導が必要です。	小規模貯水槽水道の安全性確保	
強靱	老朽管路の更新にあたっては、耐震化をすすめ、ループ化も検討が必要です。	管路の耐震化	災害に強い水道
	現行の耐震基準を満たしていない配水池が存在しており、大規模な地震発生時に躯体や基礎部に損傷を受ける可能性があります。	主要施設の耐震化	
	災害時の危機対応をマニュアル化し、復旧、復興に関わる連携強化に努める必要があります。	災害対応	
持続	将来の水需要減少を踏まえた、施設の更新計画が必要です。	適切な施設の更新	水道事業運営の持続
	技術職員が不足していくなか、技術力を維持、向上するため、デジタル技術の活用を進める必要があります。	DXの推進	
	持続可能な水道事業経営を実現するための事業運営について検討する必要があります。	水道経営の健全化	
	水道に対する市民への理解や関心が十分に浸透しているとはいえないため、今後分かりやすい情報発信を継続し、理解と関心の向上を図る必要があります。	水道情報の発信と水道事業への理解促進	

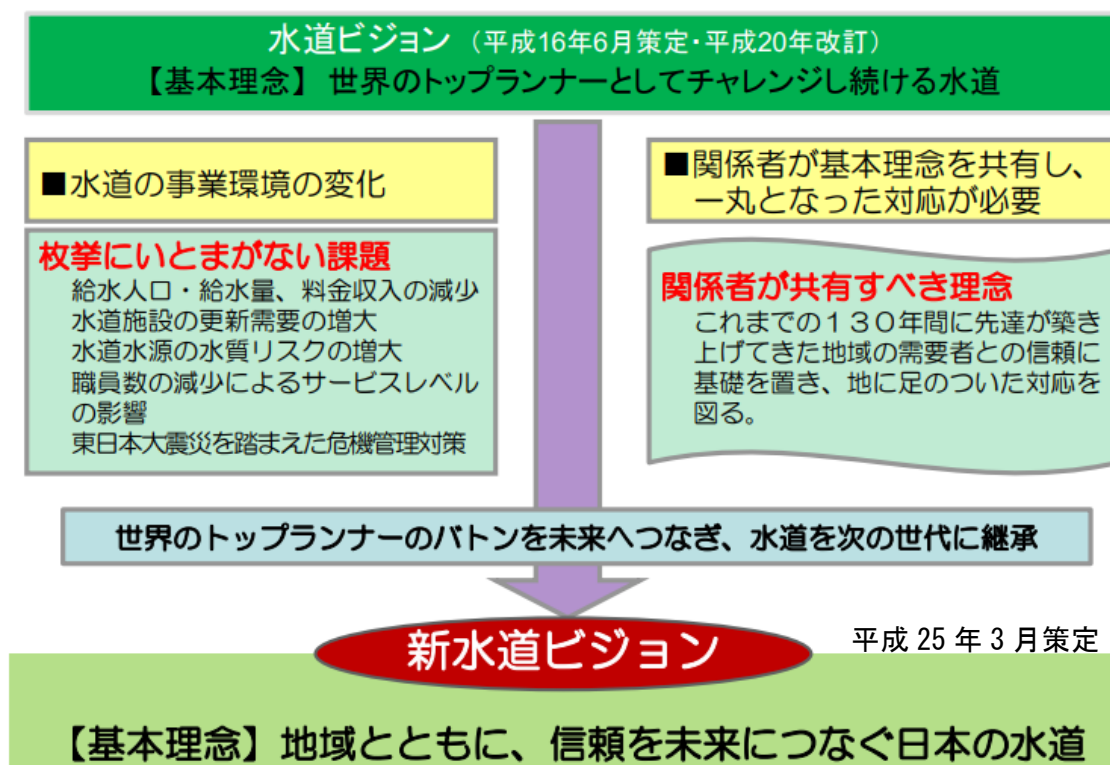
第4章 将来像と目指すべき方向性

4-1 将来像

本市では、厚生労働省の新水道ビジョンで掲げる日本の水道の将来像をもとに、浜田市水道事業の基本理念を次のように設定しました。

『きれいで安全な浜田の水をいつまでも』

これは、人口減少に伴う水需要の減少や老朽施設の更新などの様々な課題を抱える本市の水道事業が、今後も市民の皆様へ安全でおいしい水をいつまでも供給し続けるという想いを込めたもので、これまでの水道ビジョンと変わることのない理念です。



(出典：厚生労働省 新水道ビジョン)

[新水道ビジョンの100年後の理想像]

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道。「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念としている。

4-2 「安全」に関する実現方策

1) 水源汚染対策

水道法で定められた定期的な水質検査により水道水の安全性を確認します。美川水源、黒川水源については、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染リスクを回避するため、浄水処理施設を整備します。また、水源から給水栓までの水質事故の発生リスクや発生後の対応方法について定める水安全計画を策定します。

- 水道法に基づく水質検査の実施
- 高度浄水施設等整備事業
(美川浄水場)
(黒川浄水場)
- 水安全計画の策定

2) 適切な設備の更新

現有設備を適切に更新するとともに、点検や修繕履歴等の管理データを集積し、設備の重要度や使用頻度に応じた維持管理方法を確立することで、設備の長寿命化や同時故障のリスクを回避します。

- 長寿命化対策の検討（状態監視保全）
- 経年設備更新事業（時間計画保全）
- 電気・計装設備更新事業

3) 小規模貯水槽水道の安全性確保

貯水槽水道の設置者に対して、定期清掃や水質検査の必要性を周知し、規模の大きい簡易専用水道の設置者には指導を徹底します。

- 定期清掃、水質検査の周知
- 簡易専用水道設置者への指導

4-3 「強靱」に関する実現方策

1) 管路の耐震化

地震発生時などの非常時においても断水を防ぐため、強靱な管路網の構築が求められます。特に災害時に重要な拠点となる災害拠点病院や福祉避難所、防災拠点へ水道水を供給する基幹管路の耐震化は喫緊の課題です。しかし、その整備には膨大な費用と長い期間を要することから、更新計画に基づき、重要ルートを優先的に耐震化します。

- 重要施設配水管耐震化事業
- 水道管路緊急改善事業

2) 主要施設の耐震化

主要な水道施設については、耐震診断を実施し、施設の耐震性の把握と計画的な耐震化につなげます。

相生配水池については、躯体の耐震性不足と経年劣化の進行が認められることから、最優先で耐震化を要する施設として位置付けており、更新を含めた整備方針を検討します。

- 主要な水道施設の耐震診断、計画的な耐震化への取組み
- 施設耐震化事業（相生配水池）

3) 災害対応

緊急時には代替水源の確保や応急給水体制を整備することで給水を持続できる体制を確保するとともに、事業継続計画(BCP)に基づき、安全な水の供給を維持できるよう取り組みます。また、災害時には、断水復旧や応急給水のために多くの資機材が必要となります。そのため、近隣の水道事業者や関係業者と連携し、資機材の相互融通や迅速な調達が可能となる体制を構築することで、災害時においても強靱な給水体制を確保します。

- 事業継続計画(BCP)に基づく取組み
- 水道水の安全確保に向けた取組み
- 近隣の水道事業者等との連携

4-4 「持続」に関する実現方策

1) 適切な施設の更新

上水道施設耐震化更新計画(アセットマネジメント)を将来の水需要等を踏まえた上での施設の再構築や規模の適正化を考慮したものに更新します。これにより、維持管理の効率化、規模の適正化(ダウンサイジング)を進めます。

- 上水道施設耐震化更新計画の見直し
- 更新にあわせた施設規模の見直し

2) DX の推進

技術職員が不足していくなか、現場での技術力を維持、向上していくには、デジタル技術の活用は不可欠です。本市では年間 300 件を超える漏水修繕が発生しており、有収率も 70%台と、他自治体と比較しても低くなっています。衛星画像解析を活用した漏水調査により調査の精度を高め、有収率の向上を目指します。

- 衛星画像解析を用いた漏水調査の実施

3) 水道経営の健全化

将来の人口減少に備え、持続可能な水道事業経営を実現するため、水道料金水準の検証や広域連携、PPP/PFI の活用も含めた事業運営の在り方を検討します。

- 水道料金水準の検証
- 広域連携(経営統合、業務や施設の共同化)
- PPP/PFI の活用

4) 水道情報の発信

水質検査結果については、ホームページでの公表や「見える化」を推進し、市民が安心して水道水を利用できる環境づくりに努めます。あわせて、漏水修理に伴う断水情報や、冬季における水道管の凍結防止に関する注意喚起についても、SNS やメール等を活用し、分かりやすく迅速な情報発信を行うことで、安全意識の向上を図ります。

また、将来を担う子どもたちをはじめ、市民が水道事業に興味や親しみを持てるよう、施設見学の受け入れなどを通じて学習機会の提供に努めます。

- 水質情報の見える化
- SNS やメール等を活用した情報発信
- 子供を含む市民への学習機会の提供

第5章 事業化計画

5-1 更新年次計画

第3次浜田市水道ビジョンにおける施設および管路の耐震化・更新年次計画は「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」（令和2年3月策定）を反映したものであり、その内容を表5-1、5-2に示します。

限られた資金の中で、特に重要な整備事業を優先的に実施する方針とし、20年間（令和2年度～令和21年度）で施設の耐震化に約74億円、管路の耐震化に約86億円、計約161億円を見込み、20年間での年平均事業費は約8億円となっています。なお、「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」は今後見直す予定であり、事業の実施にあたっては社会環境の変化やニーズへの柔軟な対応、上位計画との整合を図るとともに、コスト縮減や持続的な水道事業運営を念頭に置き、必要に応じて整備内容の見直しを行います。

【表5-1 施設の耐震化・更新年次計画】

(千円)

施設名称	工事費	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
土木構造物	1,344,832千円					120,000	150,000	107,932	112,480	145,900	145,900
建築構造物	562,482千円						30,756	15,526	18,830	173,685	173,685
機械設備	2,959,507千円	37,700	25,000	25,000	25,000	104,532	101,687	101,687	116,924	53,344	106,544
電気設備	1,659,242千円	9,300	10,000	10,000	10,660	113,106	113,106	113,106	86,343	51,553	51,553
計装設備	900,539千円	4,200	5,000	5,000	3,000	69,907	71,907	69,907	32,454	32,454	32,454
合計	7,426,602千円	51,200	40,000	40,000	38,660	407,545	467,456	408,158	367,031	456,936	510,136

施設名称	工事費	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)	令和19年度 (2037年度)	令和20年度 (2038年度)	令和21年度 (2039年度)
土木構造物	1,344,832千円	144,030	82,270			336,320					
建築構造物	562,482千円		150,000								
機械設備	2,959,507千円	258,184	53,344	435,124	435,124	224,024	268,114	268,114	106,687	106,687	106,687
電気設備	1,659,242千円	51,553	51,553	51,553	51,553	51,553	261,718	261,718	103,106	103,106	103,102
計装設備	900,539千円	32,454	32,454	32,454	32,454	32,454	138,634	108,634	64,907	64,907	64,904
合計	7,426,602千円	486,221	369,621	519,131	519,131	644,351	638,466	638,466	274,700	274,700	274,693

(出典：平成30年度 上水道施設更新計画より抜粋)

【表 5-2 管路の耐震化・更新年次計画】

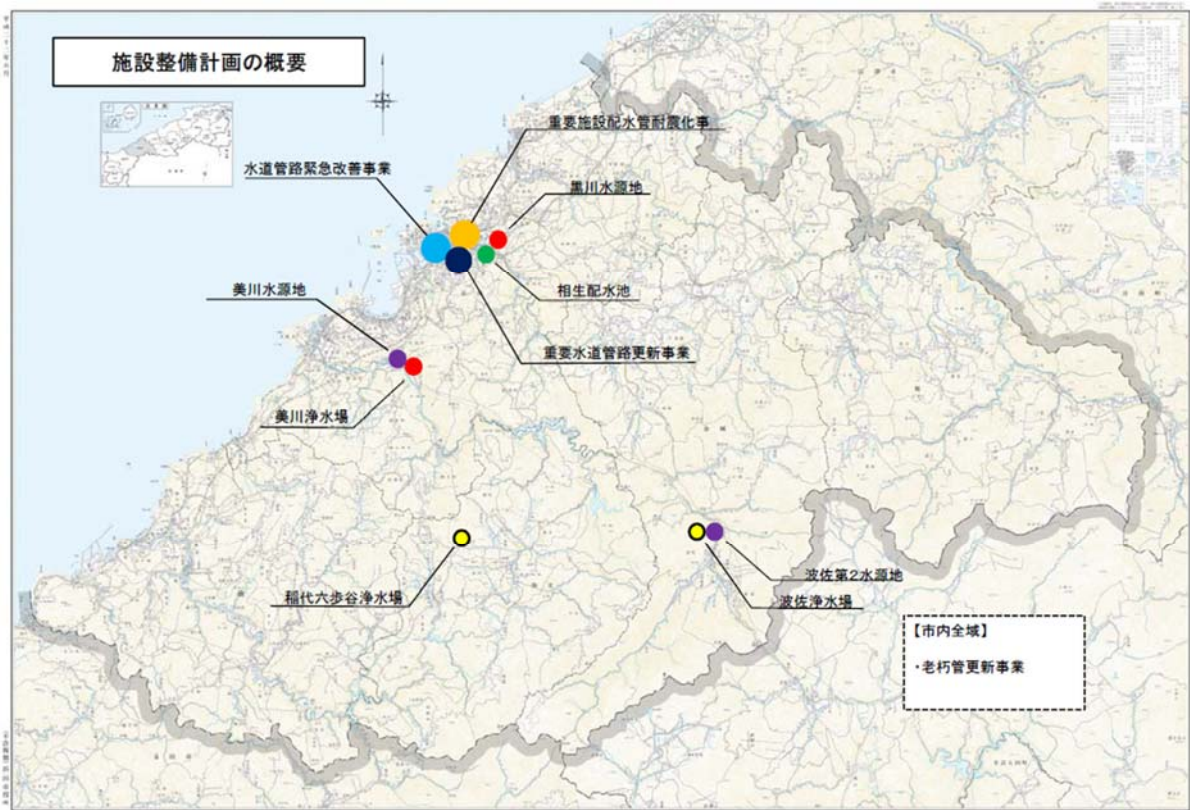
(千円)

重要度	老朽度	工事費	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
重要給水施設配水管												
重要度1	老朽度1	93,744	31,248	31,248	31,248							
	老朽度2	159,675	159,675									
	老朽度3	3,741,073	374,107	374,107	374,107	282,952	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580
重要度2	老朽度1	0										
	老朽度2	0										
	老朽度3	350,344										
重要度3	老朽度1	8,924										
	老朽度2	25,299										
	老朽度3	196,852										
計			565,030	405,355	405,355	282,952	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580
水道管路緊急改善事業												
重要度1	老朽度1	396	396									
	老朽度2	536,187	178,729	178,729	134,445	44,284						
	老朽度3	1,121,896	157,480	300,716			66,370	66,370	66,370	66,370	66,370	66,370
重要度2	老朽度1	770,290					77,029	77,029	77,029	77,029	77,029	77,029
	老朽度2	1,108,162										
	老朽度3	565,936										
計			336,605	479,445	134,445	44,284	143,399	143,399	143,399	143,399	143,399	143,399
合計			901,635	884,800	539,800	327,236	376,979	376,979	376,979	376,979	376,979	376,979

重要度	老朽度	工事費	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)	令和19年度 (2037年度)	令和20年度 (2038年度)	令和21年度 (2039年度)
重要給水施設配水管												
重要度1	老朽度1	93,744										
	老朽度2	159,675										
	老朽度3	3,741,073	233,580	233,580	233,580	233,580						
重要度2	老朽度1	0										
	老朽度2	0										
	老朽度3	350,344					350,344					
重要度3	老朽度1	8,924						8,924				
	老朽度2	25,299							25,299			
	老朽度3	196,852								65,617	65,617	65,617
計			233,580	233,580	233,580	233,580	350,344	8,924	25,299	65,617	65,617	65,617
水道管路緊急改善事業												
重要度1	老朽度1	396										
	老朽度2	536,187										
	老朽度3	1,121,896	66,370	66,370	66,370	66,370						
重要度2	老朽度1	770,290	77,029	77,029	77,029	77,029						
	老朽度2	1,108,162						369,387	369,387	369,387		
	老朽度3	565,936									282,968	282,968
計			143,399	143,399	143,399	143,399	0	369,387	369,387	369,387	282,968	282,968
合計			376,979	376,979	376,979	376,979	350,344	378,311	394,666	435,005	348,585	348,586

20年間の工事費総合計 8,678,778 千円

(出典：平成 30 年度 上水道施設更新計画より抜粋)



施設整備計画

凡例	事業	対象施設	概要
●	施設耐震化事業	相生配水池	更新
●	高度浄水施設等整備事業	美川浄水場	新規
●	高度浄水施設等整備事業	黒川水源地	新規
●	重要施設配水管耐震事業	災害拠点病院等の重要施設へ接続する配水管	更新
●	水道管路緊急改善事業	布設後40年以上経過した铸铁管等や、耐震性の低い継手を有する管路で構成される基幹管路	更新
●	重要水道管路更新事業	緊急輸送道路下に埋設されている铸铁管及び、導水・送水・配水本管に使用されている铸铁管(タクトル铸铁管除く)	更新
●	自家発電設備	美川水源地	更新
●	自家発電設備	波佐第2水源地	更新
●	施設更新	稲城六部谷浄水場	更新
●	施設更新	波佐浄水場	更新

5-2 財政計画の見直し

1) 現在の経営状況

平成30年4月に市の特別会計であった簡易水道事業を統合し、市内全域が水道事業の給水区域となりました。これを機に、平成30年10月から段階的な水道料金改定を行い、令和2年10月にそれまで市内で3つに分かれていた料金体系を統一し、現行料金となりました。

収益的収支では、料金改定により令和3年度にピークを迎えた料金収入は、その後、給水人口の減少に伴い年々減収傾向となっています。(表5-3)

資本的収支では、簡易水道の統合により更新範囲が市内全域に広がったことや、簡易水道事業の企業債残高を引き継いだことによる運転資金捻出のため、平成30年度から企業債の活用を再開しています。(表5-4)

資金残高は令和2年度に約13.8億円となりましたが、簡易水道事業統合による支援が令和6年度から段階的に引き下げられることから減少傾向となっています。(表5-5)

表5-3 収益的収支の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収益的収入	1,026,024	2,048,643	2,030,215	2,025,959	1,937,100	1,850,512	1,775,655	1,745,003
料金収入	771,354	1,069,216	1,103,916	1,186,556	1,208,141	1,169,372	1,133,128	1,122,679
長期前受金戻入	175,245	464,839	457,327	458,094	439,624	427,163	419,938	421,415
収益的支出	939,078	1,825,033	1,756,231	1,764,691	1,738,783	1,672,823	1,636,098	1,673,308
経費	197,030	417,976	396,605	421,771	431,642	434,545	434,331	482,050
減価償却費	496,094	976,060	950,264	939,618	924,586	904,976	882,006	879,368
当期純利益(△損失)	109,911	222,599	282,649	226,392	196,066	174,065	138,251	71,098

表5-4 資本的収支の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資本的収入	92,985	430,597	768,855	995,404	1,016,394	822,186	841,924	650,087
企業債	－	80,000	320,100	411,200	445,300	292,000	343,800	223,700
国補助金	－	－	95,080	153,721	124,622	144,952	101,216	107,750
資本的支出	413,364	1,136,411	1,426,810	1,605,733	1,756,863	1,613,133	1,467,413	1,391,759
建設改良費	145,601	378,010	659,615	831,352	976,312	818,193	718,023	701,975
企業債償還金	267,763	758,401	767,195	774,381	780,551	794,941	749,390	689,784
資本的収支不足額	△320,379	△705,814	△657,955	△610,328	△740,469	△790,947	△625,489	△741,672
企業債残高	3,687,529	9,295,505	8,848,410	8,485,230	8,149,979	7,647,038	7,241,448	6,775,364

表5-5 期末資金残高の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
期末資金残高	660,743	776,642	1,057,077	1,385,508	1,382,529	1,286,002	1,341,478	1,051,010

2) 経営戦略の見直し

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略を令和 4 年 8 月に改定（計画期間：R4～R13）し、人口減少幅や年間の更新投資額などは概ね計画通りに進んできましたが、昨今の物価上昇やエネルギー高騰、漏水修繕費用の増加等の影響で経営状況は厳しさを増しています。

こうした背景のもと、令和 9 年度から料金改定を実施することとしており、これに伴い経営戦略及び水道施設耐震化・更新計画を見直す予定としております。

5-3 フォローアップ

水道ビジョンの実施計画の位置付けとなる経営戦略に示す投資・財政計画に基づき、上下水道事業審議会では事業の進捗や経営状況を確認し、国の動向等も踏まえたうえで計画を更新し、実行に移していくといった PDCA サイクルを繰り返し、目標の達成を目指します。



図 5-3 PDCA サイクル*

※PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (確認)、Action (行動) の 4 つの項目で構成された行動プロセスであり、それぞれの頭文字をとり PDCA サイクルという。公共事業の円滑な推進を目標とした枠組みを示している。



浜田市水道ビジョン

令和 年 月発行

編集・発行 浜田市上下水道部

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話：0855-22-2612(代表)

FAX：0855-27-4853

e-mail：suidou-koumu@city.hamada.lg.jp

放課後児童クラブの入会状況について

令和8年度入会児童状況

令和8年5月1日現在（単位：人）

No.	学校名	クラブ名	定員	クラブ入会児童数（学年別）						合計
				1	2	3	4	5	6	
1	原井小学校	ふたば学級	80	19	19	15	12	8	1	74
2		にこにこ学級	25	2	3	7	1	1	0	14
3	松原小学校	くすのき学級	40	5	8	5	9	0	4	31
4	石見小学校	杉の子学級	40	10	11	4	4	1	0	30
5		杉の子第2学級	35	12	11	9	2	1	0	35
6		杉の子第3学級	40	5	6	10	4	0	1	26
7	美川小学校	山ぼと学級	40	6	3	4	3	1	2	19
8	周布小学校	ひまわり学級	50	10	7	4	3	3	0	27
9		ひまわり第2学級	60	6	8	8	2	2	1	27
10	長浜小学校	とびうお学級	70	13	25	15	6	3	0	62
11	国府小学校	かもめ学級	60	9	10	13	2	3	0	37
12		かぜの子学級	60	9	12	14	9	7	1	52
13		あおぞら学級	40	7	15	4	8	2	0	36
14	三階小学校	さくら学級	40	12	13	6	3	2	1	37
15		さくら第2学級	40	16	6	14	3	0	1	40
16	雲城小学校	雲城地区児童クラブ	50	7	8	7	6	5	1	34
17	今福小学校	今福地区児童クラブ	30	2	5	1	2	2	0	12
18	旭小学校	今市児童クラブ	60	7	6	8	7	5	1	34
19	弥栄小学校	やさか児童クラブ	20	4	4	5	3	4	0	20
20	三隅小学校	三隅小児童クラブ	60	8	10	8	5	0	1	32
21	岡見小学校	岡見小児童クラブ	40	5	2	4	2	0	0	13
令和8年 合計			980	174	192	165	96	50	15	692
設置学校全児童数				295	317	365	365	380	388	2,110
入会児童数割合				59.0%	60.6%	45.2%	26.3%	13.2%	3.9%	32.8%

※ 入会児童数割合＝入会児童数／全児童数

令和7年 合計				212	214	168	110	44	17	765
設置学校全児童数				321	366	368	382	389	384	2,210
入会児童数割合				66.0%	58.5%	45.7%	28.8%	11.3%	4.4%	34.6%

令和8年度 子育て支援ガイド

～浜田市は子育てを応援します～

令和8年5月26日
文教厚生委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課



浜田市子育て支援施策一覧

令和8年4月1日改正

分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生	
母子保健・相談	1 風しん任意予防接種費助成							
	5 産前産後家事支援サポーター							
	2 不妊治療費助成	7 産婦健診		拡充				
	3 初回産科受診料助成	8 産後ケア事業			新規			
	4 母子健康手帳	8 赤ちゃん訪問	乳幼児家庭訪問					
	6 妊婦健診 妊婦歯科健診	9 聴覚検査助成 乳児健診	9 1歳6か月児健診	9 3歳児健診	9 5歳児健診			
	妊婦8か月アンケート	10 フックスタート	フッ素塗布（1歳6か月児、3歳児健診対象児）					
	妊婦家庭訪問	すこやか健診（発達クリニック）						
	妊婦健康相談	16 子育て世代包括支援センター（すくすく）、35 予防接種（定期、任意助成）						
	ママパパ学級	12 離乳食・食育教室				学校保健		
保育所（園）・幼稚園	13 保育所（園）・認定こども園保育園部（私立26園）							
	① 延長保育（25園）							
	② 一時保育（25園）							
	③ 障がい児保育（25園）							
	④ 休日保育（子育て世代包括支援センター（すくすく））							
	⑤ 病児・病後児保育（病児・病後児保育室（びいびくのおへや））							
幼児教育・子育て支援	14 幼稚園（公立1園）							
	15 認定こども園幼稚（児）園部（私立8園）							
	① 預かり保育（すべての幼稚園及び認定こども園幼稚（児）園部）							
	16 地域子育て支援センター 子育て世代包括支援センター（すくすく）、子育て支援センター おひさま、ひなっこクラブ、あさひなないろクラブ、やさか子育て支援センター、なかよしルーム							
	17 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）							
	18 ファミリー・サポート・センター							
	19 子育て広場・子育てサロン、子育てサークル							
					20 放課後児童クラブ（19クラブ）			
					21 放課後等デイサービス			
					22 まちづくりセンター（放課後子ども教室等）			
					23 子育て短期支援事業 子育て応援隊			
経済的支援	24 妊婦支援給付金							
	25 新生児子育て応援金							
	26 児童手当							
	28 保育料負担軽減、29 第3子以降保育料無償化、30 第3子以降保育所等給食費無償化							
	未熟児養育医療							
	31 子ども医療費助成							
	母子家庭等自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、27 児童扶養手当、32 ひとり親家庭医療費助成							
18 ファミリー・サポート・センターひとり親家庭助成（1/2軽減）								
33 特別児童扶養手当（20歳未満）、障害児福祉手当（20歳未満）、福祉医療費助成								
					就学援助制度（学校給食費含む）			
					奨学金貸与・給付			
支援達	保育所（園）・幼稚園等巡回訪問							
	発達相談							
教室・学習	乳幼児教室							
	食育推進（食育講座、啓発活動）							
防犯・安全教育（子ども安全センター）								
情報	すくすくファイル、子育て支援サイト							
事業所	34 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定							
分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生	

赤字の数字は子育て支援施策の概要が次ページ以降にあります。（番号がリンクしています。）




子育て支援策の概要



支援施策	説明	担当課
🍷 妊娠・出産（妊娠～3歳）		
1 風しん任意予防接種費助成	<ul style="list-style-type: none"> 麻しん風しん混合ワクチン 助成限度額：4,000円 風しんワクチン 助成限度額：2,000円 	健康医療保険課 ☎25-9311
● 対象者	<p>接種日に浜田市に住民登録がある者で抗体検査の結果、医師から接種が必要と判断された次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 妊娠を希望する女性（未婚でも可能） ② 妊娠を希望する女性の同居者 ③ 妊婦（抗体価の低い者に限る）の同居者 	
2 不妊治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 一般不妊治療費助成（3年間）：上限150,000円/年 生殖補助医療費助成（条件あり）：上限125,000円・360,000円/回 不育症治療費助成：50,000円/回 <p>子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</p>	子育て世代包括支援センター ☎22-1253 金城市民福祉課 ☎42-1235 旭市民福祉課 ☎45-1435 弥栄市民福祉課 ☎48-2656 三隅市民福祉課 ☎32-2806
3 初回産科受診料助成	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦に対し、初回産科受診料を補助します。（上限10,000円）※助成を受けるための要件あり。 <p>子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</p>	
4 母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の方に母子健康手帳を交付します。妊娠届を、子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ提出してください。 	
5 産前産後家事支援サポーター	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠から出産後3年を経過する日以後の最初の3月31日までの者で家事支援が必要な人へサポーターを派遣します。（予約制1回2時間 利用料400円）※登録後、初回無料券あり <p>子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ事前の登録が必要です。</p>	
6 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中に最大14回の妊婦健診で、国が定める検査項目については全額助成します。（多胎児の場合は追加あり。）母子健康手帳別冊をご利用ください。 妊娠中に1回、歯科健診を全額助成します。 	
7 産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 産後間もない時期（2週間及び1ヶ月）のお母さんの健診を実施します。（全額助成）母子健康手帳別冊をご利用ください。 	
8 産後ケア事業【拡充】 こんにちは赤ちゃん訪問	<ul style="list-style-type: none"> 産後1年以内のお母さんと赤ちゃんが、助産院の助産師のケアを受けることができます。申請により利用票（通所・訪問用7枚、宿泊用7枚）を送ります。利用料 通所・訪問：無料 または 1,000円/回（1回3時間） 宿泊：無料 または 2,500円/回（1泊2日は2回と数えます） 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問します。事前に連絡します。 	
9 新生児聴覚検査 乳幼児健康診査【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査に2,000円を助成します。母子健康手帳別冊をご利用ください。 5か月、1歳6か月、3歳、5歳の年齢の乳幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。※1歳未満の乳児は、医療機関で健康診査を2回受診できます。母子健康手帳別冊をご利用ください。 	
10 ブックスタート	<ul style="list-style-type: none"> 生後5か月の乳児を対象に絵本を無料で配布しています。 	
11 乳幼児健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 身長・体重の測定、保健師、助産師及び歯科衛生士による発育・発達の確認、健康相談などを、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。また、医療的ケア児の相談も実施しています。 	
12 離乳食・食育教室	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士による離乳食、食育について学ぶ教室を、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。申し込みが必要です。 	
🍷 保育所（園）、幼稚園等（0歳～6歳）		
13 保育所（園）・認定こども園保育園部（私立26園）	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が共に働いているなど、保育を必要とする乳幼児の保育・教育を実施しています。申請書の提出が必要です。 	子ども・子育て支援課（保育所幼稚園係） ☎25-9330
① 延長保育	<ul style="list-style-type: none"> 通常保育時間を越えて保育を必要とする乳幼児の保育を行っています。（施設ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。） 	
② 一時保育	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で預かる事業です。希望される保育所等へ申し込みをしてください。（利用料はおおむね900円～2,000円ですが、子どもの年齢や利用時間により異なります。） 	
③ 障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児に対する保育を実施しています。 	
④ 休日保育	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等入所児童のうち希望者を対象とした休日保育を、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。子ども・子育て支援課へ事前登録が必要です。（利用料は3歳未満2,400円、3歳以上2,200円です。） 	
⑤ 病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> 生後8週間から小学校6年生までの乳幼児及び児童を対象とした病児・病後児保育事業を実施しています。事前登録が必要です。（使用料は、100円/時間、1日最大1,000円です。※減免制度もあります。） 	
14 幼稚園（公立1園）	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳（公立は3歳児クラス）から小学校就学前の幼児を対象とした教育を実施しています。 	
15 認定こども園幼稚（児）園部（私立8園）	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出が必要です。 	
① 預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> 教育時間終了後等の保育をすべての幼稚園及び認定こども園幼稚（児）園部で実施しています。（施設ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。） 	



支援施策	説明	担当課
 幼児教育・子育て支援（0歳～18歳）		
16 地域子育て支援センター 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を、以下の施設で実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代包括支援センター（すくすく）（野原町） ★保健師等の専門職員が相談を受け、妊娠・出産・育児の継続した支援を行っています。 ● 子育て支援センター おひさま（三隅郵便局前） ☎28-7907 ● ひなっこクラブ（日脚保育園内） ☎27-1064 ● あさひなないろクラブ（あさひ子ども園内） ☎45-8181 ● やさか子育て支援センター（旧安城保育園） ☎48-2613 ● なかよしルーム（ながさわ子ども園サテライト）【拡充】 ☎23-1491 	子育て世代包括支援センター ☎22-1253
17 乳児等通園支援事業 【新規】 （こども誰でも通園制度）	・生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労状況を問わず、月一定時間の利用枠の中で通園できる事業です。子ども・子育て支援課へ申請が必要です。● なかよしルーム（ながさわ子ども園サテライト）23-1491	子ども・子育て支援課（保育所幼稚園係） ☎25-9330
18 ファミリー・サポート・センター	・育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、子育てを支援します。（利用料300円～400円/30分、ひとり親家庭は減免制度があります。） 事前の登録が必要です。* 登録後、初回無料券あり	子育て世代包括支援センター ☎22-1253
19 子育て広場・子育てサロン	・まちづくりセンター等で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	
20 放課後児童クラブ	・放課後や土曜日、夏休み等の昼間、児童の健全育成のために適切な遊びや生活の場を提供します。（利用料5,000円+おやつ代1,000円/月（土曜日、夏休み利用は別途徴収）、減免制度あり） 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ入会申込書を提出してください。	子ども・子育て支援課（子ども政策係） ☎25-9331
21 放課後等デイサービス	・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。（対象：小・中・高校就学中の障がい児）	高齢障がい福祉課 ☎25-9322
22 まちづくりセンター（放課後子ども教室等）	・放課後や休日（不定期開催）において、子どもたちや親子を対象とした様々な体験・交流活動を行っています。※各まちづくりセンターによって状況が異なりますので、詳細は担当課までお問い合わせください。	まちづくり社会教育課 ☎25-9204
23 子育て短期支援事業	・保護者の疾病その他の理由により児童の養育が一時的にできない場合に、児童養護施設又は里親等において、一定期間、児童を預かります。	子ども・子育て支援課（子ども家庭相談係） ☎25-9331
 経済的支援（0歳～18歳）		
24 妊婦支援給付金	・妊婦さんへの支援のために、給付金を支給します。※いずれも面談実施後に申請が必要です。 1回目：妊娠届のとき 妊婦1人あたり 50,000円 2回目：出産後 妊娠していた子ども1人あたり 50,000円	子育て世代包括支援センター ☎22-1253
25 新生児子育て応援金	・赤ちゃんが産まれた世帯に支給します。 第1子・第2子：50,000円 第3子以降：300,000円 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
26 児童手当	・高等学校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する方に、年6回偶数月に支給します。 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	子ども・子育て支援課（子ども政策係） ☎25-9331
<ul style="list-style-type: none"> ● 支給月額 	3歳未満：第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳から高校生年代：第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	
27 児童扶養手当	・18歳までの児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得に応じて手当額が異なります） 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
<ul style="list-style-type: none"> ● 支給月額 	全部支給：48,050円 一部支給：48,040円～11,340円 第2子以降加算額：全部支給：11,350円 一部支給：11,340円～5,680円 ※本人・扶養義務者の前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。	
28 保育料負担軽減	・3歳以上児、住民税非課税世帯の3歳未満児を対象として、保育料を無償としています。（実費負担については無償となりません。） ・保育料が無償とならない3歳未満児については、保育料を国基準の6割以下に設定しており、きょうだいや世帯の状況により更に軽減しています。	子ども・子育て支援課（保育所幼稚園係） ☎25-9330
29 第3子以降保育料無償化	・第3子以降の児童の保育所、認定こども園及び認可外保育施設の保育料を無償とします。	
30 第3子以降保育所等給食費無償化	・第3子以降の児童について保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設の給食費を無償とします。※上限額（月額7,900円）の範囲内	
31 子ども医療費助成 【拡充】	・高校生年代まで（18到達後最初の3月31日まで）の子どもの医療費の自己負担額を助成します。健康医療保険課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。 出生～高校生年代：無料（保険診療に係る入院・通院・薬局等での医療費が対象です）	
32 ひとり親家庭医療費助成	・所得税非課税世帯の18歳未満又は高校3学年修了（20歳未満）までの児童を養育するひとり親家庭の医療費の自己負担額を一部助成します。 健康医療保険課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	健康医療保険課 ☎25-9411
<ul style="list-style-type: none"> ● 1か月・1医療機関あたりの自己負担限度額 	市民税課税世帯：入院 20,000円、通院 6,000円、薬局等 無料 市民税非課税世帯：入院 2,000円、通院 1,000円、薬局等 無料	
33 特別児童扶養手当	・身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の父母等に支給します。 高齢障がい福祉課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	高齢障がい福祉課 ☎25-9322
<ul style="list-style-type: none"> ● 支給月額 （障がいの程度に応じて金額が異なります） 	1級：該当児童1人につき58,450円 2級：該当児童1人につき38,930円 ※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。	

支援施策	説明	担当課
 その他		
34 出会い・結婚・出産・子育て 応援事業所認定	・従業員の出会い、結婚、出産、子育てを積極的に支援する取組を行う事業所等を「出会い・結婚・出産・子育て応援事業所」として認定します。	子ども・子育て支援課 (子ども政策係) ☎25-9331
35 予防接種【拡充】	・予防接種法で定められている「定期接種」と、希望者が接種を受ける「任意接種」があります。 定期接種は定められた期間内に無料で受けることができます。	子育て世代包括 支援センター ☎22-1253
● 種類	定期接種 B型肝炎、小児肺炎球菌、結核（BCG）、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ、子宮頸がんヒトパピローマウイルス（HPV）、ロタウイルス、RSウイルス（妊婦） 任意接種 おたふくかぜ、インフルエンザ等 ※おたふくかぜ（1歳、年長児）は4,000円、インフルエンザ（1歳から小学校6年生）は1,000円×2回/年を市が助成しています。該当者には助成券を郵送します。また骨髄移植等の治療により免疫が消失した人へ再接種費用助成もあります。	

※各支所でも受付しています。
お気軽にお問い合わせください。

○金城支所(市民福祉課)：☎42-1235

○旭支所(市民福祉課)：☎45-1435

○弥栄支所(市民福祉課)：☎48-2656

○三隅支所(市民福祉課)：☎32-2806

こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を一体的に運営し、相談支援体制を強化した「こども家庭センター」を子育て世代包括支援センター（すくすく）と市役所本庁舎にそれぞれ設置しています。
お子さんとそのご家庭に寄り添った切れ目のない相談支援を行います。
窓口の場所や電話番号は、以下のとおりです。
《問い合わせ先》

●妊娠、出産、乳幼児期の健康・子育て等に関すること

子育て世代包括支援センター（すくすく）子育て支援係
平日 8:30~17:15 ☎22-1253

●家庭児童相談・児童福祉・ヤングケアラーに関すること

子ども・子育て支援課（本庁舎）子ども家庭相談係
平日 8:30~17:15 ☎25-9331



新婚世帯の新生活を応援します

次のいずれかを給付します。

🌸 結婚新生活支援事業補助金

(住居費など)

夫婦共に29歳以下 上限 **600,000円**

夫婦共に39歳以下 上限 **300,000円**

🌸 結婚新生活応援金

新婚世帯へ

一律 **100,000円**

※申請には要件がありますので、まずはご相談ください。

《問い合わせ先》

定住関係人口推進課 ☎25-9511



子育て世代包括支援センター（すくすく）

妊婦さんや親子が参加できる行事をいろいろ計画しています。
行事のない時間も、年齢に合わせたおもちゃや絵本等で自由に遊べ、園庭で外遊びもできます。

子どもさん同士の交流、子どもを通しての仲間づくりにご利用ください。

また「子育て支援施策概要」のうち、センターが担当している業務の手続きもできます。

内容	時間	月	火	水	木	金	土	日
窓口（届出、申請等）	8:30~17:15	●	●	●	●	●	休	休
親子で遊べる日 (対象：就学前の子どもとその家族)	8:30~17:00	●	●	休	●	●	●	●

※祝日を除き、土日も利用できます。

(水曜日は乳幼児健診等により、親子で遊べる日はお休みです。)



妊娠期から子育て期に関する相談について、保健師等の専門職員が面談や電話でお答えし、安心して育児ができるようにサポートします。
(オンライン相談も可。※要予約)

🌸ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

- ・初めての妊娠、出産で何もかも不安...
- ・母乳、ミルクが足りているか心配
- ・子育てにイライラしたり、気持ちが落ち込む
- ・子どもに落ち着きがないけど大丈夫かな... など

★「相談室」があり、秘密は厳守します。

《問い合わせ先》野原町 859-1

子育て世代包括支援センター（すくすく） ☎22-1253



※浜田市からののお知らせや予防接種の予定日をスマホのプッシュ通知で受け取り、市HPの情報検索しやすくなっています。母子手帳の記録の入力や画像の保存もできます。

「子育て応援アプリ」すくすく



※浜田市の子育て支援施策の詳細は、浜田市ホームページにあります

「浜田市子育て支援サイト」



※浜田市のがん検診などの情報を発信しています。

「浜田市健康情報」

Facebook X (旧Twitter)



※食事作りの応援にお手軽簡単レシピを掲載しています

「びいびくん食堂」



令和8年度 運動会及び学習発表会等日程

学校名	運動会（体育祭）			学習発表会 （文化祭・合唱コン）		
	日程	形態	日程	備考		
小学校	原井小	5月30日（土） 8:30 午前	学習発表会	12月5日（土）		
	松原小	5月30日（土） 8:20 午前	実施しない		実施なし	
	石見小	10月3日（土） 8:30 午前	その他	2月18日（木）	(※1)	
	美川小	5月30日（土） 8:30 午前	その他	2月12日（金）	(※1)	
	周布小	10月3日（土） 8:30 午前	その他	1月30日（土）	(※1)	
	長浜小	10月17日（土） 8:30 午前	その他	11/27, 1/26, 2/18	(※1)	
	国府小	9月26日（土） 8:30 午前	その他	11月13日（金）	(※1)	
	三階小	10月3日（土） 午前	実施しない		実施なし	
	雲城小	10月17日（土） 8:30 午前	その他	11月13日（金）	人権集会として実施	
	今福小	10月17日（土） 8:40 午前	その他	2月16日（火）	(※1)	
	波佐小	5月31日（日） 8:50 午前	学習発表会	11月3日（火）	波佐文化祭内で実施	
	旭小	6月6日（土） 8:30 午前	その他	1月21日(木) 2月19日(金)	(※1)	
	弥栄小	9月26日（土） 8:30 午前	その他	11月7日（土）	弥栄小文化祭り	
	三隅小	10月17日（土） 8:45 午前	その他	2月10日（水）	(※1)	
岡見小	10月17日（土） 8:30 午前	その他	2月13日（土）	(※1)		
中学校	一中	9月17日（木） 8:45 1日	合唱コン	10月30日（金）		
	二中	9月19日（土） 8:45 午前	文化祭	10月31日（土）		
	三中	9月26日（土） 9:00 1日	合唱コン	10月30日（金）		
	浜田東中	9月19日（土） 8:55 1日	合唱コン	10月30日（金）		
	金城中	9月19日（土） 8:20 午前	学習発表会	10月24日（土）		
	旭中	10月2日（金） 9:00 1日	その他	10月30日(金) 12月11日(金)	(※2)	
	弥栄中	9月26日（土） 8:30 午前	学習発表会	10月31日（土）		
三隅中	10月3日（土） 8:40 午前	文化祭	10月30日（金）			
浜田幼稚園	10月10日（土） 午前	生活発表会	12月12日（土）			

- (※1) 学習公開日(参観日)に各学年において、学習成果発表会を実施予定。
(※2) 学習公開日に合唱等を発表予定。
(※3) 日程変更の可能性あることをご了承ください。

令和8年度 学校別児童生徒数一覧表

1 小学校

令和8年5月1日 現在

学校名	令和8年度									令和7年度	増減
	種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	合計	合計	
原井小	児童数	(3) 28	36	(4) 38	(1) 41	(1) 36	(4) 30	13	222	248	△ 26
	学級数	1	2	2	2	2	1	4	[4] 14	13	1
松原小	児童数	15	(1) 11	(1) 14	16	(3) 17	(1) 16	6	95	99	△ 4
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
石見小	児童数	(1) 34	(1) 43	(2) 50	(2) 40	(2) 49	(4) 45	12	273	299	△ 26
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	[3] 15	15	
美川小	児童数	8	(1) 6	7	10	8	(3) 10	4	53	60	△ 7
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
周布小	児童数	35	(4) 29	(2) 38	(1) 34	(4) 41	(1) 45	12	234	235	△ 1
	学級数	2	1	2	1	2	2	4	[4] 14	13	1
長浜小	児童数	(1) 24	(5) 35	(4) 32	(3) 38	(2) 41	(1) 42	16	228	235	△ 7
	学級数	1	2	1	2	2	2	4	[4] 14	14	
国府小	児童数	(3) 38	(3) 47	(4) 53	(4) 53	(5) 38	(8) 41	27	297	315	△ 18
	学級数	2	2	2	2	2	2	6	[6] 18	17	1
三階小	児童数	43	(1) 29	(3) 35	(1) 32	(1) 36	(2) 31	8	214	205	9
	学級数	2	1	1	1	2	1	3	[3] 11	10	1
雲城小	児童数	(2) 12	(1) 17	(2) 16	(3) 22	(3) 21	(3) 31	14	133	136	△ 3
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
今福小	児童数	3	8	2	6	(3) 6	7	3	35	36	△ 1
	学級数	1	1	1		1		1	[1] 5	6	△ 1
波佐小	児童数		1	1	1	3	5		11	12	△ 1
	学級数		1	1		1			3	3	
旭小	児童数	(1) 14	(1) 9	(1) 11	(1) 15	17	(1) 17	5	88	91	△ 3
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	7	1
弥栄小	児童数	4	(1) 4	(1) 8	4	(1) 7	4	3	34	39	△ 5
	学級数	1		1		1		1	[1] 4	5	△ 1
三隅小	児童数	20	(2) 18	(1) 29	(2) 29	(1) 26	31	6	159	164	△ 5
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
岡見小	児童数	6	(1) 2	6	6	(1) 7	5	2	34	36	△ 2
	学級数	1		1		1		2	[2] 5	6	△ 1
計	児童数	(11) 284	(22) 295	(25) 340	(18) 347	(27) 353	(28) 360	131	2,110	2,210	△ 100
	学級数	18	17	19	15	21	15	38	[38] 143	141	2

※()は特別支援学級に入る児童の外数 []は特別支援学級の学級の内数

※第1学年は30人・2学年は32人学級編制

※第3・4・5・6学年は35人学級編制

※事務職員未配置→波佐小

【参考】 標準学級数（文部科学省基準）・・・1クラス35人
 実学級数（少人数学級編制）・・・1クラス1年30人、2年32人、3～6年35人

2 中学校

令和8年5月1日 現在

学校名	令和8年度						令和7年度	増減
	種別	1年	2年	3年	特	合計	合計	
第一中	生徒数	(2) 116	(1) 115	(2) 131	5	367	368	△ 1
	学級数	4	4	4	2	[2] 14	14	
第二中	生徒数	46	(1) 29	(1) 34	2	111	106	5
	学級数	2	1	1	2	[2] 6	6	
第三中	生徒数	(4) 78	(1) 97	(4) 82	9	266	299	△ 33
	学級数	3	3	3	2	[2] 11	12	△ 1
浜田東中	生徒数	(4) 47	(1) 35	(1) 53	6	141	136	5
	学級数	2	1	2	3	[3] 8	10	△ 2
金城中	生徒数	(3) 20	(3) 16	(2) 27	8	71	71	
	学級数	1	1	1	3	[3] 6	5	1
旭中	生徒数	11	(2) 20	(1) 17	3	51	65	△ 14
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	5	
弥栄中	生徒数	8	7	(1) 4	1	20	20	
	学級数	1	1	1	1	[1] 4	3	1
三隅中	生徒数	(4) 28	(4) 40	(3) 38	11	117	126	△ 9
	学級数	1	2	1	2	[2] 6	7	△ 1
計	生徒数	(17) 354	(13) 359	(15) 386	45	1,144	1,191	△ 47
	学級数	15	14	14	17	[17] 60	62	△ 2

※()は特別支援学級に入る生徒の外数 []は特別支援学級の学級の内数

※第1学年は35人、第2・3学年は38人学級編制(少人数学級編成)

【参考】 標準学級数(文部科学省基準)・・・1クラス1年35人、2～3年40人
実学級数(少人数学級編制)・・・1クラス1年35人、2～3年38人

3 小・中学校全体

令和8年5月1日 現在

区分		児童生徒数			学級数		
		R7年度	増減	R7年度	増減		
1_小学校	1_通常学級	1,979 人	2,084 人	△ 105 人	105 学級	108 学級	△ 3 学級
	2_特別支援学級	131 人	126 人	5 人	38 学級	33 学級	5 学級
	小計	2,110 人	2,210 人	△ 100 人	143 学級	141 学級	2 学級
2_中学校	1_通常学級	1,099 人	1,145 人	△ 46 人	43 学級	46 学級	△ 3 学級
	2_特別支援学級	45 人	46 人	△ 1 人	17 学級	16 学級	1 学級
	小計	1,144 人	1,191 人	△ 47 人	60 学級	62 学級	△ 2 学級
全体	1_通常学級	3,078 人	3,229 人	△ 151 人	148 学級	154 学級	△ 6 学級
	2_特別支援学級	176 人	172 人	4 人	55 学級	49 学級	6 学級
	合計	3,254 人	3,401 人	△ 147 人	203 学級	203 学級	0 学級